

官報 号外

昭和六十一年三月二十八日

○第百四回参議院會議録第八号

昭和六十一年三月二十八日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第八号

昭和六十一年三月二十八日

午前十時開議

第一 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号

法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、日程第一より第一四まで

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○議長(木村睦男君) これより會議を開きます。

三月二十五日の開議後の記者会見における平泉國務大臣の発言について、内閣総理大臣及び平泉國務大臣から発言を求められております。これより順次発言を許します。中曾根内閣総理大臣。

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 平泉経済企画庁長官の去る三月二十五日の記者会見における発言は、

輕率であり、おわび申し上げます。私も平泉経済企画庁長官に対し嚴重に注意いたしました。平泉経済企画庁長官自身も深く反省しております。内閣は、今後一層言動を戒め、職責の厳正かつ公正な遂行に全力を挙げていく決意であります。

(拍手)

○議長(木村睦男君) 平泉國務大臣。

〔國務大臣平泉渉君登壇〕

○國務大臣(平泉渉君) 私のこのたびの記者会見における発言の一部について誤解を招いたことは、私の不注意からきたことであり、輕率であつたと深く反省し、陳謝いたします。

今後は、このようなことのないよう、十分に心に戒めてまいります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 日程第一 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

日程第二 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長最上進君。

審査報告書

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

昭和六十一年三月二十七日

外務委員長 最上 進

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この文書は、関税及び貿易に関する一般協定(ガット)との関連において問題とされてきた皮革及び革靴に関する輸入数量制限に代えて関税上の措置(関税割当制度)を導入するために、ガットに基づき、皮革及び革靴の譲許税率を引き上げ、その代償として計測機器、紙及び板紙、シリコンウエハーその他化学製品等二百七十八品目の譲許税率を引き下げることとを米國との間に合意したものであつて、我が國の皮革及び革靴の輸入についてガットとの整合性が図られ、我が國の貿易の健全な発展に資する見地から、妥当な措置と認められた。

一、費用

別に費用を要しない。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年三月二十五日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号

十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に關する文書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

関税及び貿易に關する一般協定に附屬する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に關する文書

第三十八表(日本国の譲許表)に關する交渉は、日本国の代表團及びアメリカ合衆国の代表團は、第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための第二十八条の規定に基

B 引き上げられる譲許税率

開税率表 番号	品 名	現行譲許 税率	新譲許税率
四一・〇二のうち	牛革(水牛革を含む)及び馬属の動物の革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)		
	二 その他のもの		
	(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもののうち	二〇%	六〇%
	染色し又は着色したもの(水牛革及びローレルレザーを除く。)		
六四・〇二のうち	履物(本底が革製、コンボジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限り、そのうち第六四・〇一に該当するものを除く。)		
	一 甲が革製のものと及び甲に毛皮を用いたものうち		
	甲が革製のもの(本底が革製、ゴム製又はコンボジションレザー製のものに限り、そのうち、スポーツ用のもので及びスリッパその他の室内用履物を除く。)	二七%	六〇%(その率が一定につき四八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
	二 その他のもの		
	(一) 本底が革製のもののうち		

関税及び貿易に關する一般協定に附屬する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に關する文書の締結について承認を求めるの件外一件

千九百八十六年二月十二日に
日本国の代表團のために
松永信雄

アメリカ合衆国の代表團のために
クレイトン・K・ヤイター
日本国の譲許表に掲げる譲許を修正し又は撤回するための第二十八条の規定に基づく
アメリカ合衆国との交渉の結果
第三十八表(日本国の譲許表)の変更

C 現行譲許表に掲げる譲許税率の引下げ

開税率表 番号	品 名	現行譲許 税率	新譲許税率
二九・〇一のうち	炭化水素		
	三 芳香族炭化水素		
	(一) キシレンのうち		
	パラキシレン	二%	一・六%
二九・〇二のうち	炭化水素のハロゲン化誘導体		
	三 オクタクロルテトラヒドロメタノインダン(クロルデン)、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインダン(ヘプタクロル)、及びヘキサクロルヘキサヒドロローエンド・エキソ・ジメタノナフタリン(アルドリッパ)のうち		
	オクタクロルテトラヒドロメタノインダン(クロルデン)	五・八%	無税
	その他のものうち		
	四 クロルフルオルエタン	五・八%	四・六%
	その他のもの(塩化ビニル、トリクロルエチレン、テトラクロルエチレン、二塩化エチレン及び四塩化炭素を除く。)	五・八%	四・六%
二九・〇三のうち	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	二 その他のもの	五・八%	四・六%
二九・〇四のうち	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	一 飽和一価アルコール及びその誘導体		
	(一) プロピルアルコール	五・八%	四・六%
	三 多価アルコール及びその誘導体		
	(一) プロピレングリコール	一〇・五%	八・四%
	(二) その他のものうち		
	アルコール	五・八%	四・六%
二九・〇六のうち	フェノール及びフェノールアルコール		
	一 単核一価フェノール		

甲の一部に革を用いたキャンパスシューズ(スポーツ用のもので除く。)

二一・六%
六〇%(その率が一定につき四八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

一六九

一七〇

三三・〇五 のうち	有機合成染料(顔料色素を含む)、有機合成ルミノ ホア、蛍光白色染料及び天然色、 三 その他のものうち 顔料色素 その他の着色料及び無機ルミノホア 五 その他のもの	五・八% 五・八% 無税 四・六%	三三・〇八 のうち	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、う わぐすり、液状ラスターその他これらに類する物品 (工業用のものに限り)及びびわぐすり用のスリッ プ並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒 状又はフレーク状のもの 二 その他のものうち ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒 状又はフレーク状のもの以外のものうち 金液及び白金液以外のもの	四・九% 三・二%	三三・〇九 のうち	ワニス、水性塗料、革の仕上げ用の調製水性顔料及 びペイント並びに亜麻仁油、ホワイトスピリット、 テルペン油、ワニスその他のペイント用の媒質に練 り込んだ顔料、スタンブ用のはく及び小売用の形状 又は包装にした染料その他の着色料並びにこの類の 注4に規定する溶液 四 合成樹脂を含有する塗料(一から三までに掲 げるものを除く) (一) 合成樹脂塗料のうち 水性エマルジョンペイント、合成樹脂ワ ニス、絶縁ペイント及び船底ペイント以 外のもの 一〇 その他のものうち 人造プラスチックの溶液	五・八% 五・八% 四・六% 五・三%	三三・〇四 のうち	天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当 該香気性物質の二以上の混合物(アルコール溶液を 含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業 において原料として用いるものに限る)	四・六% 四・八% 四・六%
三三・〇六 のうち	調製香料及び化粧品類並びに精油のアキアスディ ステレート及びアキアスソリヤーション(医薬用 に適するものを含む) 一 香水、オーデコロンその他これらに類するもの 五 その他のものうち (一) その他のものうち 香及び線香並びにつめ化粧用又はひげそ り用の製品以外のものうち 液状又はペースト状のもの(化粧水、 ヘアトニック及びシャンプーを除く) その他の形状のもの(シャンプーを除 く)	六・六% 一〇% 七・二% 七・二% 七・八%	三三・〇三 のうち	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイ リング又は加脂処理に用いる調製品(石油又は歴青 油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く) 調製潤滑剤のうち 切削油(石油又は歴青油の含有量が水分を除い た全重量の五〇%を超え、温度一五度における 比重が〇・八四九四を超えるものに限る)及び グリース以外のものうち 石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重 量の五〇%以下のもの 一 エックス線用のものうち 直接撮影用フィルム	七・八% 六・二% 六・二% 八・二%	三三・〇二 のうち	有機界面活性剤並びに調製界面活性剤及び調製洗剤 (調製したものにあつては、せつけんを含有するか しないかを問わない) 一 有機界面活性剤及び調製界面活性剤 調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイ リング又は加脂処理に用いる調製品(石油又は歴青 油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く) 調製潤滑剤のうち 切削油(石油又は歴青油の含有量が水分を除い た全重量の五〇%を超え、温度一五度における 比重が〇・八四九四を超えるものに限る)及び グリース以外のものうち 石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重 量の五〇%以下のもの 一 エックス線用のものうち 直接撮影用フィルム	七・八% 六・二% 六・二% 八・二%	三三・〇一 のうち	感光性の写真プレート及び平面写真フィルム(露 光してないものに限るものとし、紙製板紙製又は 布製のものを除く) 二 その他のもの (一) カラープレート及びカラーフィルムのうち カラーフィルム(反転現像方式のもの) (二) その他のもの	七・二% 七・二% 七・八% 七・二%
三三・〇七 のうち	その他のもの	六・二%	三三・〇八 のうち	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、う わぐすり、液状ラスターその他これらに類する物品 (工業用のものに限り)及びびわぐすり用のスリッ プ並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒 状又はフレーク状のもの 二 その他のものうち ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒 状又はフレーク状のもの以外のものうち 金液及び白金液以外のもの	四・九% 三・二%	三三・〇九 のうち	ワニス、水性塗料、革の仕上げ用の調製水性顔料及 びペイント並びに亜麻仁油、ホワイトスピリット、 テルペン油、ワニスその他のペイント用の媒質に練 り込んだ顔料、スタンブ用のはく及び小売用の形状 又は包装にした染料その他の着色料並びにこの類の 注4に規定する溶液 四 合成樹脂を含有する塗料(一から三までに掲 げるものを除く) (一) 合成樹脂塗料のうち 水性エマルジョンペイント、合成樹脂ワ ニス、絶縁ペイント及び船底ペイント以 外のもの 一〇 その他のものうち 人造プラスチックの溶液	五・八% 五・八% 四・六% 五・三%	三三・〇四 のうち	天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当 該香気性物質の二以上の混合物(アルコール溶液を 含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業 において原料として用いるものに限る)	四・六% 四・八% 四・六%

三七・〇二
のうち

感光性のロール状フィルム（露光してないものに限るものとし、パーフォーレーションを有するものか有しないかを問わない。）

一 映画用フィルム

(一) カラーフィルム

B その他のもののうち

フィルムの幅が三五ミリメートルのもの
のうち

ポジ用のもの

四%

(二) その他のもののうち

エックス線用のもの以外のもの

七・二%

二 その他のもの

(一) カラーフィルムのうち

一般用のもの

四%

(二) その他のもののうち

一般用のもの

七・二%

フィルムの幅が三五ミリメートルのもの

七・二%

マイクろ写真用のもの

七・二%

フィルムの幅が三五ミリメートルのもの

七・二%

製版用のもの

七・二%

その他のもの

七・二%

三七・〇三
のうち

感光性の紙、板紙及び布（露光してあるものか有しないかを問わないものとし、現像してないものに限る。）

一 カラー映画紙

三七・〇七
のうち

映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックのみであるかないかを問わない。）

二 その他のもの

(一) フィルムの幅が三〇ミリメートルを超え、四〇ミリメートル以下のもの

A サウンドトラックフィルム

フィルムの幅が三五ミリメートルのもの

その他のもの

B その他のもの

三八・一四
のうち

アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製した鉱物油添加剤

二 その他のもののうち

潤滑油用のもの

三八・一九
のうち

化学製品及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然物のみの混合物を含む。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の号に該当するものを除く。）

五 触媒

(一) その他のもの

自動車の排気ガス浄化用のもの

二 その他のもの

耐火性材料、脂肪酸混合物の誘導体、電気用炭素ブラジの素材（黒鉛に金属、炭素その他の材料を加え、塊、板、棒、その他これらに類する形状にしたもの）に限る。金属炭化物の固溶体及び混合物、化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物並びにソーダ石灰以外のもの

けい素を電子工業用にドーピング処理し、デイスクリット、ウェハー状その他これらに類する形状にしたもの

四%

三・九%

三・七%

(注2)

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一メートルにつき九円

一七二

三九・〇一のうち		その他のもの		四・八%	三・八%
フェノール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポリアリールエステルその他の不飽和ポリエステル、シリコンその他の縮合物、重縮合物及び重付加物（これらを変性し又は重合したものと及線状分子構造のものを含む。）		一 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。）		五・八%	四・六%
(二) その他のものうち		ポリウレタンのもの		五・八%	四・六%
エポキシ樹脂のもの		シリコンのもの		七・二%	五・八%
その他のもの（フェノール樹脂、アミノ樹脂、ポリエステル又はポリアミドのものを除く。）		五・六%		四・五%	
二 塊粉（モールディングパウダーを含む）、フレークその他これらに類する形状のもの		(一) ポリエステル樹脂のもの		五・八%	四・六%
(二) その他のものうち		イオン交換樹脂のもの以外のものうち		七%	五・六%
ポリアミドのもの		エポキシ樹脂のもの		五・八%	四・六%
その他のもの（ポリウレタン又はアミノ樹脂のものを除く。）		五・一%		四・一%	
四 接着剤を塗布した接着性の物品のうち		ポリエステルのもの		四・九%	三・九%
六 その他のもの		(四) その他のものうち		六・五%	五・二%
(四) アミノ樹脂、ポリアミド、ポリウレタン又はエポキシ樹脂のもの以外のもの		ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロロ酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリメタクリル酸誘導体、クマロンインデン樹脂その他の重合物及び共重合物		五・一%	四・一%
一 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。）		(三) その他のものうち		五・一%	四・一%
ポリ塩化ビニル、塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物、アクリル樹脂、ポリ酢酸ビニル又はポリブテンのもの以外のもの					
三九・〇二のうち					
二 塊粉（モールディングパウダーを含む）、フレークその他これらに類する形状のもの		(一) ふつ素樹脂のもの		一〇・五%	八・四%
(二) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のものうち		塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物のもの		五・八%	四・六%
(四) アクリル樹脂のものうち		イオン交換樹脂のもの以外のものうち		五・一%	四・一%
メチルメタクリル樹脂のもの以外のもの		(四) その他のものうち		五・八%	四・六%
イオン交換樹脂のもの以外のものうち		ポリスチレン共重合物のもの		五・一%	四・一%
その他のもの（ポリビニルブチラール又はポリビニルアルコールのものを除く。）		五・一%		四・一%	
四 接着剤を塗布した接着性の物品のうち		ポリ塩化ビニルのものうち		四・九%	三・九%
床用の板、タイル及びストリップ以外のもの		天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布したもの		四・二%	三・四%
その他のもの		六 その他のもの		七%	五・六%
(二) ふつ素樹脂のもの		(四) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの		七・二%	五・八%
B その他のものうち		ポリ塩化ビニルのものうち		七・二%	五・八%
床用の板、タイル及びストリップ		一次製品		七・二%	五・八%
(四) その他のもの		ポリビニルブチラールのもの		七・二%	五・八%
ニトロセルロース、アセチルセルロースその他のセルロースエステル、セルロースエーテルその他のセルロースの化学的誘導体（コロジオン及びセルロイドその他可塑性したものを含む）、再生セルロース及びバルカナイズドファイバー		二 その他のもの		七・二%	五・八%
(四) その他のものうち					

三九・〇六のうち	その他の高重合体、人造樹脂及び人造プラスチック（アルギン酸並びにその塩及びエステルを含む。）並びにリノキシン	ハムケーシングその他これに類するもの（管状のものに限る。）以外のもののうち 再生セルロース、ニトロセルロース及びアセチルセルロース以外のもののうち	可塑化してないもの	五・八％	四・六％	四八・〇一のうち	建具及び床柱以外のもの 紙及び板紙（セルロースウオッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）	四・九％	三・九％
三九・〇七のうち	第三九・〇一から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品	二 その他のもののうち でん粉誘導体以外のもの	六・四％	五・一％	二 その他のもの	印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限り。） A 新聞用紙（碎木パルプを含むものうち、一平方メートルの重量が五八グラム以下で、幅が八〇センチメートルを超えるロール状のものに限る。） B 包装用紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限り。）のうち クラフト紙及びクラフトライナー	三・九％	三・一％	
四〇・〇八のうち	（一）第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品のうち 輸送用又は包装用の容器（使い捨ての飲料用コップを含む。）及びこれらの栓、ふた、キャップその他これらに類する製品 その他のもの（衛生用品及び化粧品、装飾品及び装身具、事務用品、化学用品を含む。）衣類及び衣類付属品、電気照明器具並びにローライブラインド、ベネチアンブラインドその他これらに類する製品及びこれらの部分品を除く） ゴムの板、シート、ストリップ、棒及び型材（加硫したものに限るものとし、エポナイトのものを除く。） 一 エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーのもの（紡織用繊維の織物を単に補強のために結合したものを含む。） ゴム管（加硫したものに限るものとし、エポナイトのものを除く。）	七・二％	五・八％	（四）板紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限り。）のうち 白板紙、クラフトライナー及びクラフト板紙	五％	三・五％ （注一） （注二） （注三） （注四）			
四〇・〇九のうち	ゴムの板、シート、ストリップ、棒及び型材（加硫したものに限るものとし、エポナイトのものを除く。） 一 エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーのもの（紡織用繊維の織物を単に補強のために結合したものを含む。） ゴム管（加硫したものに限るものとし、エポナイトのものを除く。）	五・八％	四・六％	（四） A 一平方メートルの重量が一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。） B その他のもの	七・五％ 六・五％	六％			
四〇・一一のうち	ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤ、レッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ（車輪用のものに限る。） 一 自動車用のもの（公称の幅が一〇・一六ミリメートルを超えるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用するインナーチューブ及びタイヤフラップに限る。）のうち 空気タイヤ及び空気タイヤケースのうち 新品のもの	五・八％	無税	（四） A 一平方メートルの重量が一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。） B その他のもの	四・二％	三・四％			
四〇・一四のうち	その他のゴム製品（加硫したものに限るものとし、エポナイト製のものを除く。） 二 その他のもの	四・二％	三・四％	（四） A 一平方メートルの重量が一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。） B その他のもの	三・二％	二・六％			
四四・二三のうち	建築物用木工品及び木製建具（プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。）	四・二％	三・四％	（四） A 一平方メートルの重量が一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。） B その他のもの	三・二％	二・六％			

昭和六十一年三月二十八日 参議院会議録第八号

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件外一件

一七四

五・〇・〇四 五一・〇一のうち	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸を除く。) 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの (二) その他のものうち ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維、ビニロン繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるものうち ナイロン繊維のものうち テクスチャード加工糸以外のものうち よつてないもの及びより数が一メートルにつき五〇以下のものうち 芳香族ポリアミド繊維(アラミド繊維に限る)のもの その他のもの	七・五% 五・一% 五・一% 四・一% 二・五% 一・三% 無税 (注4) 六%	五八・〇二のうち	ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維、ビニロン繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるものうち ナイロン繊維のもの じゆうたん、じゆうたん地その他織物類の敷物(結ばひのたん、じゆうたんとともに、ケレムラグ、シマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを除く)とし、製品にしたものであるかないかを問わない。 二 その他のものうち 綿製のもの以外のものうち ケレムラグ、シマックラグ、カラマニラグその他これらに類するもの以外のものうち 人造繊維製のものうち タフトしたもの ウオッディング及びその製品並びに紡績用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ 二 その他のものうち ウオッディング及びその製品 不織布及びその製品(塗布してあるかないか又は染み込ませてあるかないかを問わない) 一 不織布のうち 芳香族ポリアミド繊維製のもの(電気絶縁用のものに限り)以外の人造繊維製のもの 紡績用繊維の織物類及び紡績用繊維の製品(通常機械に使用するものに限り) 三 その他のものうち 綿製のもの以外のもの 石その他の鉱物性材料の製品(泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く) 炭素又は黒鉛の製品 理化学用又は工業用の物品及び農業用のおけ、かめその他これらに類する容器並びに通常輸送用又は包装用に供するつば、ジャーその他これらに類する製品 一 理化学用又は工業用の物品のうち フェライト磁心(第八四類又は第九〇類に該当する機器に使用するものに限り)及び触媒の製造に使用される触媒担体以外のもの	一〇% 八%	四・二% 一・七%
五・〇・〇四 五一・〇一のうち	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸を除く。) 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの (二) その他のものうち ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維、ビニロン繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるものうち ナイロン繊維のものうち テクスチャード加工糸以外のものうち よつてないもの及びより数が一メートルにつき五〇以下のものうち 芳香族ポリアミド繊維(アラミド繊維に限る)のもの その他のもの	七・五% 五・一% 五・一% 四・一% 二・五% 一・三% 無税 (注4) 六%	五八・〇二のうち	ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維、ビニロン繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるものうち ナイロン繊維のもの じゆうたん、じゆうたん地その他織物類の敷物(結ばひのたん、じゆうたんとともに、ケレムラグ、シマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを除く)とし、製品にしたものであるかないかを問わない。 二 その他のものうち 綿製のもの以外のものうち ケレムラグ、シマックラグ、カラマニラグその他これらに類するもの以外のものうち 人造繊維製のものうち タフトしたもの ウオッディング及びその製品並びに紡績用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ 二 その他のものうち ウオッディング及びその製品 不織布及びその製品(塗布してあるかないか又は染み込ませてあるかないかを問わない) 一 不織布のうち 芳香族ポリアミド繊維製のもの(電気絶縁用のものに限り)以外の人造繊維製のもの 紡績用繊維の織物類及び紡績用繊維の製品(通常機械に使用するものに限り) 三 その他のものうち 綿製のもの以外のもの 石その他の鉱物性材料の製品(泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く) 炭素又は黒鉛の製品 理化学用又は工業用の物品及び農業用のおけ、かめその他これらに類する容器並びに通常輸送用又は包装用に供するつば、ジャーその他これらに類する製品 一 理化学用又は工業用の物品のうち フェライト磁心(第八四類又は第九〇類に該当する機器に使用するものに限り)及び触媒の製造に使用される触媒担体以外のもの	一〇% 八%	四・二% 一・七%

七〇・〇三	ガラスの球、棒及び管（加工してないものに限るものとし、光学ガラスのものを除く。）	四%	三・二%	無税	九%	(注5) 九%
七〇・〇七	一 石英ガラスのもの 二 その他のもの	三・二%	無税	九%	(注5) 九%	(注5) 九%
七〇・〇八	板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れ、吹上げ法により製造したもの、正法、引上げ法又は他の形状に切つたもの、曲げたもの又は緑加工法を施してあるもの、加工をしたものに限り、表面を磨いてあるもの、並に絶縁用複層ガラス及びステンドガラスその他これに類するガラス）	四・八%	一・九%	無税	一一・五%	無税
七〇・〇八	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかないかを問わない。）	六・六%	無税	無税	一一・五%	(注5) 三%
七〇・二〇	自動車用の合わせガラス ガラス繊維（ガラスウールを含む。） 糸及び織物並びにこれらの製品	五・八%	四・六%	一・七%	四・八%	一枚につき 一・九%
七〇・二〇	二 その他のもののうち ガラス繊維のスライバー、ローピング及び糸以外のもの	四・二%	一・七%	無税	五〇銭	一枚につき 五〇銭
七〇・二二	その他のガラス製品	一・九%	無税	無税	四・三%	無税
七〇・二三	合成又は再生の貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかないかを問わないものとし、取付けし又は糸通したものを除く。） 一 貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む 二 機械用又は工業用に供するために形作つたもの 三 その他のもののうち 合成のダイヤモンド以外のもの 水晶 その他のもの	七・五%	無税	無税	四・三%	無税
七〇・二六	一 貴金属をめぐらしたもの 二 その他のもののうち 身辺用模造細貨類 通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限り、並びに鉄鋼のウール及び鉄鋼製の洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品）	七・五%	無税	無税	四・三%	無税
七〇・二八	二 その他のもののうち 家庭用品及びその部分品 アルミニウムの塊及びくず	四・九%	三・九%	無税	三・六%	無税
七六・〇一	一 塊 (一) アルミニウム（合金を除く。）のもののうち	四・九%	三・九%	無税	三・六%	無税

昭和六十一年三月二十八日 参議院会議録第八号

開税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件外一件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の護許表)に掲げる護許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件外一件

一七六

八四・二一 のうち	回転ポンプのうち 油圧ポンプ 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機（原動機付きのもの及びガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む）並びにファン、送風機その他これらに類する機械	三・六%	無税
八四・二二 のうち	一 ポンプ （一）真空ポンプ 二 気体圧縮機のうち ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機以外のもので、重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの（往復式のものを除く。） 三 ファン、送風機その他これらに類する機械のうち ディーゼル機関用排気タービン過給機以外のもので、自動車のもの以外のもの 四 一から三までに掲げる機器の部分品のうち ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機のもの以外のもの 気体ポンプ、真空ポンプ又は気体圧縮機のもの ファン、送風機その他これらに類する機械のもの（自動車用排気タービン過給機のもの以外のものに限る。） エアコンディショナー（動力駆動式のファン並びに空氣の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。） 二 その他のものうち エアコンディショナー（コンプレッサ式のものに限るものとし、ウインドウ型のもの及びパッケージ型のものを除く。）のうち 定格冷房消費電力が三キロワットを超えるもの 冷蔵庫（冷凍機構を自蔵するものに限る。）及び冷凍機構を有する機械（電気式のものであるかないかを問わない。） 二 冷凍機構を有する機械のうち 冷凍機（重量が一〇〇キログラムを超えるものに限る。） その他のもの（冷凍機、アイスクリームフリーザー及び製氷機を除く。） 加熱調理、ばい焼、蒸留、精留、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法で材料	三・六%	無税
八四・一七 のうち	八四・一八 のうち	三・六%	無税
八四・一九 のうち	八四・二〇 のうち	三・六%	無税
八四・二一 のうち	八四・二二 のうち	三・六%	無税
八四・二三 のうち	八四・二四 のうち	三・六%	無税
八四・二五 のうち	八四・二六 のうち	三・六%	無税
八四・二七 のうち	八四・二八 のうち	三・六%	無税
八四・二九 のうち	八四・三〇 のうち	三・六%	無税
八四・三一 のうち	八四・三二 のうち	三・六%	無税
八四・三三 のうち	八四・三四 のうち	三・六%	無税
八四・三五 のうち	八四・三六 のうち	三・六%	無税
八四・三七 のうち	八四・三八 のうち	三・六%	無税
八四・三九 のうち	八四・四〇 のうち	三・六%	無税
八四・四一 のうち	八四・四二 のうち	三・六%	無税
八四・四三 のうち	八四・四四 のうち	三・六%	無税
八四・四五 のうち	八四・四六 のうち	三・六%	無税
八四・四七 のうち	八四・四八 のうち	三・六%	無税
八四・四九 のうち	八四・五〇 のうち	三・六%	無税
八四・五一 のうち	八四・五二 のうち	三・六%	無税
八四・五三 のうち	八四・五四 のうち	三・六%	無税
八四・五五 のうち	八四・五六 のうち	三・六%	無税
八四・五七 のうち	八四・五八 のうち	三・六%	無税
八四・五九 のうち	八四・六〇 のうち	三・六%	無税
八四・六一 のうち	八四・六二 のうち	三・六%	無税
八四・六三 のうち	八四・六四 のうち	三・六%	無税
八四・六五 のうち	八四・六六 のうち	三・六%	無税
八四・六七 のうち	八四・六八 のうち	三・六%	無税
八四・六九 のうち	八四・七〇 のうち	三・六%	無税
八四・七一 のうち	八四・七二 のうち	三・六%	無税
八四・七三 のうち	八四・七四 のうち	三・六%	無税
八四・七五 のうち	八四・七六 のうち	三・六%	無税
八四・七七 のうち	八四・七八 のうち	三・六%	無税
八四・七九 のうち	八四・八〇 のうち	三・六%	無税
八四・八一 のうち	八四・八二 のうち	三・六%	無税
八四・八三 のうち	八四・八四 のうち	三・六%	無税
八四・八五 のうち	八四・八六 のうち	三・六%	無税
八四・八七 のうち	八四・八八 のうち	三・六%	無税
八四・八九 のうち	八四・九〇 のうち	三・六%	無税
八四・九一 のうち	八四・九二 のうち	三・六%	無税
八四・九三 のうち	八四・九四 のうち	三・六%	無税
八四・九五 のうち	八四・九六 のうち	三・六%	無税
八四・九七 のうち	八四・九八 のうち	三・六%	無税
八四・九九 のうち	八四・一〇〇 のうち	三・六%	無税

八四・四五
のうち

部分品以外のもの
金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。）

一 工作機械

(一) 数値制御式のもののうち

なないフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限り行うものを除く。）

その他のもの（多軸自動旋盤（六軸以下の棒材用ものを除く）、平面研削盤（研削することが出来る長さが三、〇〇〇ミリメートルを超えるものに限り行うものを除く）、ロータリーテーブル式のものを除く）、ねじ研削盤、平歯車形研削盤（ピッチ径が九〇〇ミリメートル以上のもの及びラック工具型のもので加工することが出来る直径が一、二〇〇ミリメートル以上のものに限り行うもの）、及び平歯車研削盤を除く。）のうち

旋盤

中ぐり盤

フライス盤

研削盤

歯切盤

歯車仕上機械（他に掲げるものを除く。）

ポリッシュ盤、ラップ盤、その他これらに類する加工機械（研磨材料を用いるものを除く。）

ボール盤

金切盤（砥石切断機を含む。）

電気浸食その他の電氣的又は電子的な方法を用いた加工機械及び超音波加工機械

その他のもの（平面研削盤（研削することが出来る長さが二、〇〇〇ミリメートル以上のものに限り行うもの）を除く。）

(二) その他のもののうち

旋盤のうち

多軸自動旋盤

その他のもの（普通旋盤（ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリメートル以上のものに限り行うもの）、自動ならい旋盤、単軸自動

四・二%

無税

四%

無税

五%

無税

七・二%

無税

五・七%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

七・二%

無税

動旋盤（棒材用のものに限る。）及び立旋盤（テーブルの直径が二、〇〇〇ミリメートル以上のものに限り行うものを除く。）のうち

立旋盤（テーブルの直径が二、〇〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）以外のもの

中ぐり盤

フライス盤のうち

万能工具フライス盤

なないフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限り行うもの）、ならい操作をカム式機構により行うものを除く。）

その他のもの（平面研削盤を除く。）のうち

なないフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限り行うもの）、ならい操作をカム式機構により行うものを除く。）

その他のもの（平面研削盤を除く。）のうち

研削盤のうち

内面研削盤（研削することが出来る内径が二、〇〇〇ミリメートルに満たないものに限り行うもの）、センターレス式のものを除く。）

内面研削盤（研削することが出来る内径が二、〇〇〇ミリメートル以上のものに限り行うもの）

平面研削盤（立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することが出来る長さが二、〇〇〇ミリメートルに満たない長テーブル式のものに限る。）

その他のもの（平面研削盤（研削することが出来る長さが二、〇〇〇ミリメートル以上のものに限り行うもの）を除く。）

平面研削盤

研削することが出来る長さが三、〇〇〇ミリメートルを超えるもの（ロータリーテーブル式のものを除く。）

その他のもの

その他のもの（内面研削盤及びねじ研削盤を除く。）

三・三%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

五・四%

無税

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件 外一件 一七八

八四・五九のうち	歯切盤及び歯車仕上機械のうち 単軸ホブ盤(立型のものでテーパルの直径が七〇ミリメートル以上のものに限り。) その他のものうち 平歯車形削盤 その他のもの(ホブ盤及び平歯車研削盤を除く。) その他のものうち ホーニング盤(円筒形の内部の加工用のものに限り。) その他のものうち リーマ盤 その他のもの(ブローチ盤を除く。)	五・四%	無税
八四・六一のうち	数値制御式のもののうち 剪断機 その他のもの(プレス、鍛造機(鍛造ローラ機を含む)及びスタンピングマシンを除く。) その他のものうち プレス、成形機(ばね成形機を除く。)、 フォールディングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、 ノッチングマシン、ベンディングマシン、 及びドロ잉マシン その他のもの(ばね成形機及びスタンピングマシンを除く。)	七・二% 四・二% 四・二%	無税 無税 無税
八四・六三のうち	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 その他のもの (一) 金銭登録機(電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して動作する機能を有し、かつ、独立して動作する機能を有するものに限り。) (二) その他のものうち 電子式簿記会計機 その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びトジ機) 謄写機及びワードプロセッサ以外のもの	三・三% 四・九% 五・四% 四・二% 四・八% 四・二%	無税 無税 無税 無税 無税 無税
八四・五四のうち	その他のもの(ばね成形機を除く。)、 フォールディングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、 ノッチングマシン、ベンディングマシン、 及びドロ잉マシン その他のもの(ばね成形機及びスタンピングマシンを除く。)	四・二%	無税
八四・五二のうち	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 その他のもの (一) 金銭登録機(電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して動作する機能を有し、かつ、独立して動作する機能を有するものに限り。) (二) その他のものうち 電子式簿記会計機 その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びトジ機) 謄写機及びワードプロセッサ以外のもの	三・三% 四・二% 四・二%	無税 無税 無税
八四・五四のうち	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 その他のもの (一) 金銭登録機(電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して動作する機能を有し、かつ、独立して動作する機能を有するものに限り。) (二) その他のものうち 電子式簿記会計機 その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びトジ機) 謄写機及びワードプロセッサ以外のもの	三・三% 四・二% 四・二%	無税 無税 無税
八四・五四のうち	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 その他のもの (一) 金銭登録機(電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して動作する機能を有し、かつ、独立して動作する機能を有するものに限り。) (二) その他のものうち 電子式簿記会計機 その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びトジ機) 謄写機及びワードプロセッサ以外のもの	三・三% 四・二% 四・二%	無税 無税 無税
八四・五四のうち	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 その他のもの (一) 金銭登録機(電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して動作する機能を有し、かつ、独立して動作する機能を有するものに限り。) (二) その他のものうち 電子式簿記会計機 その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びトジ機) 謄写機及びワードプロセッサ以外のもの	三・三% 四・二% 四・二%	無税 無税 無税
八四・五四のうち	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 その他のもの (一) 金銭登録機(電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して動作する機能を有し、かつ、独立して動作する機能を有するものに限り。) (二) その他のものうち 電子式簿記会計機 その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びトジ機) 謄写機及びワードプロセッサ以外のもの	三・三% 四・二% 四・二%	無税 無税 無税
八四・五四のうち	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 その他のもの (一) 金銭登録機(電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して動作する機能を有し、かつ、独立して動作する機能を有するものに限り。) (二) その他のものうち 電子式簿記会計機 その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びトジ機) 謄写機及びワードプロセッサ以外のもの	三・三% 四・二% 四・二%	無税 無税 無税
八四・五四のうち	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 その他のもの (一) 金銭登録機(電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して動作する機能を有し、かつ、独立して動作する機能を有するものに限り。) (二) その他のものうち 電子式簿記会計機 その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びトジ機) 謄写機及びワードプロセッサ以外のもの	三・三% 四・二% 四・二%	無税 無税 無税

八五・一 のうち	電氣炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（工業用又は理化学用のものに限り）並びに電氣式又はレバー式の溶接機器、ろう付け機器、はんだ付け機器及び切断用機器	四・二%	無税
八五・一三	一 電氣炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品 有線電話用又は有線電信用の機器（搬送通信機器を含む） 搬送通信機器 電子式交換機 電話交換機（電子式のものを除く）、有線電話機器（他に掲げるものを除く）並びに有線通信機器及び無線通信機器に原則として共通に用いる部分品 その他のもの	四・二%	無税
八五・一五 のうち	無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器 三 レーダーのうち 四 その他の機器のうち 航空機用のもの（機上で用いるものであるものか、又は地上用のものであるものか、を問わない） その他のもののうち その他のもののうち	四・二%	無税
八五・一七	五 一から四までに掲げる機器の部分品 電氣式のベル、サイレン、表示盤、盗難警報器、火災警報器その他の信号機器（第八五・〇九号又は第八五・一六号に該当するものを除く） 固定式又は可変式の蓄電器 電力用コンデンサー以外のもの	四・二%	無税
八五・一八 のうち	部分品 スイッチ、継電器、ヒューズ、避雷器、サージ抑制器、プラグ、ランプホルダー、接続箱その他電氣回路の開閉用、保護用又は接続用の機器、固定式又は可変式の抵抗器（ポテンシオメーターを含むものとし）、電熱用抵抗体を除く）並びに印刷回路、配電盤及び制御盤 二 その他のもののうち 抵抗器	四・二%	無税
八五・一九 のうち		四・二%	無税
		三・六%	無税
		二・九%	
八五・二〇 のうち	その他のもの（電磁開閉器及びマイクロスイッチを除く） フィラメント電球及び放電灯（赤外線電球及び紫外線電球を含む）並びにアーク灯 一 フィラメント電球のうち 赤外線電球以外のもの	三・六%	無税
八五・二二 のうち	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用映像管及び水銀アーク整流管を含む）、光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小型電子回路並びにダイオードトランジスタその他これらに類する半導体デバイス 一 熱電子管のうち 陰極線管（テレビジョン受像機用のものに限り）及び受信管以外のもの 三 その他のもののうち 部分品のうち 光電池、集積回路又はダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス（この類の他の号に該当するものを除く。） 電氣機器（独立の機能を有するものに限り）とし、この類の他の号に該当するものを除く。） 信号発生器 その他の電氣機器（粒子加速器を除く。） 部分品（粒子加速器のものを除く。） 電氣絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるものか、問わない。） 二 合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）のうち 自動車用高圧電線 トラクター（動力取出し機構、ウインチ又はプーリーを有するものを含むものとし、第八七・〇七号に該当するものを除く） 二 その他のもの 乗用自動車及び貨物自動車（スポーツ用自動車及びトロリーバスを含むものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く） 一 乗用自動車（レースカー、乗用ジープ及び貨客兼用車を含むものとし、二に掲げるバス及び病人輸送車その他の特殊乗用自動車並びに無限軌道式のものを除く） 三 貨物自動車（無限軌道式のものと及びシャットルカーを除く）	四・二%	無税
八五・二三 のうち		四・二%	無税
		四・三%	無税
		四・二%	無税
		三・六%	無税
		三・六%	無税
		七・二%	無税
八七・〇一 のうち		四・二%	無税
八七・〇二 のうち		四・二%	無税
		三%	無税
		三%	無税
		三%	無税

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の該許表に掲げる該許を修正し又は撤回するためのアメ
リカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件)外一件 一八〇

八七・〇三	救難車、消防車、はしご車、道路清掃車、除雪車、散水車、起重機、照明車、工作車、レントゲン車その他の特殊用途自動車(第八七・〇二号に該当する自動車を除く。)	三%	無税
九〇・〇七のうち	写真機並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第八五・二〇号の放電灯を除く。)	無税	
	一 写真機(暗箱を含む。)		
	(二) 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のものうち	五・七%	二・三%
九〇・〇九のうち	医療用のもの	六%	無税
九〇・一〇のうち	二 その他のもの		
	写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器(この類の他の号に該当するものを除く。)		
	一 現像、焼付けその他の処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品のうち	四%	無税
	二 その他のものうち	四%	無税
	複写機(密着式の感光式複写機を除く。)	四%	無税
	感光式複写機又は感熱式複写機の部分品及び附属品	二・七%	無税
九〇・一三のうち	光学機器(サーチライト及びスポットライト以外の照明器具並びにこの類の他の号に該当するものを除く。)	五・七%	無税
	光学機器並びにその部分品及び附属品(理化学用のものを除く。)	五・七%	無税
	レーザ並びにその部分品及び附属品(理化学用のものを除く。)	五・七%	無税
九〇・一四のうち	土地測量機器(写真測量用のものを含む。)、水路測量機器、航行用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、羅針盤及び測距機	四・二%	無税
	気象観測機器、水理計測機器及び地球物理学用機器(理化学用のものに限り)並びにこれらの部分品及び附属品		
九〇・一七のうち	医療用又は獣医療用の機器(電気式のものを含む。)		
	医療用(外科用及び歯科用を除く。の電気機器(単に電動機で動作するものを除く。))及び外科用の針、鉗子、ナイフ、手のこぎり、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品のうち	五・八%	四・六%
	超音波診断装置		
	歯科用機器並びにその部分品及び附属品のうち		
九〇・一八のうち	電気機器(単に電動機で動作するものを除く。)	五・八%	無税
	並びにその部分品及び附属品以外のもの		
	その他のものうち		
	外科用のもの	四・九%	無税
	電気機器(単に電動機で動作するものを除く。)	四・九%	無税
	並びにその部分品及び附属品以外のもの		
	獣医療又は外科用のもの以外のもの並びにその部分品及び附属品	四・九%	三・九%
九〇・一九のうち	機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的治療用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他のこれらに類する治療用機器及び呼吸器(ガスマスクその他これに類するマスクを含む。)	四・九%	無税
	人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器		
九〇・二〇のうち	整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器(着用し、携帯し又は人体内に埋めて用いるものに限る。)	四・九%	無税
	補聴器並びにその部分品及び附属品並びに義歯以外のもの	四%	無税
	エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器(写真用又は医療用のものを含む。)		
	線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御盤並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の機、いすその他これらに類する物品		
	一 放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品	五・八%	四・六%
	二 その他のものうち		
	医療用のもの	五・八%	無税
	エックス線コンピュータ断層撮影装置	四・二%	三・四%
	その他のもの		
九〇・二四のうち	圧力計、液面計、流量計、熱流量計、通風自動調整機その他の機器(液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の量の測定用、検査用又は自動調整用のものに限り)及びサーモスタットその他の温度自動調整機器(第九〇・一四号に該当するものを除く。)	四・九%	無税
	液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の量の自動調整機器及び温度自動調整機器		
九〇・二八のうち	電気式機器(測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限り)	四・九%	無税
	一 この類の注(4)に定めるもののうち		
	電子式のもののうち		
	電圧計、電流計、周波数測定器及び周波数又は周期の計数器以外のもの	四・九%	無税

一八二

九七・〇四のうち	三 その他のも (一) 記録したもの (二) その他のもの 録音機用のテープ その他のも テーパーゲーム用具その他の室内用又は遊戯場の遊戯用具(ビリヤードテーパー、ピンテーパー及び卓球用具を含む) 三 その他のもののうち ボウリングボール以外のもの	四・二% 四・二% 三・六% 三・六%	一・七% 無税 無税 無税
九七・〇六のうち	運動用具及び戸外遊戯用具(第九七・〇四号に該当するものを除く) 一 戸外遊戯用具並びにその部分品及び附属品 二 スキー並びにその部分品及び附属品 スキー 部分品及び附属品 三 その他のもののうち ゴルフ用具並びにその部分品及び附属品 その他のもののうち テニスラケット(ガットを張つてあるかないかを問わない)及び金属製バット 万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー、シャーペンシル並びにこれらの部分品及び附属品(第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く) 一 万年筆、ボールペン及びシャーペンシル (一) 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	三・六% 三・六% 六・五% 八% 三・六% 四・八%	無税 無税 二・四% 二・四% 無税 無税
九八・〇三のうち			

注1 この税率は、千九百八十七年三月三十一日まで適用する。	
注2 この税率は、千九百八十七年四月一日から適用する。	
注3 この税率は、千九百八十七年四月一日から千九百八十八年三月三十一日まで適用する。	
注4 この税率は、千九百八十八年四月一日から適用する。	
注5 この税率は、千九百八十八年一月一日から適用する。	

昭和六十一年三月二十八日 参議院会議録第八号

審査報告書

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十七日

外務委員長 最上 進

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この文書は、関税及び貿易に関する一般協定(ガット)との関連において問題とされてきた皮革及び革靴に関する輸入数量制限に代えて関税上の措置(関税割当制度)を導入するために、ガットに基づき、皮革及び革靴の譲許税率を引き上げること、併せて現行の譲許税率を一次税率として譲許し、この税率の適用される量が一定量を下回らないものとする、その代償として乗用自動車、眼鏡の柄及び枠、香水・オーデコロン等十二品目の譲許税率を引き下げ、これを欧州経済共同体との間に合意したものであつて、我が国の皮革及び革靴の輸入についてガットとの整合性が図られ、我が国の貿易の健全な発展に資する見地から、妥当な措置と認められた。

一、費用

別に費用を要しない。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件外一件
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十一年三月二十五日
衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書

第三十八表(日本国の譲許表)に関する交渉は、日本国の代表団及び欧州共同体委員会の代表団は、第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための第二十八条の規定に基づき交渉を、附属書に記載するとおり、完了した。

千九百八十六年二月十二日に

日本国の代表団のために

千葉一夫

欧州共同体委員会の代表団のために

トラン・ヴァン・ティン

B

引き上げられる譲許税率

日本国の譲許表に掲げる譲許を修正し又は撤回するための第二十八条の規定に基づく欧州経済共同体との交渉の結果
第三十八表(日本国の譲許表)の変更

関税率表 番号	品名	現行譲許税率	新譲許税率
四一・〇二のうち	牛革(水牛革を含む)及び馬属の動物の革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く)	二〇%	二〇%
二	その他のもの	二〇%	二〇%
六四・〇二のうち	(一) 染色し、着色し又は模様が付けられたもの(水牛革及びローラーレザーを除く) 各年度において政令で定める数量(三、四二、〇〇〇平方メートルを下らない数量とする)以内のもの(注一) その他のもの	二〇%	六〇%
	(二) 染色し又は着色したもの(水牛革及びローラーレザーを除く) 各年度において政令で定める数量(三、四二、〇〇〇平方メートルを下らない数量とする)以内のもの(注一) その他のもの	二〇%	六〇%
	一 甲が革製のもの及び甲に毛皮を用いたものうち 甲が革製のもの(本底が革製、ゴム製又はコンポジションレザー製のものに限るものとし、スポンジ用、パズル用、及びスリッパその他の室内用履物を除く) 各年度において政令で定める数量(二、四五三、〇〇〇足を下らない数量とする)以内のもの(注二) その他のもの	二七%	二七%
	二 その他のもの	二七%	二七%
	(一) 本底が革製のものうち 甲の一部に革を用いたキャンバスシューズ(スポーツ用のものを除く) 各年度において政令で定める数量(二、四五三、〇〇〇足を下らない数量とする)以内のもの(注二)	二一・六%	二一・六%

C

関税率表 番号	品 名	現行議許 率	新議許税率
二九・一四 のうち	モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	二一・六%	六〇% (その率が一定につき四、八〇%の率より低いときは、当該従量税率)
三〇・〇五 のうち	七 その他もののうち フェニル酢酸及びその塩	八・二%	六・四%
三三・〇六 のうち	その他の医療用品 エックス線検査用造影剤及び診断用試薬並びに血液型判定用試薬 調製香料及び化粧品類並びに精油のアキニアスチレート及びアキニアスチリニオン (医薬用に適するものを含む)	五・八%	四%
三七・〇三 のうち	一 香水、オーデコロンその他これらに類するもの 感光性の紙、板紙及び布 (露光してあるかないかを問わないものとし、現像してないものに限る)	一〇%	五・三%
四〇・一一 のうち	二 その他のもののうち 写真感光紙 (転写材及び現像剤を結合したもので、拡散転写方式のものに限るものと、ロール状のものを除く) ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤ、トラッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ (車輪用のものに限る) 自動車用のもの (公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用するインナーチューブ及びタイヤフラップに限る)のうち 空気タイヤ及び空気タイヤケースのうち	六・六%	六%

注1 各年度において政令で定める数量には、第四一・〇二号の二の(一)に該当する物品を含む。
注2 各年度において政令で定める数量には、次の物品を含む。

第六四・〇二号の一に該当する履物 (スポーツ用のもの及びスリッパを除く)のうち、
甲が革製のもの及び甲に毛皮を用い、かつ、甲の一部に革を用いたもの
第六四・〇二号の二の(一)に該当する履物 (スポーツ用のもの及びスリッパを除く)のうち、
甲の一部に革を用いたもの

八四・四五 のうち	新品のもの 金属又は金属炭化物の加工機械 (第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く) 二 その他のもの (一) 数値制御式のもののうち プレス	五・八%	無税
八七・〇一 のうち	トラクター (動力取出し機構、ウインチ又はプーリーを有するものを除く)のとし、第八七・〇七号に該当するものを除く) 一 車輪式のもののうち 公称馬力が五〇馬力を超えるもののうち 四輪式のもののうち 農業用のもの その他のもののうち 四輪式のもののうち 農業用のもの	五・七%	無税
八七・〇二 のうち	乗用自動車及び貨物自動車 (スポーツ用自動車及びトロリーバスを含むものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く) 一 乗用自動車 (レトロカ、乗用ジープ及び貨客兼用車を含むものとし、二に掲げるバス及び病人輸送車その他の特殊乗用自動車並びに無限軌道式のものを除く) 眼鏡の柄及び枠並びにこれらの部分品 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属又はべつこうを用いたもの 金属製、セルロイド製又は合成樹脂製のフレーム以外のフレーム その他のもの	五・八%	無税
九〇・〇三 のうち	電気式機器 (測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る) 二 この類の注5(b)に定めるもののうち 寸法測定機 (マイクロメーター及び指針測微器を除く) 及び動力試験機 (電子式のものに限る)	三%	無税
九〇・二八 のうち	電機式機器 (測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る) 二 この類の注5(b)に定めるもののうち 寸法測定機 (マイクロメーター及び指針測微器を除く) 及び動力試験機 (電子式のものに限る)	一四・九%	無税

「最上進着登壇、拍手」

○最上進着 だいたい議題となりました関税及び貿易に関する一般協定関係の文書二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

我が国が実施してきた皮革及び革靴の輸入数量制限はガットとの関係で問題となっており、また、我が国の皮革・革靴業界も厳しい状況に置かれていて、我が国は輸入数量制限にかえて関税割り当て制度を導入することを目的とし、

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号

郵便法等の一部を改正する法律案外一件

米国及び欧州経済共同体との間でガットに基づき交渉を行つてまいりました。

これらの文書は、その交渉結果を収録したものでありまして、皮革及び革靴についての我が国の譲許税率を引き上げ、その代償として、米国に対しては計測機器等二百七十八品目について、欧州経済共同体に対しては乗用自動車等十二品目について、我が国の譲許税率を引き下げることを規定しております。

委員会におきましては、交渉の経緯、代償の内容、皮革・革靴産業に及ぼす影響とその対応策等につき質疑が行われましたが、詳細は會議録によつて御承知を願います。

昨二十七日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより両件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よつて、両件は承認することに決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第三 郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長大森昭君。

審査報告書

郵便法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十五日

通信委員長 大森 昭

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため、書留としない小包郵便物に対する損害賠償の実施、料金受取人払制度の改善等の措置を講ずるほか、簡易郵便局に委託する事務に厚生年金保険の給付の支払事務等を加えること及び郵便切手類売りさばき所において郵便の利用上必要な物品を販売することができるとする等の必要があるため、郵便法等その他関係法律について所要の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

郵便法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十一年二月二十八日 内閣総理大臣 中曾根康弘

郵便法等の一部を改正する法律案

郵便法等の一部を改正する法律

第一条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)

の一部を次のように改正する。

第三十二条第四項中「及び特別」を「特別」に改め、「に」を「を」に改め、後納する郵便に

関する料金の概算額が省令で定める額に満たない者で、省令の定めるところにより、その料金を納付すべき期日までに納付できないおそれ

ないものと認められたものを」を加え、同条に次の一項を加える。

郵政大臣は、前項の規定により、後納する郵便に関する料金の概算額に関する省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第三十二条の二第一項中「通常郵便物」を「郵便物」に、「郵政省の承認を受け、郵便料金はその者において支払うべき旨の」を「郵便物の料金及び特殊取扱の料金をその者において納付することにつき、郵政省の承認を受け、省令の定めるところにより、その者又は郵便物の差出人がその旨の」に、「及び郵政省の承認番号」を「郵政省の承認番号その他の事項」に、「特殊取扱としない」を「」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「前項」を「第三項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第二項の規定により差し出された郵便物について、交付の際受取人がその料金に省令で定める額の手数料を加算した額を納付しないときは、これを差出人に還付する。その際差出人は、同項の料金に省令で定める額の手数料を加算した額を納付しなければならない。

第一項又は第二項の規定により差し出された郵便物の受取人は、第三項又は前項の規定にかかわらず、省令で定める場合は、第三項又は前項前段の手数料を納付することを要しない。

第三十二条の二第二項の次に次の一項を加える。

省令で定める郵便物で、その差出人が、省令の定めるところにより、郵便物の料金及び特殊取扱の料金を受取人が納付してこれを受け取ることにつき当該受取人の承諾を得てその者にあてて差し出すものは、差出人において、当該料金を納付することを要しない。

第三十三条の見出し中「売さばき」を「販売」に改め、同条中「あらわす」を「表示」に、「売さばき人」を「販売者」に、「売りさばく」を「販売する」に改める。

第三十四条の見出し中「売りさばき額」を「販売額」に改め、同条第一項中「売りさばく」を「販売する」に改める。

第四十四条中「市内特別郵便物以外の郵便物」を「郵便物(省令で定めるものを除く。)」に改める。

第五十八条第四項に次の一号を加える。

三 小包郵便物(省令で定めるものを除く。)

第六十八條第一項中「基く」を「基づく」に、「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

三 小包郵便物(書留としたもの及び省令で定めるものを除く。次項において同じ。)の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき。

第六十八條第二項に次の一号を加える。

五 小包郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき。

省令で定める額を限度とする実損額

第七十六條の見出し中「みだす」を「乱す」に改め、同条第一項中「十万円」を「百万円」に改める。

第七十七條中「五万円」を「五十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

第七十八條中「五万円」を「五十万円」に改める。

第七十九條の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第一項中「取扱」を「取扱い」に、「二十万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「因つて」を「よつて」に、「二十万円」を「二十万円」に改める。

第八十條第一項中「二十万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「五十万円」に改める。

第八十一条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第八十一条の二「恐かつ」を「恐喝」に、「五万円」を「五十万円」に改める。

第八十二条の見出し中「いつわる」を「偽る」に改め、同条中「あらわす」を「表す」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第八十三条の見出し中「免かれる」を「免れる」に改め、同条第一項中「免かれ」を「免れ」に、「二万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「五十万円」に改める。

第八十五条第二項中「一万円」を「十万円」に改める。

(簡易郵便局法の一部改正)

第二条 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「並びに国民年金の給付の支払に関する」を、「国民年金の給付の支払に関する郵政窓口事務並びに厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十五条の政令並びに道路交通法(昭和二十五年法律第五号)第二百二十八条第一項(同法第三百十條の二第三項において準用する場合を含む)及び同法第二百九条第一項の政令の規定による」に改める。

第七条の見出し中「設置」の下に「及び受託者の呼称」を加え、同条に次の一項を加える。

2 受託者(第三条第一項第一号から第四号までに掲げる者にあつては、その代表者)は、簡易郵便局長という呼称を用いることができる。

第十条に次の一項を加える。

2 簡易郵便局における第六条の政令の規定による郵政窓口事務の準拠法規に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四条の見出しを「郵便切手類の販売及び

印紙の売りさばき」に改め、同条中「郵便切手類販売さばき所及び印紙販売さばき所」に関する法律を「郵便切手類販売所等に関する法律」に、

「郵便切手類及び印紙の売りさばき人」を「郵便切手類販売者」に、「郵便切手類販売さばき所及び印紙販売さばき所(以下「販売さばき所」と総称する)を「郵便切手類販売所及び印紙販売さばき所(次条において「販売所等」という)に改める。

第十五条第一項中「及び印紙の売りさばき」を「の販売及び印紙の売りさばき」に、「取扱につき」を「取扱」に改める。

(郵便切手類販売さばき所及び印紙販売さばき所に関する法律の一部改正)

第三条 郵便切手類販売さばき所及び印紙販売さばき所に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

郵便切手類販売所等に関する法律

第一条中「あらわす」を「表す」に、「発行する現金封筒」を「販売する封筒その他郵便の利用上必要な物」に改める。

第二条第一項中「及び印紙を」を「販売し、及び印紙を」に、「及び印紙の売りさばき人」を「販売し、及び印紙を売りさばく者(以下「郵便切手類販売者」という)に、「及び印紙の売りさばき」に改め、同条第四項中「郵便切手類及び印紙の売りさばき人並びに印紙の売りさばき人(以下「販売さばき人」と総称する)を「郵便切手類販売者及び印紙の売りさばき人(以下「販売者等」という)に、「規定する売りさばき人」を「規定する販売者等」に、「売りさばき人になろうとする者の申込」を「その選定の申込み」に改め、同条第五項中「売りさばき人」を「販売者等」に、「抽せん」を「抽せん」に、「売りさばき人を選定」を「その選

定」に改める。

第三条中「売りさばき人は」を「販売者等は」に、「郵便切手類及び印紙の売りさばき人」を「郵便切手類販売者」に、「郵便切手類販売さばき所」を「郵便切手類販売所」に、「印紙のみの売りさばき人」を「印紙の売りさばき人」に、「印紙販売さばき所」を「印紙販売さばき所」に改める。

第四条中「売りさばき人」を「販売者等」に改める。

第五条第一項中「売りさばき人は、その売りさばき所」を「販売者等は、その郵便切手類販売所又は印紙販売さばき所」に、「みだす」を「満たす」に、「当該売りさばき所」を「当該場所」に改め、「公平」の下に「販売し、又はを加え、但し」を「ただし」に、「売りさばき所以外の場所において」を「郵便切手類販売所又は印紙販売さばき所以外の場所において販売し、又は」に改め、同条第二項中「従つて」の下に「販売し、又は」を加え、「売りさばき人」を「販売者等」に改める。

第五条の二「郵便切手類及び印紙の売りさばき人」を「郵便切手類販売者」に、「売りさばき所」を「郵便切手類販売所」に改める。

第五条の三「売りさばき人」を「販売者等」に、「郵便切手類販売さばき所及び印紙販売さばき所以下「販売さばき所」と総称する)を「郵便切手類販売所及び印紙販売さばき所(次条において「販売所等」という)に改める。

第六条中「売りさばき所」を「販売所等」に、「及び印紙の売りさばき時間」を「の販売時間及び印紙の売りさばき時間」に改める。

第七条第一項中「売りさばき人」を「販売者等」に改め、「郵便切手類」の下に「の販売」を加え、「売りさばき手数料」を「販売手数料及び売りさばき手数料」に改め、同条第二項中「前項」の下に「販売手数料及び」を、「郵便切手類」の下に

「の販売」を加える。

第八条中「郵便切手類及び印紙の売りさばき人」を「郵便切手類販売者」に、「売りさばき人として郵便切手類及び印紙の売りさばき」を「郵便切手類販売者として郵便切手類の販売及び印紙の売りさばき」に改める。

第九条中「売りさばき人」を「販売者等」に、「又は印紙の売りさばき」を「の販売又は印紙の売りさばき」に、「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第十条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「又は印紙の売りさばき」を「の販売又は印紙の売りさばき」に改め、同条第一号中「郵便切手類及び印紙の売りさばき人」を「郵便切手類販売者」に、「及び印紙を」を「販売し、及び印紙を」に改め、同条第二号中「売りさばき人」を「売りさばき人」に改め、同条第三号中「売りさばき人」を「販売者等」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第四号中「売りさばき人」を「販売者等」に改め、同条第五号中「売りさばき人の売りさばき所」を「販売者等の郵便切手類販売所又は印紙販売さばき所」に、「又は印紙の売りさばき」を「の販売又は印紙の売りさばき」に改める。

第十一条第一項中「金額」の下に「販売し、又は」を加え、「一万円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。ただし、第二条中簡易郵便局法第六条の改正規定(厚生保険特別会計法第十五条の政令の規定による郵政窓口事務に係る部分に限る。)及び簡易郵便局法第十条の改正規定は公布の日から、第二条中簡易郵便局法第六条の改正規定(厚生保険特別会計法第十五条の政令の規定による郵政窓口事務に係る部分を除く。)は昭和六十二年一月一日から施行する。

昭和六十一年三月二十八日 参議院会議録第八号 郵便法等の一部を改正する法律案外一件

一八六

(郵便法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

(郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に
関する法律の一部改正に伴う経過措置)

3 この法律の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の規定による郵便切手類及び印紙の売さばき人並びに郵便切手類売さばき所は、それぞれ第三条の規定による改正後の郵便切手類販売所等に関する法律の規定による郵便切手類販売者及び郵便切手類販売所とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十一号中「売さばき、並びに」を「販売し、」に、「物及び」を「物を販売し、並びに」に改める。

第五条第十六号中「売さばき」を「販売する」に改める。

(お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部改正)

6 お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等

の発売並びに寄附金の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第五条第三項第三号中「売さばき期間」を「販売期間」に改める。

第六条中「郵便切手類売さばき所」を「郵便切手類販売所」に改める。

第七条第二項中「売さばき」を「販売」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

7 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号及び第七号から第九号までの規定中「郵便切手類売さばき所」を「郵便切手類販売所」に改める。

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十七日

通信委員長 大森 昭

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の昭和六十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これら収支予算等によれば、事業収入、事業支出とも三千四百四十五千万円であつて、事業収支は均衡を保つており、債務償還に必要な資金を補てんするため、昭和五十九年度及び昭和六十年年度からの繰越金百八十三億二千万円のうち、九十九億二千万円を資本収支に繰り入れ、残金の八十四億円は翌年度の財政安定化財源として繰り延べることとしている。

また、事業計画においては、テレビ・ラジオ放送網の拡充、衛星放送設備の整備、視聴者の意向に応じた番組の編成、受信料の確実な収納等営業活動の強化に重点を置いている。

これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当なものと認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一、放送の不偏不党と表現の自由を確保するとともに、放送の社会的影響の重大性を深く認識し、国民の放送に対する信頼を一層高める

よう努めること。

一、協会は、厳しい経営環境にかんがみ、一層、事業運営の効率化と収入の確保に努め、今後における視聴者の負担増を極力抑制するとともに、衛星放送等ニューメディアの進展に対応する長期的な経営の在り方について、さらに検討を進めること。

一、衛星放送については、その正常な運用に万全を期し、難視聴解消の目的達成に努めるとともに、視聴者のニーズに応える効果的な活用方策を検討すること。

一、国際間の相互理解の増進に資するため、国際放送について、交付金等の確保を図るほか、海外中継の拡充等受信改善と番組の充実刷新にさらに努めること。

一、協会は、地域放送について、地域に密着した多様な放送サービスの展開を図るなど、その充実強化に一層の努力を払うこと。

右決議する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年三月二十五日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和61年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会昭和61年度収支予算、事業計画及び資金計画
昭和61年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和61年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、契約種別及び支払区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

この場合において、普通契約とは、カラーテレビジョン放送を含まない受信の契約をいい、カラー契約とは、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。また、訪問集金とは、協会の集金取扱者への支払など口座振替以外の方法による支払をいい、口座振替とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をいう。

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額		12か月前払額	
			訪問集金	口座振替	訪問集金	口座振替
普通契約	訪問集金	680円	3,820円		7,480円	
	口座振替	680円	3,540円		6,980円	
カラー契約	訪問集金	1,040円	5,860円		11,440円	
	口座振替	980円	5,570円		10,890円	

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別措置として、次の表に掲げるとおりとする。

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額		12か月前払額	
			訪問集金	口座振替	訪問集金	口座振替
普通契約	訪問集金	540円	3,040円		5,940円	
	口座振替	480円	2,760円		5,390円	
カラー契約	訪問集金	900円	5,060円		9,900円	
	口座振替	850円	4,780円		9,350円	

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業費の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第12条 業務に関連する調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

昭和61年度収支予算書

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業收入		341,445,056
事業支出		341,445,056

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、3,411 億 4,505 万 6 千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、3,077 億 4,605 万 6 千円であり、経常収支差金は、3 億 9,900 万円である。

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		63,242,000
前期繰越金受入れ		9,922,000
減価償却資金受入れ		35,800,000
資産受入れ		737,000
放送債券還積立資産戻入れ		4,120,000
放送債券		6,000,000

92,248,192	費	送	納	策	研究	放	收	對	報	研	內	際	約	信	國	國	契	受	廣	調	給	退	一	減	財	特	予
2,638,750	費	送	納	策	研究	放	收	對	報	研	內	際	約	信	國	國	契	受	廣	調	給	退	一	減	財	特	予
36,076,810	費	送	納	策	研究	放	收	對	報	研	內	際	約	信	國	國	契	受	廣	調	給	退	一	減	財	特	予
1,212,577	費	送	納	策	研究	放	收	對	報	研	內	際	約	信	國	國	契	受	廣	調	給	退	一	減	財	特	予
1,629,353	費	送	納	策	研究	放	收	對	報	研	內	際	約	信	國	國	契	受	廣	調	給	退	一	減	財	特	予
3,842,091	費	送	納	策	研究	放	收	對	報	研	內	際	約	信	國	國	契	受	廣	調	給	退	一	減	財	特	予
116,369,963	費	送	納	策	研究	放	收	對	報	研	內	際	約	信	國	國	契	受	廣	調	給	退	一	減	財	特	予
33,842,980	費	送	納	策	研究	放	收	對	報	研	內	際	約	信	國	國	契	受	廣	調	給	退	一	減	財	特	予
9,325,916	費	送	納	策	研究	放	收	對	報	研	內	際	約	信	國	國	契	受	廣	調	給	退	一	減	財	特	予
35,300,000	費	送	納	策	研究	放	收	對	報	研	內	際	約	信	國	國	契	受	廣	調	給	退	一	減	財	特	予
5,958,412	費	送	納	策	研究	放	收	對	報	研	內	際	約	信	國	國	契	受	廣	調	給	退	一	減	財	特	予
699,000	費	送	納	策	研究	放	收	對	報	研	內	際	約	信	國	國	契	受	廣	調	給	退	一	減	財	特	予
2,500,000	費	送	納	策	研究	放	收	對	報	研	內	際	約	信	國	國	契	受	廣	調	給	退	一	減	財	特	予

資 本 支 出	長 期 借 入 金	7,163,000
建 設 費		63,242,000
出 資		49,000,000
放送債券償還積立資産繰入れ		200,000
放 送 債 券 償 還 金		5,401,000
長 期 借 入 金 返 還 金		4,120,000
		4,521,000
資 本 収 支 差 金		0

資本収支において、昭和61年度以降の財政を安定させるため、昭和59年度及び昭和60年度から使用を繰り延べることとしている繰越金合計183億1,702万1千円のうち、99億2,200万円を本年度の前期繰越金受入れに計上して、債務償還のために使用する。なお、83億9,502万1千円を翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べる。

昭和61年度事業計画

1 計画概説

協会は、昭和61年度の事業運営に当たっては、昭和59年度を初年度とする8か年経営計画の最終年度として、諸計画の達成を目指すとともに、極めて厳しい財政状況にあることを認識しつつ、将来の経営の展開に備えることとする。

このため、収入の確保を図り、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすべからぬ放送の実施に努め、公共放送としての役割を果たすこととする。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要望にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進める。ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

(3) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(4) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などについて、地域活動を基本として、きめ細かい施策を効果的に推進する。

(5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組の充実刷新を行うとともに、受信の改善に努める。

(6) 調査研究については、ニエーメディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進して、企業能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 協会の施設を利用してテレビジョン文字多重放送を行う法人等に対し出資を行う。

2 建設計画

建設計画については、ニエーメディアの実用化のための施設の整備に43億4,900万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に143億1,700万円、演義所の整備に5,000万円、放送番組設備の整備に227億4,500万円、研究設備の整備等に75億3,900万円、総額490億円をもって施行する。

(1) 新放送施設整備計画

放送衛星については、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進める。

また、テレビジョン音声多重放送及びテレビジョン文字多重放送について、全国ネットワークを完成するために必要な設備の整備を行う。

これらに要する経費は、43億4,900万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

大規模な宅地造成による難視及び外国電波強信等に対し、補完的に、6地区にテレビジョン局を建設するほか、2地区の建設に着手する。

また、果敢放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備を行う。

これらに要する経費は、61億3,900万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

中波放送局については、8 局の建設を行うほか、1 局の建設に着手する。F M放送局については、2 局を建設する。 また、国際放送の受信改善に必要な設備の整備のための負担を引き続き行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。 これらに要する経費は、81 億 7,800 万円である。	教養番組を刷新し、聴取者の聴取態様に対応した番組の編成を行う。また、F M放送は、1 日 18 時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心に編成し、聴取者の意向にこたえて番組の充実を図る。 地域放送については、総合放送において、1 日 2 時間、第 1 放送において、1 日 2 時間 30 分、F M放送において、1 日 1 時間 50 分の放送時間により実施することとし、地域の特性に即した番組を一層充実して、地域サービスの向上を図る。 衛星放送については、1 日 18 時間の放送時間により、地上波によるテレビジョン番組の同時放送を中心に編成するほか、時差放送等の効果的な編成を行い、衛星放送の普及に資する。 放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。
(4) 演奏所整備計画 老朽、狭あいな大阪放送会館及び名古屋放送会館の整備に着手する。 これらに要する経費は、5,000 万円である。	これらの番組関係に要する経費の総額は、628 億 7,624 万 1 千円である。すなわち、番組制作に 567 億 9,319 万 2 千円、番組の編成企画その他に 60 億 8,304 万 9 千円である。 イ 放送施設の運用維持については、新放送施設の整備等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。
(5) 放送番組設備整備計画 非常災害時における報道機能の確保などを図るため、老朽した放送センターのニュース関係施設の改善整備を取り進めるとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の著しい番組送出用機器の更新整備等を行う。	これに要する経費は、213 億 4,095 万 2 千円である。 ウ 通信施設関係については、前年度 77 億 8,943 万 3 千円に対し、2 億 4,156 万 6 千円の増額となり、総額 80 億 3,099 万 9 千円である。 以上により、国内放送費総額は、前年度 804 億 7,691 万 8 千円に対し、17 億 7,127 万 4 千円の増額となり、総額 822 億 4,819 万 2 千円である。
(6) 研究設備、一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舍の整備等を行う。	(2) 国際放送 国際放送については、1 日 40 時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、国内の新送信設備による放送を開始するなど受信の改善に努める。 このため、前年度 23 億 4,489 万 5 千円に対し、1 億 9,386 万 5 千円の増額となり、総額 25 億 3,875 万円である。
(7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、26 億 3,700 万円である。	(3) 契約収納 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。
3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、1 日 18 時間の放送時間により、広く一般を対象とした普遍性ある放送として、ニュース、報道番組の充実、特別企画番組の積極的編成、開発に努める。また、音声多重放送、文字多重放送について、放送地域を全国に拡充するほか、音声多重放送については、放送時間の拡充を行う。教育放送は、1 日 18 時間の放送時間により、各種教育、教養番組を中心に編成し、番組の充実刷新を図る。 ラジオ放送においては、第 1 放送は、1 日 19 時間の放送時間により、生活情報波としての役割の一層の充実を図る。第 2 放送は、1 日 18 時間 30 分の放送時間により、一般向け教育、	

このため、前年度 352 億 3,478 万 4 千円に対し、8 億 4,203 万 2 千円の増額となり、総額 360 億 7,681 万 6 千円である。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変容に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星放送など新しい放送の普及に努めることとするが、新幹線障害対策の減等により、前年度 12 億 4,657 万 5 千円に対し、3,399 万 8 千円の減額となり、総額 12 億 1,257 万 7 千円である。

(5) 広報

公共放送としての協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、協会の事業に対する理解促進を図るための広報活動、視聴者の意向の把握と反映及び放送番組を軸とした視聴者サービスなどについて、地域活動を基本として、きめ細かい施策を推進することとするが、効果的、効率的な活動を行うことにより、前年度 15 億 7,740 万 6 千円に対し、4,804 万 8 千円の減額となり、総額 15 億 2,935 万 8 千円である。

(6) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、番組視聴状況調査及び意向調査等を行い、技術面において、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度 38 億 976 万 1 千円に対し、3,233 万円の増額となり、総額 38 億 4,209 万 1 千円である。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額 1,163 億 6,996 万 2 千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職人員の増加等により、前年度 327 億 5,135 万 7 千円に対し、10 億 9,162 万 3 千円の増額となり、総額 338 億 4,298 万円である。

(9) 一般管理

一般管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減を図ることとするが、施設関係保険料の増加等により、前年度 87 億 7,661 万 2 千円に対し、5 億 4,930 万 6 千円の増額となり、総額 93 億 2,591 万 8 千円である。

(10) 減価償却費、財務費及び予備費

減価償却費 353 億円、支払利息、放送債券発行償還経費等の財務費 59 億 5,941 万 2 千円及び予備費 25 億円を計上する。

(11) 特別収入及び特別支出

特別収入は、固定資産売却益等 3 億円を計上する。

特別支出は、固定資産売却損等 6 億 9,900 万円を計上する。

4 受信契約件数

(1) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区 分	昭和 61 年度	昭和 60 年度	増 減
年度 初 頭 契 約 件 数	1,814,000	1,914,000	▲ 100,000
年度 内 新 規 契 約 件 数	350,000	380,000	▲ 10,000
年度 内 解 約 件 数	400,000	460,000	▲ 60,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	▲ 50,000	▲ 100,000	50,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	昭和 61 年度	昭和 60 年度	増 減
年度 初 頭 免 除 件 数	229,000	242,000	▲ 13,000
年度 内 新 規 免 除 件 数	6,000	7,000	▲ 1,000
年度 内 解 約 件 数	19,000	20,000	▲ 1,000
年度 内 増 加 免 除 件 数	▲ 13,000	▲ 13,000	0

(2) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区 分	昭和 61 年度	昭和 60 年度	増 減
年度 初 頭 契 約 件 数	28,804,000	28,274,000	530,000

26

年度内新規契約件数	2,140,000	2,130,000	10,000
年度内解約件数	1,660,000	1,600,000	60,000
年度内増加契約件数	480,000	530,000	50,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	昭和61年度	昭和60年度	増	減
年度初頭免除件数		667,000	632,000		25,000
年度内新規免除件数		50,000	55,000	△	5,000
年度内解約件数		25,000	30,000	△	5,000
年度内増加免除件数		25,000	25,000		0

(参考1)

有料契約見込総数

区	分	普通契約	カラー契約	契約総数
年度初頭契約件数		1,814,000	28,804,000	30,618,000
年度内増加契約件数		50,000	480,000	480,000
年度末契約件数		1,764,000	29,284,000	31,048,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	普通契約	カラー契約	契約総数
年度初頭契約件数		21,000	217,000	238,000
年度内増加契約件数		1,000	6,000	5,000
年度末契約件数		20,000	223,000	243,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		962,000	862,000	1,814,000
年度内増加契約件数		△	55,000	50,000
年度末契約件数		907,000	867,000	1,764,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		21,000	0	21,000
年度内増加契約件数		△	2,000	1,000
年度末契約件数		19,000	1,000	20,000

(2) カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		9,633,000	19,171,000	28,804,000
年度内増加契約件数		△	515,000	480,000
年度末契約件数		9,118,000	20,166,000	29,284,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		206,000	11,000	217,000
年度内増加契約件数		4,000	2,000	6,000
年度末契約件数		210,000	13,000	223,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事業運営関係係	15,605人
建設係	305
合 計	15,910

上記の要員数は、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内 200 人の減員を見込んだものである。

昭和 61 年度 資 金 計 画

1 資金計画の概要

昭和 61 年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額 3,775 億 9,828 万円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額 3,775 億 9,740 万 5 千円をもつて施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算 3,304 億 8,268 万 5 千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額 3,278 億 3,882 万 4 千円を予定する。

放送債券については、60 億円発行による入金額 59 億 7,000 万円、長期借入金については、71 億 6,300 万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入 3 億 3,800 万円、放送債券償還積立資産の戻入れ 41 億 2,000 万円、国際放送関係等交付金収入 13 億 4,886 万 9 千円、有価証券の売却 182 億円、受取利息その他の入金 126 億 2,158 万 7 千円を見込む。

以上により入金額は、総額 3,775 億 9,828 万円である。

3 出金の部

事業経費 2,969 億 8,664 万 4 千円、建設経費 490 億円、放送債券の償還 41 億 2,000 万円、長期借入金の返還 45 億 2,100 万円、出資 2 億円、放送債券償還積立資産への繰入れ 54 億 100 万円、有価証券の購入 88 億 5,400 万円、支払利息その他の出金 85 億 1,476 万 1 千円を合わせて出金額は、総額

3,775 億 9,740 万 5 千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	合 計
1 前期末資金有高	14,000,000	22,182,629	22,189,987	22,488,781	14,000,000
2 入 金	98,081,366	81,898,632	100,065,614	97,552,668	377,598,280
受 信 料	87,360,805	72,780,219	92,450,548	74,747,282	327,338,824
放 送 債 券	0	0	0	5,970,000	5,970,000
長 期 借 入 金	0	0	0	7,163,000	7,163,000
固定資産売却収入	18,000	284,000	18,000	18,000	338,000
放送債券償還積立資産戻入れ	0	0	0	4,120,000	4,120,000
交付金収入	312,469	405,275	313,307	315,818	1,346,869
有価証券売却受取利息その他の入金	6,200,000	6,030,000	4,200,000	1,800,000	18,230,000
3 出 金	3,690,092	2,429,138	3,083,759	3,418,568	12,621,587
事業経費	89,898,737	81,881,324	99,776,770	106,040,574	377,597,405
建設経費	76,511,319	65,130,995	79,799,969	76,544,361	298,986,644
放送債券償還	11,127,430	12,672,044	12,131,713	13,068,813	49,000,000
長期借入金返還	0	0	2,340,000	1,780,000	4,120,000
出 金	0	0	0	4,521,000	4,521,000
放送債券償還積立資産繰入れ	10,000	170,000	20,000	0	200,000
有価証券購入支払利息その他の出金	1,000,000	1,000,000	4,220,000	5,401,000	5,401,000
4 期末資金有高	1,249,988	2,908,285	1,265,088	3,091,400	8,514,761
	22,182,629	22,189,987	22,488,781	14,000,875	14,000,875

日本放送協会昭和61年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見
放送法(昭和25年法律第182号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和61年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。
昭和61年2月

郵政大臣
日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和61年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当なものと認める。

なお、昭和61年度収支予算は、事業収支において収入不足が生じないが、債務償還に必要資金の不足額89億円を、昭和59年度及び昭和60年度からの繰越金183億円の中から補てんすることにより、収支の均衡を保っているものであり、協会の財政は、極めて厳しい状況に置かれている。協会は、この厳しい現状を深く認識し、一層の経営の効率化のための具体的方策について検討を行うとともに、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配慮すべきである。

- 記
- 1 協会は、経費の削減を徹底するとともに、収入の確保を図り、極力長期にわたり、受信者の負担増を来さないよう努めること。
 - 2 協会は、衛星放送について、その実施に万全を期すること。
 - 3 協会は、国際放送の重要性にかんがみ、引き続き受信の改善に努めること。

〔大森昭君登壇、拍手〕

○大森昭君 たいだいま議題となりました法律案及び承認案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便法等の一部を改正する法律案は、郵便事業の現状にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため、書留としない小包郵便物に対する損害賠償の実施、料金受取人払い制度の改善等の措置を講ずるほか、簡易郵便局に委託する事務に厚生年金保険の給付の支払い事務等を加えること及び郵便切手類売りさばき所において郵便の利用上必要な物品を販売することができることとする等の必要があるため、郵便法等の他関係法律について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、郵便事業の需要喚起等増収施策、小包郵便物の損害賠償制度、簡易郵便局及び切手売りさばき所の業務の現状と改正による影響、郵便局舎改善のあり方などの諸問題について質疑が行われました。

また、事業計画におきましては、その重点をテレビ・ラジオ放送網の拡充、衛星放送等ニームディアの実用化の推進、視聴者意向に応じた放送番組の編成、広報・営業活動の積極化、事業運営の効率化などに置いております。

なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、放送に対する信頼性の確保、財政基盤の確立対策、衛星放送の活用方策、国際放送の拡充強化などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わる、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、片山基市理事より、放送の不偏不党の堅持、視聴者の負担増の抑制等五項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

まず、郵便法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって可決されました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第五 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出) 日程第六 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長小山一平君。

審査報告書

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十五日

建設委員長 小山 一平

参議院議長 木村 睦男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、都市公園の整備の促進等により都市環境の改善を図るため、新たに昭和六十一年度を初年度とする都市公園等整備五箇年計画を策定しようとするものであって、要当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

費用

本法施行のため、五箇年計画に要する総事業費として、三兆千五百億円が予定されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、公園・緑地の整備の緊要性にかんがみ、五箇年計画の完全達成を期するとともに、地方公共団体の財政負担の軽減に配慮すること。

二、五箇年計画の三年後の見直しの検討に当たっては、整備の進捗状況等を勘案し、事業費の拡大に努めること。

三、公園・緑地の整備に当たっては、都市の防災機能の強化に重点を置き、防災公園等の整備を推進するとともに、国民の健康の保持増進に資する公園等の整備に努めること。

四、公園・緑地の整備を推進するため、国・公有地、工場跡地等の積極的な活用を努めるとともに、財政投融資資金の積極的な導入を図ること。

五、都市における緑の保全と創出を図るため、総合的な都市緑化施策をなお一層推進すること。右決議する。

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十一年二月十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和五十六年度」を「昭和六十一年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法

昭和六十一年三月二十八日 参議院会議録第八号

の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十七日

建設委員長 小山 一平

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における交通事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、昭和六十一年度以降五箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画の下に交通安全施設等整備事業を実施するとともに、費用の負担又は補助の特例の対象となる交通安全施設等整備事業の範囲を拡大しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、五箇年計画に要する総事業費として、約二兆八千七百三十億円が予定されている。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年三月二十日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「昭和五十六年度」を「昭和六十一年度」に、「昭和五十六年六月三十日」を「昭和六十一年六月三十日」に改める。

第四条中「昭和五十六年度」を「昭和六十一年度」に、「昭和五十六年七月三十一日」を「昭和六十一年七月三十一日」に改める。

第六条第一項及び第七條第一項中「昭和五十六年度」を「昭和六十一年度」に改める。

第十条第三項中「前二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「道路法第八十八條第一項の規定により国がその政策に要する費用について負担又は補助を行なう都道府県道及び市町村道を除く。」を削り、「第一項第二項第二号に掲げる事業」の下に「及び同号に掲げる事業で政令で定めるもの」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前二項の規定は、当該各項に規定する事業に要する費用を、道路法第八十八條第一項の規定により国が負担し、又は補助する道路については、適用しない。

第十条第一項の次に次の一項を加える。

2 道路管理者の指定区間外の一般国道について実施する交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業で政令で定めるところにより、国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体の長の統括する地方公共団体が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

附則第二項中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 昭和六十年度以前の年度の予算に係る国の負担金又は補助金で昭和六十一年度以降に繰り越されたものに係る交通安全施設等整備事業の実

施並びに当該事業に要する費用についての国及び地方公共団体の負担並びに国の補助については、なお従前の例による。

〔小山一平君登壇 拍手〕

○小山一平君 たいだいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、都市公園等の整備を緊急かつ計画的に推進するため、現行の計画に引き続き、新たに昭和六十一年度を初年度とする都市公園等整備五カ年計画を策定しようとするものであります。委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、増田理事より、各派共同提案に係る、五カ年計画の完全達成を期し、地方公共団体の財政負担の軽減に配慮すること等五項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案は、最近における交通事故の発生状況等にかんがみ、現行の計画に引き続き、昭和六十一年度以降の五カ年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を推進しようとするものであります。その主な内容は、第一に、国家公安委員会及び建設大臣は、昭和六十一年度以降五カ年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成すること。第二に、道路管理者が、交通安全施設等整備事業として実施する一定の道路の附属物の設置に要する費用を、新たに補助の対象とすること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承

昭和六十一年三月二十八日 参議院会議録第八号

知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第七 踏切道改良促進法のの一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長鶴岡洋君。

審査報告書

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十七日

運輸委員長 鶴岡 洋

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き昭和六十一年度以降五箇年間に於いて踏切道の改良措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認め

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案を改正する法律案

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和六十一年度一般会計予算に一億三百六十万円が計上されている。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年三月二十五日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「昭和五十六年度」を「昭和六十一年度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした改正前の第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、改正後の同条第一項又は第二項の規定に基づいてしたものとする。

〔鶴岡洋君登壇、拍手〕

○議長(木村睦男君) ただいま議題となりました踏切道改良促進法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き昭和六十一年度以降五

カ年間において踏切道の改良措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第八 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長増岡康治君。

審査報告書

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十七日

地方行政委員長 増岡 康治

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における地方税負担の現状

及び地方財政の実情にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、住民税所得割について非課税限度額の引上げ及び同居の特別障害者に係る扶養控除額等の引上げを行い、不動産取得税について住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講ずるとともに、地方税負担の公平適正化を図るため、事業所税の資産割の税率の見直し及び固定資産税等に係る非課税等特別措置の整理合理化を行うほか、昭和六十一年度における臨時措置として道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の従量割の税率を引き上げ、あわせて国有林野に係る市町村交付金の特例措置の整理合理化を図る等の所要の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に当たつて別に費用を要しない。なお、税制改正により昭和六十一年度の地方税において千八百四十四億円の増収が見込まれる。

附帯決議

政府は、地方税制の検討に当たつては、地方制度調査会の税財政に関する答申等の経緯を踏まえ、地方財政基盤の充実・安定を図り、地方財源はできるだけ地方税により充足するという基本的態度をとりつつ、次の事項について善処すべきである。

一、地方の機能分担に即応した税源の再配分について抜本的に検討すると共に、特に、基礎的自治体である市町村の税源の充実に配慮すること。

二、個人住民税については、課税最低限の引上げにも留意し、負担の軽減に努めること。

三、所得税が課税されながら、住民税が課税されていない利子・配当所得等については、住民税の課税について適切な対応策をすみやかに検討し、その実現を図ること。

四 事業税における社会保険診療報酬の非課税その他地方税における特別措置の整理合理化を推進すること。

五 法人事業税における所得課税を外形課税との併用等課税標準の見直しを図ること。

六 固定資産税の課税については、居住用資産等に対する負担の軽減について検討し、適切な措置を講ずること。

七 事業所税については、その課税団体の範囲の拡大等所要の検討を行うこと。

八 地方道路目的財源の充実を図ること。
右決議する。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年三月二十五日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「農業協同組合中央会」の下に、農業協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。)を加える。

第三十四条第三項中「三十万円」を「三十四万円」に改める。

第七十二条の五第一項第四号中(昭和二十三年法律第二百五号)を削る。

第二百九十六条第一項第二号中「農業協同組合中央会」の下に「農業協同組合連合会(医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。)」を加える。

第三百四十四条の二第三項中「三十万円」を「三十四万円」に改める。

第三百四十九条の三第二十項中「二分の一」を「三分の一」に、「四分の三」を「五分の四」に改める。

第四百八十九条第一項第二十二号の二を削り、同項第二十二号の三を同項第二十二号の二とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第六項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び政令で定める民法第三十四条の法人が専ら水産動物の種苗の放流を目的として当該種苗の生産又は育成を行うための施設において直接当該種苗の生産又は育成の用に使用する電気に対しては、電気税を課することとできない。

第五百八十六条第二項第二号ロ中「特定施設」の下に「(湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の規定により当該特定施設とみなされる施設を含む。)」を加え、同号に次のように加える。

又 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域内に設置される同法第十五条第一項に規定する指定施設で政令で定めるものから生ずる汚水の処理施設で自治省令で定めるもの

第五百八十六条第二項第十一号中「第七号」を「第八号」に、「第九号」を「第十号」に改

め、同項第十三号の二を削り、第十三号の三を第十三号の二とし、第十三号の四を第十三号の三とする。

第七百一条の三十四第三項第八号中「施設」を「施設で政令で定めるもの」に改め、同項第二十三号中「第七号」を「第八号」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第二十三号の二を削る。

第七百一条の四十一第一項の表の第九号中「木材の販売若しくは製材」を「製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者で政令で定めるもの若しくは木材の販売」に改める。

第七百一条の四十二第二項中「五百円」を「六百円」に改める。

第七百三条の四第四項及び第十二項中(第十八項の規定により国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主を除く。)を削り、同条第十七項中(第十八項の規定により国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主を除く。)を削り、「三十五万円」を「三十七万円」に改め、同条第十八項後段を次のように改める。

この場合において、第四項の規定の適用については、同項中「一般被保険者である世帯主及びその世帯に属する一般被保険者」とあるのは「その世帯に属する一般被保険者(世帯主を除く。)」と、「一般被保険者と退職被保険者等」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者と退職被保険者等」とし、第十二項の規定の適用については、同項中「退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等」とあるのは「その世帯に属する退職被保険者等(世帯主を除く。)」と、「退職被保険者等」と一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち退職被保険者等と一般被保険者」とし、前項の規定の適用については、同項中「一般被保険者と退職被保険者等」とあるのは、「世帯主以外の者のうち一般被保険者と退職被保険者等」とする。

附則第三条の三中「二十九万円」を「三十一万円」に改める。

附則第四条の見出し中「課税標準等」を「課税標準」に改め、同条第二項を削る。

附則第六条第一項及び第五項中「昭和六十一年度」を「昭和六十年度」に改める。

附則第八条に次の一項を加える。

3 第五十三条第四項又は第三百二十一条の八第四項に規定する法人の昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税の課税標準となる法人税額に係るこれらの規定の適用については、これらの規定中「法人税法第五十七条」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の十三第一項の規定の適用がないものとして法人税法第五十七条」とする。

附則第八条の二第二項中「昭和五十五年法律第九号による」を「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号。以下「昭和五十五年法律第九号」という。)による」に改める。

附則第九条第一項中「いう」附則第十八条第一項から第三項までの規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十三年法律第十一号による改正前の租税特別措置法第六十六條第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年法律第十五号」という。))に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

附則第十条第二項中「昭和六十一年三月三十

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

一九八

一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。
附則第十條の二第二項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附則第十一條第一項中「昭和六十一年三月三十一日まで」を「昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」の間に、「五分の三」を「五分の二」に改め、同条第四項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「昭和六十一年三月三十一日まで」を「昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」の間に、「五分の三」を「五分の二」に改め、同条第七項中「路外駐車場(駐車場法第二條第二号の路外駐車場をいう。以下本項において同じ。)」を「駐車場法第二條第二号に規定する路外駐車場(以下本項において「路外駐車場」という。)」に、「昭和六十一年三月三十一日まで」を「昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」の間に、「四分の一」を「五分の一」に改め、同条第八項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同条第九項中「昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで」を「昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」に改める。

附則第十二條の二第二項中「昭和六十一年度分及び昭和六十一年度分の自動車税に限り」を削り、「定めるもの」の下に「又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくは

メタノールとメタノール以外のものの混合物で自治省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、自治省令で定めるもの(以下本項において「メタノール自動車」という。)」を、「(以下本項において「メタノール自動車」という。))」に改め、同条第六項中「昭和六十一年度分及び昭和六十一年度分の自動車税に限り」を加え、同条第二項中「附則第十二條の二第二項」を「附則第十二條の三第一項」に、「附則第十二條の二」を「附則第十二條の三」に改め、同条を附則第十二條の三とし、附則第十二條の次に次の一條を加える。

(道府県たばこ消費税の税率等の特例)
第十二條の二 昭和六十一年五月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に第七十四條の二第二項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る道府県たばこ消費税の税率は、第七十四條の五の規定にかかわらず、千本につき三百六十円とする。

2 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に第七十四條の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る道府県たばこ消費税の税率は、第七十四條の四第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額(同条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに該当する場合には、租税特別措置法第八十七條の四第一項の規定(たばこ消費税法第十條第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る同項に規定する課税標準たる金額の算定方法に係る部分に限る。))の例により算定した金額)から、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額とする。

製造たばこの区分	控除金額
一 喫煙用の製造たばこ	
イ 紙巻たばこ	千本につき 千円
ロ パイプたばこ	一キログラムにつき 千円
ハ 葉巻たばこ	一キログラムにつき 千円
ニ 刻みたばこ	一キログラムにつき 五百円
二 かみ用の製造たばこ	一キログラムにつき 五百円
三 かき用の製造たばこ	一キログラムにつき 五百円

3 前項の規定の適用がある場合における第七十四條の十第一項の規定の適用については、同項中「小売定価に相当する金額」とあるのは、「小売定価に相当する金額から、附則第十二條の二第二項の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額」とする。

附則第十四條中「昭和五十七年度から昭和六十年年度までの各年度分」を「昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分」に改め、同条第二号中「特定施設」の下に「(湖沼水質保全特別措置法第十四條の規定により当該特定施設とみなされる施設を含む。)」を加え、同条第六号を削る。

附則第十五條第一項中「昭和六十年三月三十一日まで」を「昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで」の間に、「償却資産」を「償却資産のうち」に、「供するもの」を「供するもので政令で定めるもの」に改め、同条第二項中「昭和六十年年度」を「昭和六十二年年度」に改め、同条第三項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和六十年一月一日まで」を「昭和六十年一月二日から昭和六十二年一月一日までの間に」、「機械及び設備」を「機械及び設備で政令で定めるもの」に改め、同条

第六項中「昭和五十一年度から昭和六十年年度までの各年度分」を「昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分」に、「六分の一」を「五分の一」(当該機械その他の設備のうち昭和六十一年三月三十一日までに工業用水法第三條第一項に規定する指定地域となつた地域内に存する当該井戸に代えて当該工業用水道又は水道を当該事業の用に供するため新設したものにあつては、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一)に改め、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十五項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

26 遺伝子組換え技術及びその成果を応用した技術の試験研究を行うために必要な機械その他の設備のうち、遺伝子組換えに関する実験の安全を確保するために内閣府大臣が定めたる基準により、当該試験研究の実施に当たり生ずるおそれのある公共の危害を防止するために必要となる機械その他の設備で自治省令で定めるもの(昭和六十年四月一日から昭

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号

和六十二年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに限り、(一)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械その他の設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条第二十三項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十九項中「昭和五十八年一月二日から昭和六十年一月一日まで」を「昭和六十年一月二日から昭和六十二年一月一日まで」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「昭和六十年一月一日」を「昭和六十二年一月一日」に改め、「又は都市計画税」を削り、「第三百四十九条の三第四項又は第七百二条第一項」を「又は第三百四十九条の三第四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「路外駐車場(駐車場法第二条第二号の路外駐車場をいう。以下本項において同じ。)」を「駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場」に、「昭和五十六年一月二日から昭和六十年一月一日まで」を「昭和六十年一月二日から昭和六十二年一月一日まで」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「昭和五十六年度から

昭和六十年年度までの間」を「昭和六十一年度及び昭和六十二年年度」に、「適用を受ける航空機」を「適用を受けるもの及び専ら遊覧の用に供するもの」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「昭和五十六年一月二日から昭和六十年一月一日まで」を「昭和六十年一月二日から昭和六十二年一月一日まで」に、「五分の三」を「三分の二」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「ばい煙若しくは」を「ばい煙、」に改め、「限る。」の下に「若しくは湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域内に設置される同法第十五条第一項に規定する指定施設で政令で定めるものから生ずる汚水」を加え、「昭和五十九年度及び昭和六十年年度分」を「昭和六十一年度及び昭和六十二年年度分」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 公共の危害防止のために設置された悪臭防止法第二条に規定する悪臭物質の排出防止設備で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、昭和六十一年度及び昭和六十二年年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

附則第十五条に次の二項を加える。

31 電気事業法第二条第二項に規定する一般電気事業者、電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者その他の政令で定める者が昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に、都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域において、道路法第二条第一項に規定する道路の上空にある電線(これらの者が昭和六十年三月三十一日までに同法第三十二条第一項の規定による許可を受けて、その用に供してゐるものに限る。)に代えて電線を地下に埋設

するために新設した償却資産(電線を含む。)で自治省令で定めるもの(第三百四十九条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

32 電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者(同法附則第四条第一項又は第二項の規定により同法第九条第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。)が、昭和六十年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に新設し、かつ、同法第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する償却資産のうち、同項に規定する電気通信回線設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第三十条の二の次に次の一条を加える。

(市町村たばこ消費税の税率の特例)
第三十条の三 昭和六十二年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る市町村たばこ消費税の税率は、第四百六十八条の規定にかかわらず、千本につき六百四十円とする。

2 昭和六十二年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る市町村たばこ消費税の税率は、第四百六十七条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額(同条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに該当する場合には、租税特別措置法第八十七条の四第一項の規定(たばこ消費税法第十条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る同項に規定する課税標準たる金額の算定方法に係る部分に限る。)の例により算定した金額)から、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額とする。

製造たばこの区分		控除金額
一 喫煙用の製造たばこ	イ 紙巻たばこ	千本につき 千円
	ロ パイプたばこ	一キログラムにつき 千円
	ハ 葉巻たばこ	一キログラムにつき 千円
二 刻みたばこ	ニ 刻みたばこ	一キログラムにつき 五百円
	ニ 刻みたばこ	一キログラムにつき 五百円
	ニ 刻みたばこ	一キログラムにつき 五百円
三 かき用の製造たばこ	三 かき用の製造たばこ	一キログラムにつき 五百円
	三 かき用の製造たばこ	一キログラムにつき 五百円
	三 かき用の製造たばこ	一キログラムにつき 五百円

3 前項の規定の適用がある場合における第四百七十三条第一項の規定の適用については、同項中「小売定価に相当する金額」とあるのは、「小売定価に相当する金額から、附則第三

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

二〇〇

十条の三第二項の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額」とする。

附則第三十一条の三第二項中「昭和六十二年度」を「昭和六十四年度」に、「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和六十年」を「昭和六十二年」に改める。

附則第三十二条第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第四項中「定めるものの取得」の下に「又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものの混合物で自治省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、自治省令で定めるもの（以下本項において「メタノール自動車」という。）の取得」を、「昭和六十一年三月三十一日」の下に「（メタノール自動車の取得にあつては、昭和六十三年三月三十一日）」を加える。

附則第三十二条の三第一項中「及び従業者給与総額」を削り、「昭和六十一年四月一日」を「昭和六十三年四月一日」に、「昭和六十一年分」を「昭和六十三年分」に改め、「同じ。」の下に「のうち資産額」を加え、同条第三項中「第六項」を「第七項」に、「昭和六十一年十一月十二日」を「昭和六十六年十一月十二日」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の表第七百一条の三第二項の項、第七百一条の四十一第一項及び第二項の項及び第七百一条の四十一第三項から第五項までの項中「附則第三十二条の三第三項から第六項まで」を「附則第三十二条の三第三項から第七項まで」に改め、同表第七百一条の四十三第三項の項中「第七百

一条の三十四又は附則第三十二条の三第一項若しくは第二項」を「第七百一条の三十四又は附

第七百一条の三十四
第二項

同条

附則第三十二条の三第七項の表第七百一条の四十三第三項の項及び第七百一条の五十一第一項の項中「附則第三十二条の三第三項から第六項まで」を「附則第三十二条の三第三項から第七項まで」に改め、附則第三十二条の三第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 指定都市等は、事業所用家屋で電気通信事業法第六條第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの（第七百一条の三十四第三項第二十八号に掲げる施設を除く。）に係るものの新築又は増築で当該第一種電気通信事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が昭和七十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができな

い。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十三条を附則第三十二条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（国民健康保険税の減額の特例）
第三十三条 昭和六十一年度分の国民健康保険税に限り、第七百三条の五の規定の適用については、同条中「第三百十四條の二第二項に規定する金額」とあるのは、「二十七万円」とする。

附則第三十三条の二第四項中「昭和六十年分及び昭和六十一年度分」を「昭和六十年分

則第三十二条の三第二項」に改め、同表第七百一条の四十三第三項の項を次のように改める。

第七百一条の三十四又は附則第三十二条の三
第一項若しくは第二項

第七百一条の三十四又は附則第三十二条の三
第二項

ら昭和六十二年分までの各年度分」に改める。

附則第三十五条の二第一項及び第二項中「第四十一条の八第一項」を「第四十一条の九第一項」に改め、同条第三項中「第四十一条の八第五項（同条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六項」を「第四十一条の九第五項（同条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六項」に改め、同条第一号中「第四十一条の八第一項」を「第四十一条の九第一項」に、「第四十一条の八第五項第一号」を「第四十一条の九第五項第一号」に改め、同条第五項中「第四十一条の八第七項から第十項まで」を「第四十一条の九第七項から第十項まで」に改める。

附則第三十五条の二の二及び第三十五条の三を削り、附則第三十五条の四を附則第三十五条の三とし、附則第三十五条の五を附則第三十五条の四とする。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号中「第十條第一号」の下に「又は第十七條の三第一号」を、「分収造林契約」の下に「又は分収育林契約」を加え、

「地方公共団体」を「当該国有林野所在の市町村その他の地方公共団体で政令で定めるもの」に改め、「造林者」の下に「又は国有林野法第十七条の二に規定する費用負担者」を、「土地」

の下に「（分収育林契約に係るものにあつては、当該土地のうち、当該地方公共団体に係る部分として政令で定める部分）」を加える。

附則第十六項中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年」に改める。

附則
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法第四百八十九條の改正規定及び附則第十條の規定は、同年六月一日から施行する。

（道府県民税に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第三十四條第三項並びに新法附則第三條の三第一項及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第四條第二項に規定する還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る旧法第三十二条第八項の規定による控除については、なお従前の例による。

3 新法第二十五条第一項第二号の規定は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）
第三条 旧法附則第九條第三項に規定する還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る旧法第七十二条の十七第六項の規定による控除については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 施行日前の旧法附則第十一条第一項に規定する施設、同条第六項に規定する施設、同条第七項に規定する家屋及び同条第九項に規定する施設又は不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(道府県たばこ消費税に関する経過措置)

第五条 昭和六十一年五月一日(次項及び第三項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであつた道府県たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等

(同法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等)をいう。以下この項及び第七項において同じ。又は小売販売業者がある場合において、これらの者が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)附則第二十一条第四項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ消費税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する道府県において道府県たばこ消費税を課する。この場合において道府県たばこ消費税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該道府県たばこ消費税の税率は、千本につき百六十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場

所又は小売販売業者の営業所ごとに、自治省令で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこで前項に規定するものの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した道府県たばこ消費税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算出した前項の規定による道府県たばこ消費税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第九条第三項に規定する市町村たばこ消費税に係る申告書又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)附則第二十一条第五項に規定するたばこ消費税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受領することができ、この場合においては、当該申告書は、同項に規定する道府県知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、

昭和六十一年十月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる道府県たばこ消費税額に相当する金額を当該申告書を提出した道府県に納付しなければならない。

6 第二項の規定により道府県たばこ消費税を課する場合に、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替へて、新法の規定中道府県たばこ消費税に関する部分(新法第七十四条の六、第七十四条の十、第七十四条の十一及び第七十四条の十四の規定を除く。)を適用する。

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に

小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者が売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ消費税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ消費税に相当する金額を、新法第七十四条の十四の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ消費税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ消費税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当

該卸売販売業者等が新法第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定により道府県知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(自動車税に関する経過措置)

第六条 旧法附則第十二条の二第一項に規定する電気を動力とする自動車に対して課する昭和六十年度分の自動車税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第七条 新法第三百三十四条の二第三項、新法附則

第七十四条の四第三項	第一項	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号。以下この節において「昭和六十一年改正法」という。)附則第五条第二項
第七十四条の十二第二項	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書	昭和六十一年改正法附則第五条第三項の規定によつて申告書
第七十四条の二十第二項	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書	昭和六十一年改正法附則第五条第三項及び第五項の規定によつて申告書
第七十四条の二十第二項	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書	昭和六十一年改正法附則第五条第三項
第七十四条の二十一第一項	経過する日	経過する日(当該経過する日が昭和六十一年十月三十一日前である場合には、同日)
第七十四条の二十二第二項	第七十四条の十第一項又は第三項	昭和六十一年改正法附則第五条第五項
第七十四条の二十二第三項	第七十四条の十第一項又は第三項	昭和六十一年改正法附則第五条第五項

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

二〇二

第三條の三第三項及び第四項並びに新法附則第三十五條の二の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第四條第二項に規定する還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る旧法第三十三條第八項の規定による控除については、なお従前の例による。

3 租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七号)附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一條の九第一項に規定する譲渡所得を有する場合における昭和六十一年度以前の年度分の個人の市町村民税に係る納期限の延長については、旧法附則第三十五條の二の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第一項及び第二項中「租税特別措置法」とあるのは、「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七号)附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法附則第三十五條の二の二第一項の規定の適用を受けていた者又は昭和六十一年十二月三十一日までに旧法附則第三十五條の三第一項第一号に規定する農地等を同号に規定する農業生産法人に出資した者(施行日前に当該出資をした日の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の旧法第三十七條の二第一項の規定による申告書を提出した者を除く。)が死亡した場合においては、旧法附則第三十五條の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第一項第一号中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法及び所得税法の一部

を改正する法律(昭和六十一年法律第七号)附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法」と、同法第四項中「附則第三十五條の三第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七号)附則第七條第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の三第一項」とする。

5 新法第二百九十六條第一項第二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)
第八條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第二十項の規定は、昭和六十一年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十六年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に取得された旧法第三百四十九條の三第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和六十一年三月三十一日までに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供する旧法附則第十五條第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和六十一年一月一日までに取得された旧法附則第十五條第五項に規定する機械設備等に対し

て課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 昭和五十六年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和五十六年度から昭和六十年度までの間に新たに固定資産税が課されることとなつた旧法附則第十五條第九項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 昭和五十六年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に建設され、又は設置された旧法附則第十五條第十項に規定する路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市町村たばこ消費税に関する経過措置)
第九條 昭和六十一年五月一日(次項及び第三項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであつた市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法第四百六十五條第一項の売渡し又は同法第二項の売渡し若しくは消費等(同法第四百六十九條第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売するため所持する卸売販売業者等(新法第四百六十五條第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七号)附則第二十一條第四項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ消費税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者

が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ消費税を課する。この場合における市町村たばこ消費税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市町村たばこ消費税の税率は、千本につき二百九十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、自治省令で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこで前項に規定するものの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した市町村たばこ消費税の課税標準となる製造たばこの本数
二 前号の本数により算出した前項の規定による市町村たばこ消費税額
三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第五條第三項に規定する道府県たばこ消費税に係る申告書又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七号)附則第二十一條第五項に規定するたばこ消費税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は税務署長に提出したときは、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、昭和六十一年十月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる市町村たばこ消

費税額に相当する金額を当該申告書提出した市町村に納付しなければならない。
第二項の規定により市町村たばこ消費税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中

第四百六十七条第三項	第二項	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二十一年改正法)という。附則第九条第二項
第四百七十五条第一項	第四百七十三条第一項又は第四百七十五条第一項又は第四百七十五条第二項の規定によつて申告する	昭和六十一年改正法附則第九条第三項の規定によつて申告する
第四百七十五条第二項	第四百七十三条第一項又は第四百七十五条第二項又は第四百七十五条第三項の規定によつて申告する	昭和六十一年改正法附則第九条第三項の規定によつて申告する
第四百八十条第一項	第四百七十三条第一項又は第四百七十五条第二項又は第四百七十五条第三項の規定によつて申告する	昭和六十一年改正法附則第九条第三項の規定によつて申告する
第四百八十一条第一項	経過する日	経過する日(当該経過する日が昭和六十一年十月三十一日前である場合には、同日)
第四百八十一条第二項及び第四百八十二条第一項	第四百七十三条第一項又は第四百七十五条第二項又は第四百七十五条第三項の規定によつて申告する	昭和六十一年改正法附則第九条第五項
第四百八十二条第二項	第四百七十三条第一項又は第四百七十五条第二項又は第四百七十五条第三項の規定によつて申告する	昭和六十一年改正法附則第九条第五項
第四百八十二条第三項	第四百七十三条第一項又は第四百七十五条第二項又は第四百七十五条第三項の規定によつて申告する	昭和六十一年改正法附則第九条第五項
第四百八十二条第四項	第四百七十三条第一項又は第四百七十五条第二項又は第四百七十五条第三項の規定によつて申告する	昭和六十一年改正法附則第九条第五項
第四百八十二条第五項	第四百七十三条第一項又は第四百七十五条第二項又は第四百七十五条第三項の規定によつて申告する	昭和六十一年改正法附則第九条第五項

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ消費税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該

売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
(電気税に関する経過措置)
第十條 新法第四百八十九条第一項及び第六項の規定は、昭和六十一年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。
(特別土地保有税に関する経過措置)
第十一條 新法第五百八十六條第二項第二号及び第三号並びに第十一号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、昭和六十一年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和六十年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
2 新法第五百八十六條第二項第二号及び第三号並びに第十一号の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日以前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
3 旧法第五百八十六條第二項第十三号の二の規定は、同号に規定する土地に係る昭和六十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び産地中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第五十三号)が効力を失う日の前日までには、施行日前に同号に規定する承認を受け

た振興計画に従つて実施する同号に規定する事業に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なおその効力を有する。
(自動車取得税に関する経過措置)
第十二條 新法附則第三十二條第四項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(事業所税に関する経過措置)
第十三條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項、第三項及び第四項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和六十一年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年分の年分の個人の事業及び昭和六十一年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。
2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中新增設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。以下この項及び次項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項及び次項において同じ。)の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。
3 旧法第七百一条の三十四第三項第二十三号の二の規定は、施行日前に同号に規定する承認を受け

宮文造君。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十七日

法務委員長 二宮 文造

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行に伴う経費として、昭和六十一年度一般会計予算に一億二千三百五十万五千円が計上されている。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年三月二十五日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、三四四人」を「一、三三二人」に改める。

第二条中「二万三千三百四十三人」を「二万三千三百四十四人」に改める。

附則

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

〔二宮文造君登壇、拍手〕

○二宮文造君 ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を八人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を一人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、司法試験制度及び修習制度の改革、簡易裁判所における事件増の原因とその対策、訴訟遅延問題等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましてところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第一〇 土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一一 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

日程第一二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長成相善十君。

審査報告書

土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十七日

農林水産委員長 成相 善十

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国営土地改良事業の効率的な推進を図るため、国営土地改良事業のすべての工事について、その工事に係る事業費の一部につき借入金をもつて財源とすることができるとすることと、これに伴い特定土地改良工事特別会計の経理対象を国営土地改良事業のすべての工事に拡大することとし、その名称を国営土地改良事業特別会計に改めようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、昭和六十一年度国営土地改良事業特別会計予算に三千五百九十一億九千九百四十四万四千円が計上されている。

附帯決議

最近の農業及び農村を取り巻く厳しい状況のもとで、土地改良事業の工期の大幅な遅延は、農家の負担の増大をもたらす等農業経営に多大な影響を与え、食料自給力の向上、農業生産の再編成、農業構造の改善等を進めるうえで障害となつてゐる。

よつて政府は、第三次土地改良長期計画の達成

に必要な予算の確保及び工期遅延の回復に努めるとともに、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 従来方式による特別会計地区等に対しては、工期の遅延を防ぎ、事業の進捗を図るため特別の配慮を行うとともに、事業完了後における農家負担の軽減に資するよう各般の措置を講ずること。

二 土地改良事業計画の策定とその実施に当たっては、関係者の意見を十分反映させるとともに、導入作物、地形・地質等地域の実情に即して経済的かつ効果的な施行に努め、農家負担の軽減を図ること。

三 土地改良事業の実施効果が十分発揮されるよう、地域の実情に即した導入作物の選定、機械の効率的利用等営農に対する指導の強化に努めること。

四 農道、排水路等地域全体に資する施設については、広く公的負担の確保に努めること。

五 土地改良事業推進における地方公共団体負担の重要性にかんがみ、土地改良事業に係る地方財源の確保に遺憾なきを期すること。

六 農村地域の居住化傾向に対処し、土地改良施設の維持管理が適切に行われるよう国及び地方公共団体による指導の強化及び助成の拡充に努めること。

七 土地改良事業の実施に当たっては、農業生産力の向上と農業経営の安定を図るため、土壌の性質の改善、地力の維持増進について十分留意すること。

八 農用地開発公団の行う事業については、これが我が国農畜産業の健全な発展と農山村地域の活性化に果たしている役割の重要性にかんがみ、事業の安定的推進を図ること。

右決議する。

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号

土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案外二件

二〇六

土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年三月二十五日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案
土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律

(土地改良法の一部改正)

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第八十八条の二を次のように改める。

(国営土地改良事業についての借入金)

第八十八条の二 国は、土地改良事業の工事を行う場合において、その工事の完了を促進するため必要があるときは、別に法律で定めるところにより、その工事に係る事業費のうち第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる費用の全部又は一部につき、借入金をもつてその財源とすることが出来る。

2 国は、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業及び第八十七条の二第一項の規定により行う同項第三号の土地改良事業について、その工事に係る事業費のうち第一号又は第二号に掲げる費用につき前項の規定により借入金をもつてその財源とするには、政令の定めるところにより、当該事業の施行を申請した者又は当該事業の施行に係る地域内にある土地につき第三号の規定する資格を有する十五人以上の者の申請に基づいてしなければならない。

2 一の都道府県が第九十条第二項、第四項又は第九項の規定による徴収を行う場合におけるその徴収すべき金額に充てる費用
二 都道府県が第九十条第五項の規定による負担をさせる場合におけるその負担させるべき金額に充てる費用
(特定土地改良工事特別会計法の一部改正)
第二条 特定土地改良工事特別会計法(昭和三十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
国営土地改良事業特別会計法
第一条を次のように改める。
(設置)
第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。)により国が行う土地改良事業の工事(土地改良施設の管理を含む。以下「土地改良工事」という。)に関する経理を一般会計と区分して行うため、特別会計を設置する。
2 この会計においては、前項に定めるもののほか、土地改良工事の施行上密接な関連のある工事で国が委託に基づき施行するもの(以下「受託工事」という。)及び法第二十条第二項各号に掲げる事業に関する調査で国が行うもの(以下「直轄調査」という。)に関する経理を行うものとする。
第三条中「埋立」を「埋立て」に改め、「受託工事」に要する費用の下に「及び直轄調査に要する費用」これらの費用のうち北海道又は沖縄県で行う工事又は調査に係る職員給与に要する費用その他の事務費を除く。」を加える。
第四条中「政令で定める土地改良工事及び受託工事の別を」土地改良工事、受託工事その他の政令で定める区分の別」に改める。
第五条の見出し中「繰入を繰入れ」に改め、同条第一項中「費用の下に」(直轄調査に要する費用を含む。を「国庫が負担するものの金額」の下に「政令で定める金額を除く。及び当該土地改良工事に要する費用のうち法第九十条の規定により都道府県に負担させる費用の全部又は一部で政令で定めるものに相当する金額」を加え、「政令で定める金額を除く」を削る。
第六条の見出し中「繰入を繰入れ」に改め、同条第一項を次のように改める。
土地改良工事に係る法第九十条の規定による負担金及びその利息の額のうち、前条の規定により同条第一項の政令で定める費用に相当する金額として一般会計からこの会計に繰り入れた金額に対応するものは、当該負担金及びその利息の収納後、遅滞なく、政令で定めるところにより、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。
第十四条第一項中「要する費用で当該費用の額から国庫が負担するものの額を控除した額に相当するもの」を「要する費用のうち法第九十条の規定により都道府県に負担させる費用の全部又は一部で政令で定めるもの」に、「埋立」を「埋立て」に改め、同条第三項中「法第九十条を」土地改良工事に係る法第九十条に、「利息は」を「利息で」に改め、「借入金」の下に「に対応するものは、当該借入金」を加える。
第十九条第一項中「区分によるほか、工事別に区分して」を「区分により」に改める。
附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。
(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に国が行っている土地改良事業の工事で第一条の規定による改正前の土地改良法(以下「旧土地改良法」という。)第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とするものは、第一条の規定による改正後の土地改良法(以下「新土地改良法」という。)第八十八条の二第一項(旧土地改良法第八十八条の二第一号から第四号までに掲げる事業の工事にあつては、新土地改良法第八十八条の二第二項の規定による申請に基づき同条第一項)の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつて財源とする工事とみなす。
(特定土地改良工事特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の国営土地改良事業特別会計法(以下この条において「新特別会計法」という。)の規定は、昭和六十一年度の予算から適用し、特定土地改良工事特別会計の昭和六十年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。
2 この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務で新特別会計法第一条に規定する土地改良工事、受託工事及び直轄調査に係るものは、政令で定めるところにより、新特別会計法に基づき国営土地改良事業特別会計(以下この条において「新特別会計」という。)に帰属するものとする。
3 昭和六十年度の一般会計の歳出予算のうち、新特別会計法第一条に規定する土地改良工事(以下この条において「土地改良工事」という。)、受託工事及び直轄調査に係る経費で財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、政令で定めるところにより、新特別会計に繰り越して使用することが出来る。
4 前項の規定により新特別会計に繰り越されたものがあるときは、財政法第四十一条の規定により昭和六十一年度の一般会計の歳入に繰り入れられ、昭和六十一年度の同会計の歳入歳出の決算上の剰余金のうち同項の繰越しの額に相当する金額は、新特別会計の昭和六十一年度の歳入

に繰り入れるものとする。

5 この法律の施行前に一般会計において行つていた土地改良工事(この法律の施行前に旧土地改良法第八十八条の二の規定の適用を受けることとなつたものを含む。)に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息の額のうち政令で定めるものに相当する金額は、当該負担金及びその利息の収納後、遅滞なく、新特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

6 前項の規定による一般会計への繰入金は、新特別会計の歳出とする。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第四条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特定土地改良工事特別会計」を「国営土地改良事業特別会計」に改める。

(水資源開発公団法の一部改正)

第五条 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第三項中「行なう」を「行う」に、「特定土地改良工事特別会計」を「国営土地改良事業特別会計」に改める。

(政令への委任)

第六条 附則第二条及び第三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十八日 参議院会議録第八号

昭和六十一年三月二十七日

農林水産委員長 成相 善十

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関する措置等の適用期間を昭和六十四年三月三十一日まで、復活、延長するとともに、合併経営計画の認定を受けて合併した農業協同組合に対しては、課税の特例措置が適用されるよう所要の改正を行うものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法の施行に伴い、農業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、一合併組合当たりで平年度約四百五十万円と見込まれる。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十一年三月二十五日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律」を、「農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律」に改め、「昭和五十七年三月三十一日まで」の下に「及び農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三号)の施行の日から昭和六十四年三月三十一日まで」を加える。

十一日まで」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

2 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「(除く。で)」を「(除く。で、に)に改め、「昭和五十五年法律第五号」の下に「以下「昭和五十五年法律第五号」という。を加え、「農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律」を「昭和五十五年法律第五号」に改め、「受けたもの」の下に「又は農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三号)という。の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間に農業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十一年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けたもの」を加える。

附則第十八条第七項中「除く」の下に「以下この項において同じ」を加え、「農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律」を「昭和五十五年法律第五号」に改め、同項に後段として次のように加える。

青色申告書を提出する農業協同組合が昭和六十一年法律第三号の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間に農業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十一年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けたもの、同様に後段として次のように加える。

附則第十八条第八項中「前項」を「前項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

前項後段の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三号)による改正後の租税特別措置法第六十一条及び第六十三条の規定の適用についても、同様とする。

附則第二十三条第十五項中「農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律」を「昭和五十五年法律第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

改め、同項に後段として次のように加える。

前項後段の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三号)による改正後の租税特別措置法第六十一条及び第六十三条の規定の適用についても、同様とする。

附則第二十三条第十五項中「農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律」を「昭和五十五年法律第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

16 農業協同組合が昭和六十一年法律第三号の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間に農業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十一年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合における当該合併後存続する農業協同組合又は当該合併により設立した農業協同組合が当該合併に係る登録免許税については、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第十一号)による改正前の租税特別措置法第八十一条の二第二項の規定の例による。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十七日

農林水産委員長 成相 善十

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、酪農の健全な発展を図るため、牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等について、農林漁業金融公庫が特定の乳業者に対して行う長期低利の資金の融通に関する

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号

臨時措置を更に五年間延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十一年三月二十五日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「二十五年」を「三十年」に改め

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔成相善十君登壇、拍手〕

○成相善十君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法改正案は、国営土地改良事業の効率的な推進を図るため、国営土地改良事業のすべての工事に ついて、その工事に係る事業費の一部につき借入金をもつて財源とすることができるとすることとともに、これに伴い特定土地改良工事特別会計の経理対象を国営土地改良事業のすべての工事に拡大することとし、その名称を国営土地改良事業特別会計に改めようとするものであります。

委員会における質疑の主な内容は、農産物長期見通しと第三次土地改良長期計画との整合性、事業の進捗率と農業基盤整備予算との関係、事業量の拡大が工期の短縮に及ぼす効果、事業費の増高がもたらした農家負担増への対応策、土地改良事業に対する地方財政措置の進め方、農用地造成に

土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案外二件 租税特別措置法の一部を改正する法律案 二〇八

おける土壌改良の実態、農用地開発公園の役割と今後のあり方等でありました。

質疑を終わし、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各会派共同提案による八項目から成る附帯決議を全会一致で行いました。

次に、農業協同組合合併助成法改正案は、農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関する措置等の適用期間を昭和六十四年三月三十一日まで復活、延長するとともに、合併経営計画の認定を受けて合併した農業協同組合に対しては、課税の特例措置が適用されるよう所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、提案の趣旨説明を聴取した後、別に質疑もなく、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より、本法律案に反対する旨の発言があり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、農林漁業金融公庫法改正案は、酪農の健全な発展を図るため、牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施設の造成等について、農林漁業金融公庫が特定の乳業者に対して行う長期低利の資金の融資に関する臨時措置をさらに五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提案の趣旨説明を聴取した後、別に質疑、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。まず、土地改良法及び特定土地改良工事特別会

計法の一部を改正する法律案及び農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

次に、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第一三 租税特別措置法の一部を改正する法律案

日程第一四 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長山本富雄君。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十七日

大蔵委員長 山本 富雄
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情にかんがみ、今次の税制改正の一環として、住宅の取得等のための借入金

等の残高の一パーセント相当額を所得税額から控除する措置を講ずるとともに、東京湾横断道路建設事業を行う法人に対する出資に係る課税の特例、民間事業者の能力の活用に係る特定施設の特別償却制度等を創設するほか、法人の国外関連者との取引に係る課税の特例及び欠損金の繰越しの特例を設けるとともに、たばこ消費税の税率を臨時措置として引き上げ、特定の資産の買換えの場合の課税の特例の損金算入限度額の圧縮等の既存の特例措置の整理合理化を図り、併せて法人税率の特例、中小企業の貸倒引当金の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和六十一年度約三千四百十億円(増・減収見込額相殺後)である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、税制の改革に当たっては、社会経済情勢の変化と将来の展望を踏まえつつ、可能な限り関連資料の提示に努めるとともに、幅広く意見を聴取し、国民の理解と信頼が得られるよう適正・公平な租税制度の確立に向けて鋭意努力すること。

二、各種の租税特別措置については随時見直しを行い、そのあり方について基本的な検討を行うこと。

三、退職給与引当金、貸倒引当金等の繰入率等について、引き続き実態に即した見直しを行うとともに、退職給与の保全措置についても検討を進めること。

四、欠損金の繰越控除制度の一部停止について

は、諸情勢の推移を踏まえて、今後さらにそのあり方の検討を進めるとともに、本措置に伴う納税資金の融資についても配慮すること。

五、利子・配当課税については、郵便貯金を含め、今後ともその適正・公平な課税がなされるよう、引き続き検討を行うこと。

六、複雑、困難でありかつ高度の専門的知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納税環境、財政再建の緊急性、業務の一層の複雑化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、処遇の改善、職場環境の充実及び要員の一層の確保等に努めること。

七、たばこ消費の停滯、外国たばこ産業の本格参入等、我が国たばこ産業がおかれている厳しい情勢にかんがみ、昭和六十二年度以降のたばこ消費税のあり方については、今次のたばこ消費税の税率引上げが臨時異例の措置であることに配意しつつ対応するとともに、現行の製造たばこの関税率水準及びたばこ事業法の製造に関する規定については、これを維持するよう努めること。

八、專断改革法成立時の附帯決議の趣旨を踏まえ、たゞこ産業の健全な発展を図るため、日本たばこ産業株式会社の経営の自主性を尊重し、新規事業の合理的、積極的な拡大に十分配慮するとともに、日本たばこ産業株式会社は、関係産業の雇用、生活の不安解消のために早急かつ積極的な対応に努めること。

右決議する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により添付する。

昭和六十一年三月二十六日

衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

昭和六十一年三月二十八日 参議院会議録第八号

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律
租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)
の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条第二十條の四」を「第二十条—第二十条の五」

に「住宅取得特例」を一住宅を取得した場合の特
別税額控除」に、「第五十二条の四」を「第五十三
条」に、「第五十三条」を「第五十四条」に、「第六
十六条の四・第六十六条の五」を「第六十六条
の四」に、「第七節の二 内国法人の特定外国会社
等に係る所得の課税の特例（第六十六条の六）第一
十六條の九」を「第七節の二 内国法人の特定
外国関連者との二 内国法人の特定

取引に係る課税の特例（第六十六条の五）
外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十六
条の六―第六十六条の九）に、「第八十七条の二」
を「第八十七条の二―第八十七条の四」に改める。

第七條の次に次の一條を加える。
(特別國際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税)

第七條の二 外國爲替及び外國貿易管理法第十一條に規定する外國爲替公認銀行が、外國爲替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 〇〇 号）の施行の日から昭和

六十二年三月三十一日までの間に、外国法人で、
外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第二項
に規定する非居住者であることにつき大藏省令
で定めるところにより証明がされたものから預
入を受け、又は借り入れた預金又は借入金で同

項に規定する特別国際金融取引規定（以下この条において「特別国際金融取引勸定」という。）において経理したものにつき、当該外国人等に対して支払う利子については、所得税を課さない。ただし、同法第二十二條第四項の規定に基き定められた政令の規定のうち特別国際金融取引勸定の経理に関する事項に係るものに違反する事実が生じた場合の当該利子で当該事実を

租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

生じた日の属する計算期間に係るものについては、この限りでない。

第十條の二の見出し中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの

期間(第三項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー基盤高度化設備」という。)を取得し、又はエネルギー基盤高度化設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一

年以内に所得税法の施行地にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第五項

に規定する電気事業の用に供した設備を附するのとし、第四号に掲げる機械及び装置にあつては、同号に規定する個人の管轄で製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。第三項において同じ。には、その事業の田に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第八項において「供する年」という。）の年分における当該個人の事業用年（という。）

所得の金額の計算上、当該エネルギー基盤高騰化設備（次条から第十三条の二まで、第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、

らず、当該エネルギー・基盤高度化設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第一号イ又は第三号イに掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の三十（当該エネルギー・基盤高度化設備が輸入機器である場

合には、百分の三十六）に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー基盤高度化設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることではない。

一 次に掲げる機械その他の減価償却資産
イ 製造工程の連続化その他の製造方法又は加工方法の改良をした機械その他の設備でエネルギー資源の効率的利用に著しく寄与するもののうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの

二 石油以外のエネルギー資源の利用に著しく
変換の合理化等によりエネルギーの消費の
節減に直接資する機械その他の減価償却資
産のうちその設置をすることが緊急に必要
なものとして政令で定めるもの

資する機械その他の減価償却資産又は当該エ
ネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他
これに準ずる公共の災害の防止に資する機械
その他の減価償却資産のうち、その設置をす
ることが緊急に必要なものとして政令で定め
るもの（前号に掲げる機械その他の減価償却
資産に該当するものを除く。）

三 次に掲げる機械その他の減価償却資産
イ 原油の精製工程における常圧蒸留残油そ
の他の原料油を化学的処理により分解又は
改質する機械その他の減価償却資産で石油
資源の利用の高度化に著しく資するものの

四 前条第三項に規定する中小企業者に該当す
るものとして政令で定めるもの

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

る個人が取得し、又は製作する機械及び装置のうち第一号又は第二号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

第十条の二第二項中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改め、同条第三項中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改め、同条第四項中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改め、同条第五項中「前項に規定する」を「第一項及び第三項に規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械その他の減価償却資産として政令で定めるものをいい、前項に規定する」に改め、同条第六項及び第九項中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改める。

第十条の三第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、「百分の三十」の下に「(当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の三十六)を加え、同条第三項中「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七(当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四)に相当する金額の合計額」に改め、同条第六項中「前項に規定する」を「第一項、第三項及び第四項に規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械及び装置並びに器具及び備品として政令で定めるものをいい、前項に規定する」に改める。

「一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、「百分の三十」の下に「(当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の三十六)を加え、同条第三項中「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七(当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四)に相当する金額の合計額」に改め、同条第六項中「前項に規定する」を「第一項、第三項及び第四項に規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械及び装置並びに器具及び備品として政令で定めるものをいい、前項に規定する」に改める。

六 電気事業法第二條第一項に規定する一般電気事業、電気通信事業法第六條第二項に規定する第一種電気通信事業又は有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二條第一項に規定する有線テレビジョン放送若しくは有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二條に規定する有線ラジオ放送に係る事業を営む個人

大都市(人口の集中その他の状況がこれに類する都市を含む)及びその周辺地域における送電若しくは配電又は有線テレビジョン放送の設備を収容するたに地下に設ける施設の設置に必要な工事で円滑な道路交通の確保及び電気通信業務の円滑な供給の確保に資するものとして政令で定めるものの施行に伴つて取得し、又は建設されるケーブルその他の政令で定める設備

百分の十六

第十二条第一項の表の第二号中「又は過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を「過疎地域振興特別措置法(昭和五十

五年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区又は半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区

のうち政令で定める地区」に改める。

第十二条の二第一項中「第十四条、第十六条、第二十八条の三、第三十三条から第三十三条の三まで又は第三十七条第一項(第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

第十二条の三第一項中「第十六条、第二十八条の三、第三十三条から第三十三条の三まで又は第三十七条第一項(第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二項中「若しくは前項、第十六条、第二十八条の三、第三十三条から第三十三条の三まで又は第三十七条第一項(第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。)」を「又は前項」に改める。

第十三条の二第二項中「百分の二十七」の下に「(第三号に掲げる漁船については、百分の二十四)を加え、同項第三号中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第十四条第二項中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

第十五条第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「百分の百二十七」を「百分の百二十四」に改める。

第十六条第一項中「第十二条」を「第十二条の三」に改める。

第十七条中「百分の七十六」を「百分の七十八」に改める。

第十八条第一項に次の一号を加える。

六 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法(昭和六十一年法律第 号)第五条第一項に規定する事業転換円滑化計画(同項に規

定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同項の承認を受けた同項に規定する特定商工組合等 同法第八条第一項に規定する負担金

第二章第二節第二款の款名を削る。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十条の前に次の款名を付する。

第二款 準備金

第二十条第十一項を次のように改める。

11 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第二十条の二第五項中「第十九条第四項」を「前条第十一項」に改め、同項後段を削る。

第二十条の三第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「十万分の一・四」を「十万分の一・二」に、「十万分の二・六」を「十万分の二・八」に改め、同条第六項中「第十九条第四項」を「第二十条第十一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十一項中「確定申告書に同項の規定」とあるのは「所得税法第百二十条第一項又は第百二十三条第一項(これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。)」の規定による申告書(これらの申告書に係る期限後申告書を含む。)に第一項の規

定」と、「当該確定申告書」とあるのは「これらの申告書」と読み替えるものとする。

第二十條の四第一項中「昭和六十一年」を「昭和六十三年」に改め、同条第五項中「第十九条第四項」を「第二十条第十一項」に改め、第二章第二節第二款同条の次に次の一条を加える。

(国際花と緑の博覧会出展準備金)

第二十條の五 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、昭和六十二年から昭和六十五年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額にその年において事業を営んでいた期間(当該出展参加契約を締結した日以前の期間及び当該博覧会の開始の日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを三十九で除して計算した金額以下の金額を国際花と緑の博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その費用又は損失が生じた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

(その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合
その出展をしないこととなつた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

二 当該博覧会の開始の日から一年を経過する日において国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている場合
その日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合
その譲渡し、又は廃止した日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において国際花と緑の博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合
その取り崩した日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめ

る旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該国際花と緑の博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第二十條第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第二十條第十二項から第十四項までの規定は、第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者又はその年十二月三十一日までに国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第十三項中「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と読み替えるものとする。

とする。

第二十一条第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「百分の二十八」を「百分の二十五」に改め、同条第二項第三号中「農業」の下に「林業」を加える。

第二十二條第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第十九条第四項」を「第二十条第十一項」に改め、同項後段を削る。

第二十五条第四項中「肉用牛」を「肉用牛等」に、「含む」を「含み、牛の胎児を除く」に改める。

第二十五条の二第六項中「及び昭和六十年分」を「から昭和六十一年分までの各年分」に改める。

第二十八條中「第五十六條の二第一項」を「第五十五条の四第一項」に改める。

第二十八條の三第三十一項中「第十二條」を「第十二條の三」に改める。

第二十九條第一項から第三項までの規定中「昭和六十一年十二月三十一日」を「昭和六十三年十二月三十一日」に改める。

第三十三條の三第一項中「又は同法」を「又は土地区画整理法第九十三条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分、大都市地域住宅地供給促進法」に改める。

第三十三條の六第二項中「第十二條」を「第十二條の三」に改める。

第三十七條第一項の表の第四号を次のように改める。

既に市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、特定施設、潮沼特定施設又は指定施設で、水質汚濁規制水域及び潮沼水質保全特別措置法第三条第一項の規定に基づき指定された同項の指定潮沼以外の水域のうち水質の汚濁による公害が生ずるおそれがないものとして政令で定める水域に水質は同法の第十五条第一項で定める潮沼の水質汚濁の原因となる物を排出するものに限る。の設置に伴い取得をされるもの。

第三十七条の十第一項第三号中「所得税法の施行地外の地域において」を削り、「公社債」を「公社債で所得税法の施行地外の地域において発行されるもの又は」に改め、「を含む。」を削り、「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

四 所得税法の施行地において割引の方法により発行される国債のうち、その発行の日から償還期限までの期間が一年に満たない国債で大蔵省令で定めるものを譲渡したことによるもの所得として政令で定めるもの

第三十七条の十第二項中「第三十七条の十第一項第一号から第三号まで」を「第三十七条の十第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 所得税法の施行地において第一項第四号に掲

ける所得の基因となつた回号に規定する国債の譲渡に係る対価の支払をする法人は、大蔵省令で定めるところにより、当該支払に関する調査を、その支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

〔第五節 住宅取得控除〕を「第五節 住宅を取得した場合の特別税額控除」に改める。

「第五節 住宅取得控除」を「第五節 住宅を
取得した場合の特別税額控除」に改める。

第四十一条の見出しを「住宅を取得した場合の
所得税額の特別控除」に改め、同条第一項中「昭和
和六十一年十二月三十一日まで」を削り、「建築
の工事に着手し」を「新築をし」に、「その工事の
完了の日又はその取得の日から六月以内にその者
の居住の用に供した場合」を「昭和六十一年一月
一日から昭和六十二年十二月三十一日までの間に
その者の居住の用に供した場合（これらの家をその
その新築の日又はその取得の日から六月以内にそ

の者の居住の用に供した場合に限る。」に「これらの家屋の建築工事」を「これらの家屋の新築の工事」に、「債務の金額を」を「債務（利息に対応するものを除く。以下この項において同じ。）の金額を」に改め、「これらの日」の下に「以下この項において同じ。」を加え、「八百万円以下であり、かつ、当該借入金又は債務の金額に係るその年における割賦償還金の額又は賦払金の額として政令で定める金額が三十万円を超えることとなる年については、その超える年分」を「千万円以下である年については、その年分」に、「当該政令で定める金額のうち三十万円を超える部分の金額の十八パーセント」を「その年十二月三十一日における第一号に掲げる借入金又は債務の金額と第二号に掲げる借入金又は債務の金額の二分の一に相当する金額との合計額（当該第一号に掲げる借入金又は債務の金額と第二号に掲げる借入金又は債務の金額との合計額が二千万円を超える場合には、当該合計額のうち二千万円に達するまでの部分の金額として政令で定める金額を基礎として計算した金額とする。）の「パーセント」に改め、「ものとし、当該金額が十五万円を超えるときは十五万円とする」を削り、同項各号を次のように改める。

当該居住用家屋若しくは既存住宅の新築の工事若しくは取得に要する資金に充てるために第八條第一項に規定する金融機関その他当該資金の貸付けを行う政令で定める者から借り入れた借入金（当該借入金に類する債務で政令で定めるものを含む。）又は政令で定める建設業者に請け負わせた当該居住用家屋の新築の工事の請負代金若しくは政令で定める宅地建物取引業者から取得した当該居住用家屋

で、契約において償還期間が十年以上の割賦
借還の方法又は賦払期間が十年以上の割賦
借還の方法により返済し、又は支払うこととされ
ているもの（第二十九条第一項から第三項ま
での規定に規定する場合に該当することによ
り当該借入金又は債務が無利息又は著しく低
い金利による利息であるものとなる場合とし
て政令で定める場合における当該借入金又は
債務を除く。次号において同じ。）

二 当該居住用家屋若しくは既存住宅の新築の工事若しくは取得に要する資金に充てるために住宅金融公庫、地方公共団体、その者が第二十九条第一項に規定する給与所得者等である場合における同項に規定する使用者（以下この号において「その者に係る使用者」という。）その他当該資金の貸付けを行う政令で定める者から借り入れた借入金（当該借入金に類する借入金で政令で定めるものを含む。）▽は住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社、その者に係る使用者その他当該居住用家屋の分譲を行う政令で定める者から取得した当該居住用家屋の取得の対価に係る債務（当該債務に類する債務で政令で定めるものを含む。）で、契約において償還期間が十年以上の割賦払償還の方法又は賦払期間が十年以上の割賦払の方法により返済し、又は支払うこととされているもの

第四十一条第六項及び第七項中「住宅取得控除を」「住宅を取得した場合の所得税額の特別控除」に改める。

第四十一条の二の見出し中「住宅取得控除」を

「住宅を取得した場合の所得税額の特別控除」に改め、同条第二項中「八百万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「住宅取得控除」を「住宅を取得した場合の所得税額の特別控除」に改める。

第四十一条の三の見出しを「(住宅を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けた者が居住用財産に係る課税の特例を受ける場合の修正申告等)」に改める。

第四十一条の九第一項中「昭和六十一年十二月三十一日」を「昭和六十三年十二月三十一日」に改める。

第四十二条中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の五の見出し中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー基盤高度化設備」という。)を取得し、又はエネルギー基盤高度化設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に法人税法の施行地にある当該法人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二十五条第五項に規定する電気事業の用に供した場合を除くものとし、第四号に掲げる機械及び装置にあつては、同号に規定する法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。次項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の次項及び第七項において「供用年度」という。)の当該エネルギー基盤高度化設備(次条から第四十六条の二まで、第四十八条、第四十九条若しくは第五十一条又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー基盤高度化設備の普通償却限度額(同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この節において同じ。)と特別償却限度額(当該エネルギー基盤高度化設備の取得価額(第一号イ又は第三号イに掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十(当該エネルギー基盤高度化設備が輸入機器である場合には、百分の三十六)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一 次に掲げる機械その他の減価償却資産
イ 製造工程の連続化その他製造方法又は加工方法の改良をした機械その他の設備でエネルギー資源の効率的利用に著しく寄与するものうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの
ロ 廃熱の回収利用、電気動力、熱等への

交換の合理化等によりエネルギーの消費の節減に直接資する機械その他の減価償却資産のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの
二 石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち、その設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの(前号に掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。)

三 次に掲げる機械その他の減価償却資産

イ 原油の精製工程における常圧蒸留残油その他の原料油を化学的処理により分解又は改質する機械その他の減価償却資産で石油資源の利用の高度化に著しく資するものうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの
ロ 電気の供給の安定化に著しく資する配電の設備でその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの

四 前条第三項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等が取得し、又は製作する機械及び装置のうち第一号又は第二号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

第四十二条の五第二項中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に、「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七(当該エネルギー基盤高度化設備が輸入機器で

ある場合には、百分の八・四)に相当する金額の合計額」に改め、同条第三項中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改め、同条第四項中「前項に規定する」を「第一項及び第二項に規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械その他の減価償却資産として政令で定めるものをいい、前項に規定する」に改め、同条第八項中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改める。

第四十二条の六第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、「百分の三十」の下に「(当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の三十六)を加え、同条第二項中「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七(当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四)に相当する金額の合計額」に改め、同条第三項中「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七(当該電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四)に相当する金額の合計額」に改め、同条第五項中「前項に規定する」を「第一項から第三項までに規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械及び装置並びに器具及び備品として政令で定めるものをいい、前項に規定する」に改める。

第四十三条第一項中「第七号」を「第八号」に改め、同項の表の第九号を同表の第十号とし、同表の第八号を同表の第九号とし、同表の第七号を同表の第八号とし、同表の第六号の次に次の一号を加える。

七 電気事業法第二條第一項に規定する一般電気事業、電気通信事業法第六條第二項に規定する第一種電気通信事業又は有線テレビジョン放送法第二條第一項に規定する有線テレビジョン放送若しくは有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第二條に規定する有線ラジオ放送に係る事業を営む法人

大都市(人口の集中その他の状況がこれに類する都市を含む)及びその周辺地域における送電若しくは配電又は有線による電気通信の設備を収容するたに地下に設けられた設備に必要工事で円滑な道路交通の確保及び電気又は電気通信業務の円滑な供給の確保に資するものとして政令で定めるもの施行に伴つて取得し、又は建設されるケーブルその他の政令で定める設備

百分の十六

第四十三條の次に次の一條を加える。

(民間事業者の能力の活用により整備される特定施設の特別償却)

第四十三條の二 青色申告書を提出する法人が、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に、最近における経済的環境の変化に対処して、国民経済の基盤の充実に資する各種施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進するために制定された法令の規定に基づき示される主務大臣の指針に従つて当該法令の定めるところにより計画的に整備される施設で、技術の研究開発を効果的に実施するために設置される施設、外国との経済交流を促進するために設置される展示場又は国際会議場、港湾における業務の効率化を図るための港湾業務用の施設その他の施設のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものに含まれる建物及びその附属設備(建物の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限る。)で、その建設の後事業の用に供されたことのないもの(以下この項において「特定施設」という。)を取得し、又は特定施設を建設してこれを当該法人の事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の当該特定施設(前

条又は同条の規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一條第一項の規定にかかわらず、当該特定施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定施設の取得価額の百分の十三に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四條第一項中「前条又は同条」を「前二条又はこれら」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第四十三條第二項」に改める。

第四十四條の二第二項中「前二条」を「前三条」に改める。

第四十五條第一項中「前三条」を「第四十三條から前条まで」に改め、同項の表の第二号中「又は過疎地域振興特別措置法第二條第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を「過疎地域振興特別措置法第二條第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区又は半島振興法第二條第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち政令で定める地区」に改める。

第四十五條の二第二項中「第四十七條、第四

十九條若しくは第五十一條若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十四條第一項(第六十四條の二第二項において準用する場合を含む。)、第六十五條、第六十五條の七第一項(第六十五條の八第二項において準用する場合を含む。若しくは第六十七條の四)を削り、同条第二項中「前項若しくは」を「前項又は」に改め、「又は第六十四條第一項(第六十四條の二第二項において準用する場合を含む。)、第六十五條、第六十五條の八第二項において準用する場合を含む。若しくは第六十七條の四」を削る。

第四十五條の三第一項中「第四十九條若しくは第五十一條若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十四條第一項(第六十四條の二第二項において準用する場合を含む。)、第六十五條、第六十五條の七第一項(第六十五條の八第二項において準用する場合を含む。若しくは第六十七條の四)を削り、同条第二項中「前項若しくは」を「前項又は」に改め、「又は第六十四條第一項(第六十四條の二第二項において準用する場合を含む。)、第六十五條、第六十五條の八第二項において準用する場合を含む。若しくは第六十七條の四」を削る。

第四十六條第一項中「百分の二十七」の下に「(第三号に掲げる漁船については、百分の二十四)を加え、同項第三号中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第四十七條第二項中「第四十五條」を「第四十五條の二」に改める。

第四十八條第一項中「第四十四條の二」を「第四十五條」に、「百分の二十七」を「百分の二十四」に、「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第四十九條第一項中「第四十五條」を「第四十五條の二」に改める。

を「第五十五條の四第一項」に、「百分の二十三」を「百分の二十一」に改め、同条第二項中「第四十五條」を「第四十五條の三」に改め、同条第三項中「第五十六條の二第二項」を「第五十五條の四第二項」に改める。

第五十二條第一項に次の一号を加える。

六 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法第五條第一項に規定する事業転換円滑化計画(同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同項の承認を受けた同項に規定する特定商工組合等 同法第八條第一項に規定する負担金

第五十二條の四中「百分の七十六」を「百分の七十八」に改める。

第三章第二節の節名を削る。

第五十三條を次のように改める。

第五十三條 削除

第五十四條の前に次の節名を付する。

第二節 準備金等

第五十四條第一項第一号中「千分の四・二」を「千分の二・五二」に改め、同項第二号中「千分の五・八」を「千分の三・四八」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に中小企業等海外市場開拓準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第五十五條第一項中「昭和六十一年三月三十一

日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「百分の二十五」を「百分の二十三」に改め、同条第四項第三号ハ中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に改め、同号ニ中「百分の七十五」を「百分の七十七」に改め、同条第十項中「株式等及び」及び「第五十三条第一項若しくは」を削る。

第五十五条の二第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第五十六条第四項中「第五十六条第五項」を「第五十五条の三第五項」に改め、同条第五項中「第五十六条第二項」を「第五十五条の三第二項」に改め、同条第六項を削り、同条を第五十五条の三とする。

第五十六条の二第二項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第五十三条第六項」を「第五十四条第十一項」に改め、同条第六項中「第五十六条の二第二項」を「第五十五条の四第一項」に改め、同条を第五十五条の四とする。

第五十六条の三第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第五十三条第六項」を「第五十四条第十一項」に改め、同条を第五十五条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

(海洋油田・ガス田廃鉱準備金)

第五十五条の六 青色申告書を提出する法人で本邦の周辺の海域において石油又は可燃性天然ガスの探掘の事業を営むものが、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併)による解散

を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該探掘に直接必要な設備として政令で定めるもの(以下この条において「特定設備」という。)の撤去及び当該撤去後に生ずる鉱害の防止に要する費用(以下この条において「廃鉱費用」という。)の支出に備えるため、当該特定設備ごとに、次の各号に掲げる金額のうち最も低い金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により海洋油田・ガス田廃鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該特定設備に係る廃鉱費用の額の見積額として政令で定める金額(以下この条において「廃鉱費用の見積額」という。)のうち当該特定設備の使用可能期間又は当該特定設備に係る採掘予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二 当該事業年度終了の時にあって、当該特定設備に係る廃鉱費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産(以下この項及び次項において「特定資産」という。)の額から、当該事業年度の直前の事業年度終了の時ににおける当該特定設備に係る特定資産の額を控除した金額

三 当該特定設備に係る廃鉱費用の見積額から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該特定設備に係る海洋油田・ガス田廃鉱準備金の金額(その日まで第三項若しくは第四項の規定により益金の

額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を控除した金額

2 前項の海洋油田・ガス田廃鉱準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における海洋油田・ガス田廃鉱準備金の金額が当該海洋油田・ガス田廃鉱準備金に係る特定設備の廃鉱費用の見積額と当該特定設備に係る特定資産の額のうちいずれか低い金額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の海洋油田・ガス田廃鉱準備金を積み立てている法人が、当該海洋油田・ガス田廃鉱準備金に係る特定設備につき廃鉱費用の額を支出した場合には、当該支出をした日における当該特定設備に係る海洋油田・ガス田廃鉱準備金の金額のうち当該支出した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の海洋油田・ガス田廃鉱準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定設備の撤去が終了した場合 当該撤去が終了した日における当該特定設備に係る海洋油田・ガス田廃鉱準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における海洋油田・ガス田廃鉱準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において海洋油田・ガス田廃鉱準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における海洋油田・ガス田廃鉱準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第一項の海洋油田・ガス田廃鉱準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの要因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における海洋油田・ガス田廃鉱準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該海洋油田・ガス田廃鉱準備金の金額については、前三項及び第七項の規定は、適用しない。

6 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の海洋油田・ガス田廃鉱準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。

8 第一項に規定する法人の昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に開

始する各事業年度のうちに同項の規定の適用を受ける事業年度については、第五十八条の二第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(特定都市鉄道整備準備金)

第五十五条の七 青色申告書を提出する法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法(昭和六十一年法律第 号)第四条に規定する認定事業者であるものが、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、同法第二条第二項に規定する特定都市鉄道工事(以下この項及び第三項において「特定都市鉄道工事」という。)に係る同条第三項に規定する工事費の支出に充てられたため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該法人が特定都市鉄道整備促進特別措置法第六条第一項の規定により同条第二項に規定する指定法人に特定都市鉄道整備準備金として積み立てる金額のうち当該事業年度の旅客運送収入に対応する金額として政令で定める金額に相当する金額

二 当該事業年度終了の日における当該法人の特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項の規定に係る同項の特定都市鉄道整備事業計画(第三項及び第四項において「特定都市

鉄道整備事業計画」という。)に定められた特定都市鉄道工事に係る同法第二条第三項に規定する工事費の額の四分の一に相当する金額

(次項において「累積限度額」という。)から前事業年度から繰り越された特定都市鉄道整備準備金の金額(その日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項若しくは第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を控除した金額

2 前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における特定都市鉄道整備準備金の金額が累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人の次に掲げる日のうちいずれか早い日を含む事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定都市鉄道整備準備金の金額がある場合には、当該特定都市鉄道整備準備金の金額については、当該いづれか早い日を含む事業年度の翌事業年度開始の日における特定都市鉄道整備準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額(当該計算した金額が前事業年度から繰り越された特定都市鉄道整備準備金の金額を超える場合には、当該金額)に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

間の末日

二 特定都市鉄道工事の施行に伴い取得し、又は建設した特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第二項第三号に規定する施設を当該法人の事業の用に供した日(その日が二以上ある場合には、最も遅い日)

4 第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定都市鉄道整備促進特別措置法第十一条第一項の規定により特定都市鉄道整備事業計画の認定を取り消された場合、その取り消された日における特定都市鉄道整備準備金の金額

二 解散した場合、当該解散の日における特定都市鉄道整備準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において特定都市鉄道整備準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における特定都市鉄道整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日

が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における特定都市鉄道整備準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該特定都市鉄道整備準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

6 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは「者又は第五十五条の七第一項に規定する認定事業者でないとき」と、同条第十四項中「第六項」とあるのは「第五十五条の七第三項」と読み替えるものとする。

第五十六条の四を削る。

第五十六条の五第七項中「第五十三条第六項」を「第五十四条第十一項」に改め、同条第八項中「第五十六条の五第三項」を「第五十六条第三項」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十六条の六第七項中「第五十三条第六項」を「第五十四条第十一項」に改め、同条第八項中「第五十六条の六第三項」を「第五十六条の二第三項」に改め、同条を第五十六条の二とする。

第五十六条の七第八項中「第五十六条の七第一項」を「第五十六条の三第一項」に改め、同条を第五十六条の三とする。

第五十六条の八第八項中「第五十三条第六項」を「第五十四条第十一項」に改め、同条第九項中「第五十六条の八第三項」を「第五十六条の四第三項」に、「第五十六条の八第五項」を「第五十六条の四第五項」に改め、同条を第五十六条の四とする。

第五十六条の九第六項中「第五十三条第六項」を「第五十四条第十一項」に改め、同条第七項中「第五十六条の九第二項」を「第五十六条の五第二項」に改め、同条を第五十六条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

(国際花と緑の博覧会出展準備金)

第五十六条の六 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和六十二年一月一日から当該博覧会の開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度(当該出展参加契約を締結した日(その日が昭和六十二年一月一日前である場合には、同日)前の期間及び当該博覧会の開始の日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを三十九で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により国際花と緑の博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額(その日までこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合
その出展をしないこととなつた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額
二 当該法人の当該博覧会の開始の日から一年を経過する日を含む事業年度終了の日において

て国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている場合、その終了の日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において国際花と緑の博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該国際花と緑の博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定

を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替へるものとする。

第五十七条第一項中「証券取引法」の下に「昭和二十三年法律第二十五号」を加え、「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「二銭に算出して算出した金額の二十分の七」を「百で除して計算した数(当該計算した数に満たない端数があるときは、これを切り上げる。以下この号において同じ。に二十八銭を乗じて算出した金額に、「一銭に算出して算出した金額の二十分の十三」を「百で除して計算した数に七十二銭を乗じて算出した金額」に改め、同条第二項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「十万分の一・四」を「十万分の一・二」に、「十万分の二・六」を「十万分の二・八」に改め、同条第八項中「第五十三条第六項」を「第五十四条第十一項」に改める。
第五十七条の二第七項、第五十七条の三第七項、第五十七条の四第十項、第五十七条の五第八項、第五十七条の六第六項及び第五十七条の七第六項中「第五十三条第六項」を「第五十四条第十一項」に改める。
第五十七條の八中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。
第五十八條第一項中「昭和六十一年三月三十一日」

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「百分の二十八」を「百分の二十五」に改め、同条第二項第三号中「農業」の下に「林業」を加える。

第五十八条の二第一項及び第二項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第五十三条第六項」を「第五十四条第十一項」に改め、同条第九項中「第五十三条第一項」を削る。

第六十四条第六項中「第四十五条」を「第四十

四 次に掲げる施設の移転又は廃棄に伴い譲渡をされる土地等、建物又は構築物（これらの資産のうち既成市街地等内にあるもの及び次の上欄に掲げる資産に該当するものを除く。）

イ 水質汚濁防止法第三十三条第三項の規定により都道府県の条例で同条第三項の排水基準に代えて適用すべき排水基準が定められていて同法第二項第一項に規定する公共用水域（以下この号において「水質汚濁規制水域」といふ。）に水を排出する特定施設（同条第二項に規定する特定施設をいう。以下この号において同じ。）

ロ 水質汚濁防止法第二十一条第一項に規定する公共用水域に水を排出する湖沼特定施設（湖沼水質保全特別措置法第七條第一項に規定する湖沼特定施設をいう。以下この号において同じ。）又は当該公共用水域に湖沼水質保全特別措置法第十五条第一項に規定する湖沼の水質汚濁の原因となる物を排出する指定施設（同項に規定する指定施設をいう。以下この号において同じ。）で、同法第三条第二項の規定に基づき指定された同項の指定地域内にあ

五 条の三」に改める。

第六十五条第一項第四号中「又は同法」を「又は土地区画整理法第九十三条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分、大都市地域住宅地供給促進法」に改める。

第六十五条の七第一項中「計算した金額」の下に「百分の八十に相当する金額」を加え、同項の表の第四号を次のように改める。

既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、特定施設、湖沼特定施設又は指定施設（水質汚濁規制水域及び湖沼水質保全特別措置法第三十三条第一項の規定に基づき指定された同項の指定湖沼以外の水域のうち水質汚濁による公害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める水域に水又は汚濁の原因となる物を排出するものに限る。）の設置に伴い取得をされるもの

第六十六条の四の次に次の節名を加える。

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例

第六十六条の五を次のように改める。

（国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十六条の五 法人が、昭和六十一年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該法人

に係る国外関連者（第二条第一項第二号に規定する外国法人（以下この条において「外国法人」という。）で、当該法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（以下この条において「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、当該取引（当該国外関連者が法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれかに該当するかに応じ、当該国外関連者のこれらの号に掲げる国内源泉所得に係る取引のうち政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。）につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が当該国外関連者に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が当該事業年度の所得及び解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得及び同法第百三条第一項第二号の規定により解散による清算所得とみなされる金額を含む。第六項において同じ。）に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、国外関連取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる方法により算定した金額をいう。

一 法人税法第二十一条に規定する棚卸資産（以下この項において「棚卸資産」という。）の販売又は購入 次に掲げる方法（二）に掲げる方法は、イからハまでに掲げる方法を用いることができる場合に限る、用いることができる。

イ 独立価格比準法（特殊の関係がない売手と買手が、国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他の同様の状況の下で売買した取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他の差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生じる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行った後の対価の額を含む。）に相当する金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ロ 再販売価格基準法（国外関連取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額（以下この項において「再販売価格」という。）から通常の利潤の額（当該再販売価格に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を控除して計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ハ 原価基準法（国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利潤の額（当該原価の額に政令で定める通常の利益率を乗じ

て計算した金額をいう。)を加算して計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。

ニ イからハまでに掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法

二 前号に掲げる取引以外の取引 次に掲げる方法(ロに掲げる方法は、イに掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。)

イ 前号イからハまでに掲げる方法と同等の方法

ロ 前号ニに掲げる方法と同等の方法

3 第一項の規定の適用がある場合における国外関連取引の対価の額と当該国外関連取引に係る同項に規定する独立企業間価格との差額は、法人の各事業年度の所得の金額(法人税法第二百一条第一項第一号に規定する所得の金額を含む。)の計算上、損金の額に算入しない。

4 前項に規定する差額で法人の清算中に生じたものは、当該法人の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

5 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を他の者(当該法人に係る他の国外関連者及び当該国外関連者と特殊の関係のある内国法人を除く。以下この項において「非関連者」という。)を通じて行う場合として政令で定める場合における当該法人と当該非関連者との取引は、当該法人の国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

6 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、法人にその各事業年度における国外関連取引に係る第

一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要と認められる書類若しくは帳簿又はこれらの写しの提示又は提出を求めた場合において、当該法人がこれらを遅滞なく提示又は提出しなかつたときは、税務署長は、当該法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するものの当該事業に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎として第二項第一号若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げるこれらの方法と同等の方法により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額若しくは法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額又は解散による清算所得の金額につき同条第四十三号に規定する更正又は同条第四十四号に規定する決定をすることができる。

7 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人と当該法人に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該法人に対し、当該国外関連者が保存する書類若しくは帳簿又はこれらの写しの提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該法人は、当該提示又は提出を求められたときは、当該書類若しくは帳簿又はこれらの写しの入手に努めなければならない。

8 法人は、各事業年度において当該法人に係る国外関連者との間で取引を行った場合には、当該国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を当該事業年度の確定申告書(法人税法

第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。)に添付しなければならない。

9 外国法人が国外関連者に該当するかどうかの判定に関する事項その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十第一項中「相当する金額をもつて」の下に「その納付された事業年度において」を加え、同項に次の一号を加える。

六 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法第五条第一項に規定する特定商工組合等 同項の承認に係る同項に規定する事業転換円滑化計画において定められている同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六条の十五中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、「各事業年度」の下に「(特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法第二条第二項に規定する特定中小企業者に該当する法人で同法第九条第一項の認定を受けたものの昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度を除く。)」を加え、同条を第六十六条の十六とし、第六十六条の十三を第六十六条の十四とし、第六十六条の十二の次に次の一条を加える。

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しの特例)
第六十六条の十三 法人の昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度(清算中の各事業年度を除く。)

の所得に係る法人税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項中「開始した事業年度」とあるのは、「開始した事業年度(当該各事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度を除く。)」とする。

2 法人の昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に終了する各事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度(昭和六十一年四月一日前に終了した事業年度に限る。))において生じた法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額のうち同法第五十八条第一項に規定する政令で定める欠損金額がある場合(当該法人が当該事業年度について青色申告書である同法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出している場合に限る。))における同法第五十八条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の前に次の一条を加える。

(東京湾横断道路の建設事業を行う会社に対し出資をした場合の課税の特例)

第六十六条の十七 青色申告書を提出する法人が、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。))の指定期間内において、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)第三条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者である株式会社(次項において「特定会社」という。))の株式で政令で定めるもの(以下この条において「特定株式」という。)を設立(合併に

よる設立を除く。又は資本の増加に伴う払込みにより取得し、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額の十分の一に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額とし、当該十分の一に相当する金額又は控除した金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額とする。）以下の金額を当該取得の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定として経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定の適用を受けた法人又は特定会社が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額のうち同項の特別勘定の金額（その日までにこの項及び次項の規定により益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべきこととなつた金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この項及び次項において「特別勘定残額」という。）に達するまでの金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定株式の全部又は一部を有しないこととなつた場合 その有しないこととなつた日における特別勘定残額のうちその有しないこととなつた特定株式で前項の規定の適用を受け

たものに係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該特定株式の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における特別勘定残額）

二 特定株式についてその帳簿価額を減額した場合 その減額をした日における特別勘定残額のうちその減額をした金額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（当該特定株式のうち前項の規定の適用を受けたものに係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に相当する金額

三 特定会社が解散（合併による解散を除く。）をした場合又は特定会社でないこととなつた場合 その該当することとなつた日における特別勘定残額

四 当該法人が解散した場合 当該解散の日における特別勘定残額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

五 前各号及び次項の場合以外の場合において特別勘定残額を取り崩した場合 その取り崩した日における特別勘定残額のうちその取り崩した金額に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受けた法人が、その有する特定株式につき利益の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合には、特別勘定残額のうち第一項の規定の適用を受けた特定株式に係る当該利益の配当の額で法人税法第二十三条第一項の規定により益金の額

に算入しない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額は、当該利益の配当を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第二項及び前項の規定の適用については、当該合併法人に係る第一項の特別勘定の金額とみなす。

5 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第六十七条の三第二項中「肉用牛」を「肉用牛等（「に、含む」を「含む、牛の胎児を除く」に改める。

第六十七条の四第六項中「第四十五条」を「第四十五条の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税）

第六十七条の五 法人税法第四百一条第一号に掲げる外国法人で外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第二項に規定する非居住者であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものが、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第号）の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に、外国為替及び外国貿易管理法第十一條に規定する外国為替公認銀行に預入し、又は貸し付けた預金又は貸付金で同法第二十二條第二項に規定する特別国際金融取引勘定（次項において「特別国際金融取引勘定」という。）において経理されたものにつき、支払を受ける利子については、法人税を課さない。ただし、当該利子のうち、当該外国法人の法人税法の施行地において行方事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の場合において、外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第四項の規定に基づき定められた政令の規定のうち特別国際金融取引勘定の経理に関する事項に係るものに違反する事実が生じた場合の当該利子で当該事実が生じた日の属する計算期間に係るものについては、前項本文の規定は、適用しない。

第七十条の三第一項中「五百万円以下」を「八百万円以下」に、「昭和六十一年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改め、「建築後使用されたことのない住宅用家屋」の下に「若しくは建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるもの」を加える。

第七十六条第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同項の表中「千分の二」を「千分の三」に、「千分の六」を「千分の九」に、「千分の九」を「千分の十二」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第七十七条の二第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「千分の十六」を「千分の二十」に改め、同条第二項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第七十七条の四第一項中「十六年」を「十八年」に、「千分の十六」を「千分の二十」に改める。

第七十七条の五中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第七十八条の三中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「千分の二十」を「千分の二十五」に改める。

第七十九条第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「で、その建造」を「のうちにその建造」に、「締結されたものその他これに準ずるもの」を「締結されたもの（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）で、当該事業の経営の合理化に著しく資するもの」に改める。

第八十条中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第八十一条第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同項第三号中「不動産の権利又は」を「不動産又は」に、「不動産の権利の取得 千分の二十」を「不動産の所有権の取得 千分の二十五」に、「千分の十六」を「千分の二十」に改める。

第八十一条の二を削り、第八十一条の三を第八十一条の二とする。

第八十二条の見出し中「電源開発株式会社等」を「沖縄電力株式会社」に改め、同条中「次の表

の各号の上欄に掲げる者」を「沖縄電力株式会社」に、「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「当該各号の中欄」を「次の各号」に、「の下欄」を「に掲げる事項の区分に応じ、当該各号」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 所有権の保存 千分の二
- 二 地上権又は賃借権の設定（これらの権利の移転を含む。） 千分の八
- 三 所有権の移転 千分の十六

第八十二条の二の次に次の一条を加える。
（民間事業者の能力の活用により整備される特定の係留施設に係る土地を取得した場合の所有権の保存登記の免税）

第八十二条の三 最近における経済的環境の変化に対処して、国民経済の基盤の充実に資する各種施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進するために制定された法令の規定に基づき示される主務大臣の指針に従つて当該法令の定めるところにより計画的に整備される施設で港湾の利用の高度化を図るためのものを設置する法人で政令で定めるものが、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第三号の係留施設（同法第三条の三第九項又は第十項の規定により公示された港湾計画において、一般公衆の利用に供すると定められていて、一般公衆の利用に限る。）の用に供する土地であることにつき運輸大臣が証明したものの所有権の取得をした場合には、

当該土地の所有権の保存の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。第八十七条の二第二項中（小売定価の認可）を削り、「従価割」の下に（たばこ消費税法第二条第一項第三号に規定する従価割をいう。）を加え、同条に次の一項を加える。

3 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に保税地域から引き取るものとみなされる製造たばこについての前項の規定の適用については、同項中「たばこ消費税法」とあるのは、「たばこ消費税法及びこの節の規定」と、「たばこ消費税法第十条第二項」とあるのは「たばこ消費税法第十条第二項及び第八十七条の四（同法第十条第一項の規定に係る部分を除く。）」と、「同項（第二号を除く.）」とあるのは「第八十七条の四（同法第十条第一項及び第

二項第二号の規定に係る部分を除く.）」とする。第六章第一節の二中第八十七条の二の次に次の二条を加える。

（たばこ消費税の従量割の税率の特例）

第八十七条の三 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこに係る従量割（たばこ消費税法第二条第一項第四号に規定する従量割をいう。以下この条において同じ。）の税率は、同法第十一条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分（同法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下の条及び次条において同じ。）に応じ、千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる金額とする。

製造たばこの区分		従量割の税率
一 喫煙用の製造たばこ	(1) 第一種	千本につき千三十二円
	(2) 第二種	一キログラムにつき九百十七円
	(3) 第三種	一キログラムにつき千九百八十二円
	(4) 第四種	一キログラムにつき二百四十三円
二 かみ用の製造たばこ		一キログラムにつき二百四十三円
三 かき用の製造たばこ		一キログラムにつき二百四十三円

2 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間にたばこ消費税法第十一条第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係る従量割の税率は、同項及び前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる金額とする。

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

製造たばこの区分	従量割の税率
一 喫煙用の製造たばこ	
(1) 第一種	千本につき二千三十二円
(2) 第二種	一キログラムにつき千九百十七円
(3) 第三種	一キログラムにつき二千九百八十二円
(4) 第四種	一キログラムにつき七百四十三円
二 かみ用の製造たばこ	一キログラムにつき七百四十三円
三 かき用の製造たばこ	一キログラムにつき七百四十三円

3 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に製造たばこの製造場から移出される製造たばこでたばこ消費税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこに係る従量割の税率は、同条及び第一項の規定にかかわらず、千本につき五百八十四円とする。

(たばこ消費税の従価割の課税標準の特例)

第八十七条の四 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこに係る従価割(たばこ消費税法第二条第一項第三号に規定する従価割をいう。)の課税標準は、同法第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの項に規定する課税標準たる金額(同条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに該当する場合には、同項各

製造たばこの区分	控除金額
一 喫煙用の製造たばこ	
(1) 第一種	千本につき千円
(2) 第二種	一キログラムにつき千円
(3) 第三種	一キログラムにつき千円
(4) 第四種	一キログラムにつき五百円

二 かみ用の製造たばこ	一キログラムにつき五百円
三 かき用の製造たばこ	一キログラムにつき五百円

第九十条の三第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第九十条の十一第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第七條の次に一條を加える改正規定及び第六十七條の四の次に一條を加える改正規定
外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)の施行の日

二 第五十六條の三を第五十五條の五とし、同條の次に二條を加える改正規定(第五十五條の七に係る部分に限る)。特定都市鉄道整備促進特別措置法(昭和六十一年法律第 号)の施行の日

三 第六十七條の前に一條を加える改正規定

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)の施行の日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和六十一年分以後の所得税に

ついて適用し、昭和六十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(エネルギー利用効率化設備等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三条 改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十条の二第一項に規定する個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。)次条及び第五条において同じ。)をした同項に規定するエネルギー利用効率化設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、旧法第十条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号。以下「昭和六十一年改正法」という。))による改正後の租税特別措置法第十条の二第三項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第六号。以下「昭和五十九年改正法」という。))附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十九年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第九項中「租税特別措置法第十条の二第三

項」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号。以下「昭和六十一年改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十条の二、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三（新法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十条の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号。以下「昭和六十一年改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項の規定によりその年の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和六十一年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項若しくは第四項の規定によりその年の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八条の三第十一項、第三十三条の六第二項及び第三十七条の三第二項中「第十六条まで」とあるのは「第十六条まで並びに昭和六十一年改正法

附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二」とする。
（電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）
第四条 新法第十条の三の規定は、個人が施行日以後に取得等又は賃借をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する電子機器利用設備について適用し、個人が施行日前に取得等又は賃借をして旧法第十条の三第一項に規定する電子機器利用設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。
（個人の減価償却に関する経過措置）
第五条 新法第十一条第一項の表の第六号の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同号に掲げる減価償却資産について適用する。
2 新法第十二条第一項の表の第二号の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同号に掲げる減価償却資産について適用する。
3 新法第十三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船について適用し、施行日前に旧法第十三条の二第二項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船については、なお従前の例による。
4 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定

備蓄施設等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

5 新法第十七条の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。
（個人の準備金に関する経過措置）
第六条 旧法第十九条第一項に規定する価格変動準備金を有する個人の昭和六十一年分以前の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。
（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）
第七条 個人の昭和六十一年分の事業所得に係る総収入金額のうち新法第二十一条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十五（次項第三号）とあるのは「昭和六十一年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十八（次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六）に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十五（同項第三号）と、金額の合計額」とあるのは「金額と合計額」とする。
2 新法第二十一条第二項の規定は、個人が施行日以後に行う同項の技術等海外取引について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第二十一条

第二項の技術等海外取引については、なお従前の例による。
（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）
第八条 新法第三十七条第一項の表の第四号の規定は、個人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る所得税について適用する。
（有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置）
第九条 新法第三十七条の十第一項第三号又は第四号の規定は、施行日以後に行われる同項第三号に規定する公社債又は同項第四号に規定する国債の譲渡による所得について適用する。
2 新法第三十七条の十第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する国債の譲渡に係る対価を支払うべきこととなつた場合の同項に規定する調書について適用する。
（住宅を取得した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）
第十条 居住者が、旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋又は既存住宅を昭和六十一年十二月三十一日以前に同項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合におけるその者の昭和六十一年分までの各年分の所得税については、旧法第四十一条から第四十一条の三までの規定の例による。
2 居住者が、昭和六十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋の新築の工事に着手し、又は当該居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは

同項に規定する既存住宅の取得（贈与によるものを除く。）をして、当該期間内にその者の居住の用に供した場合において、引き続き昭和六十一年一月一日以後その者の居住の用に供しているときは、その者の昭和六十一年分及び昭和六十二年分の所得税については、前項の規定にかかわらず、その者の選択により、新法第四十一条から第四十一条の三までの規定の適用を受けることができる。この場合において、新法第四十一条第一項中「居住者が」とあるのは「居住者が、昭和六十年十月一日から同年十二月三十一日までの間に」と、「新築をし」とあるのは「新築の工事に着手し」と、昭和六十一年一月一日から昭和六十一年十二月三十一日までの間」とあるのは「当該期間内」とする。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第十一條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（エネルギー利用効率化設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十二條 旧法第四十二条の五第一項に規定する法人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。次条及び第十四条において同じ。）をした同項に規定するエネルギー利用効率化設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、旧法第四十二条

の五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前条、次条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは「昭和六十一年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項及び第三項、第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和六十一年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の五第二項若しくは昭和五十九年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十九年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第八項中「又は租税特別措置法第四十二条の五」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第号。以下「昭和六十一年改正法」という。）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五」と、並びに租税特別措置法第四十二条の五」とあるのは「並びに昭和六十一年改正法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四から第四十二条の六まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十三条、第六十四条（新法第六十四条の二第六項及び第六十

五条第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七（新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）、及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第一項中「並びに第六十八条の二」とあるのは「第六十八条の二並びに昭和六十一年改正法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項（次条及び第四十二条の六において「昭和六十一年旧法第四十二条の五第二項及び第三項」という。）と、新法第四十二条の五第二項中「並びに第六十八条の二」とあるのは「第六十八条の二並びに昭和六十一年旧法第四十二条の五第二項及び第三項」と、「法人税の額の百分の二十に相当する金額」とあるのは「法人税の額の百分の二十に相当する金額（昭和六十一年改正法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和六十一年改正法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、この

「並びに第六十八条の二」とあるのは「第六十八条の二並びに昭和六十一年旧法第四十二条の五第二項及び第三項」と、新法第五十二条の二第一項中「又は第五十一条」とあるのは「第五十一条又は昭和六十一年改正法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項（以下この条及び次条において「昭和六十一年旧法第四十二条の五第一項」という。）と、新法第五十二条の二第二項及び第三項並びに第五十二条の三第一項中「又は第五十一条」とあるのは「第五十一条又は昭和六十一年旧法第四十二条の五第一項」と、新法第六十三条第六項第二号中「とする」とあるのは「とし、昭和六十一年改正法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第二項中「並びに第六十八条の二」とあるのは「第六十八条の二並びに第六十八号の二」とする」と、新法第六十四条第六項中「及び第四十七条から第五十一条まで」とあるのは「第四十七号から第五十一号まで及び昭和六十一年改正法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五（第六十五条の七第七項及び第六十七条の四第六項において「昭和六十一年旧法第四十二条の五」という。）と、新法第六十五条の七第七項及び第六十七条の四第六項中「及び第四十七号から第五十一条まで」とあるのは「第四十七号から第五十一号まで及び昭和

六十二年旧法第四十二条の五」とする。

(電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十三条 新法第四十二条の六の規定は、法人が施行日以後に取得等又は賃借をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する電子機器利用設備について適用し、法人が施行日前に取得等又は賃借をした旧法第四十二条の六第一項に規定する電子機器利用設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十四条 新法第四十三条第一項の表の第七号の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同号に掲げる減価償却資産について適用する。

2 新法第四十五条第一項の表の第二号の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同号に掲げる減価償却資産について適用する。

3 新法第四十六条第一項の規定は、施行日以後に同項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船について適用し、施行日前に旧法第四十六条第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船については、なお従前の例による。

4 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項の表の第二号又は第三号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法

第四十八条第一項の表の第二号又は第三号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

5 新法第五十一条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定組合が新法第五十五条の四第一項に規定する事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十一条第一項に規定する特定組合が旧法第五十六条の二第一項に規定する事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

6 新法第五十二条の四の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十五条 旧法第五十三条第一項に規定する価格変動準備金を有する法人の施行日前に開始した各事業年度及び施行日以後最初に開始する事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

2 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。

この場合において、同条第一項に規定する法人で施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度終了の時において資本の金額又は

出資金額が一億円を超えるものに対する同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額(昭和六十二年改正法の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和六十一年三月三十一日までの期間(以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。)の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の四・二に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の五・八に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の三・四八に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

3 新法第五十五条(同条第十項を除く。)の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。

4 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取得した場合において、施行日以後に新法第五十五条第四項各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、同項の規定の例による。

5 旧法第五十六条の四第一項に規定する法人が、施行日前に同条第二項に規定する政令で定められた工事に係る同項に規定する特定鉄道設備の取得又は建設のために支出する金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第七項中「第五十三條第六項」とあるのは「昭和六十一年改正法による改正後の租税特別措置法第五十四条第三項」と、同条第八項中「第五十六條の四第三項」とあるのは「昭和六十一年改正法附則第十五条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第五十六条の四第三項」とする。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十六条 新法第五十八条第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十五(次項第三号)」とあるのは「当該事業年度開始の日から昭和六十一年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十八(次項第三号に掲げる取引によるもの

については、百分の十六に相当する金額と同
年四月一日から当該事業年度終了の日までの期
間内の当該収入金額の百分の二十五(同項第三
号)と「金額の合計額」とあるのは「金額との
合計額」とする。

2 新法第五十八条第二項の規定は、法人が施行
日以後に行う同項の技術等海外取引について適
用し、法人が施行日前に行つた旧法第五十八条
第二項の技術等海外取引については、なお従前
の例による。

(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税
の特例に関する経過措置)

第十七条 新法第六十五条第一項第四号の規定
は、法人が施行日以後に同項に規定する換地処
分等により取得する資産について適用する。

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例等に
関する経過措置)

第十八条 新法第六十五条の七及び第六十五条の
八の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六
十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲
渡に係る法人税について適用し、法人が施行日
前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表の上
欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について
は、なお従前の例による。

(贈与税の特例に関する経過措置)

第十九条 新法第七十条の三第一項の規定は、昭
和六十一年一月一日以後に贈与(贈与者の死亡
により効力を生ずる贈与を除く。以下この条に
おいて同じ。)により取得した財産に係る贈与税
について適用し、同日前に贈与により取得した
財産に係る贈与税については、なお従前の例に
よる。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十条 新法第七十六条第一項の規定は、施行
日以後に国から同項に規定する売渡し又は譲与
を受ける土地の所有権の保存又は移転の登記に
係る登録免許税について適用し、施行日前に国
から旧法第七十六条第一項に規定する売渡し又
は譲与を受けた土地についてのこれらの登記に
係る登録免許税については、なお従前の例によ
る。

2 新法第七十七条の二第一項の規定は、同項に
規定する法人が施行日以後に買入れ又は借受け
をする同項に規定する農地、採草放牧地又は開
発して農地とすることが適当な土地の所有権又は
賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許
税について適用し、施行日前に旧法第七十七条
の二第一項に規定する法人が買入れ又は借受け
をした同項に規定する農地、採草放牧地又は開
発して農地とすることが適当な土地についての
これらの登記に係る登録免許税については、な
お従前の例による。

3 新法第七十七条の四第一項の規定は、施行日
以後に行われる同項に規定する交換分合により
取得する同項に規定する土地の所有権の移転の
登記に係る登録免許税について適用し、施行日
前に行われた旧法第七十七条の四第一項に規定
する交換分合により取得した同項に規定する土
地についての当該登記に係る登録免許税につ
いては、なお従前の例による。

4 新法第七十八条の三の規定は、施行日以後に
同条に規定する中小企業者が同条に規定する事
業協同組合等から取得する同条に規定する土地
又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許

税について適用し、施行日前に旧法第七十八条
の三に規定する中小企業者が同条に規定する事
業協同組合等から取得した同条に規定する土地
又は建物についての当該登記に係る登録免許税
については、なお従前の例による。この場合に
おいて、新法第七十八条の三に規定する土地又

は建物が次の表の上欄に掲げるものであるとき
は、同条に規定する中小企業者が同表の中欄に
掲げる期間内に取得する当該土地又は建物の当
該登記に係る登録免許税については、同条中
「千分の二十五」とあるのは、同表の下欄に掲
げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

一 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等 が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年 法律第九号)以下この項において「昭和五十五年改正法」と いう。の施行の日から施行日の前日までの間に取得し た同条第一項に規定する土地又は建物	施行日から昭和六 十三年三月三十一 日までの期間	千分の二十
二 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等 が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律 の号において「昭和五十五年改正法」という。の施行の日 から昭和五十五年改正法の施行の前日までの間に取 得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日から昭和六 十三年三月三十一 日までの期間	千分の十六
三 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等 が昭和五十五年改正法の施行の前日に取得した同項に規 定する土地で政令で定めるもの	施行日から昭和六 十三年三月三十一 日までの期間	千分の十二
四 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等 が昭和五十五年改正法の施行の前日に取得した同項に規 定する建物で政令で定めるもの	施行日から昭和六 十三年三月三十一 日までの期間	千分の十六
五 新法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等 が昭和六十一年四月一日から施行日の前日までの間に取得 した同項に規定する土地	施行日から昭和六 十二年三月三十一 日までの期間	千分の二十

5 新法第七十九条の規定は、施行日以後に新造
される同条第一項に規定する外航船舶について
の所有権の保存の登記又は抵当権の設定の登記
に係る登録免許税について適用し、施行日前に
新造された旧法第七十九条第一項に規定する外
航船舶についてのこれらの登記に係る登録免許
税については、なお従前の例による。

6 新法第八十一条第一項第三号の規定は、施行
日以後にされる同項に規定する勧告若しくは指

示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事
項についての登記に係る登録免許税について適
用し、施行日前にされた旧法第八十一条第一項
に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは
承認に係る同項第三号に掲げる事項についての
登記に係る登録免許税については、なお従前の
例による。

7 旧法第八十一条の二に規定する農業協同組合
又は農業協同組合連合会が施行日前に同条に規

定する権利を承継した場合における当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 旧法第八十二条の表の第一号の上欄に掲げる会社が施行日前に取得した同条に規定する土地又は家屋に関する同号の中欄に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(たばこ消費税の特例に関する経過措置)

第二十一条 昭和六十一年五月一日（以下この条において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであつたたばこ消費税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 指定日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこ（たばこ消費税法（昭和五十九年法律第七十二号）第三条に規定する製造たばこをいう。以下この条において同じ。）で、同法第十二条第三項（同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。）について、当該各号に掲げる日までに同法第十二条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該製造たばこに係る従量割（同法第二条第一項第四号に規定する従量割をいう。以下この条において同じ。）の税率又は従価割（同法第二条第一項第三号に規定する従価割をいう。以下この条において同じ。）の課税標準は、次の各号に規定するところによる。

一 従量割の税率 新法第八十七条の三に規定する税率

二 従価割の課税標準 新法第八十七条の四に規定する課税標準たる金額

3 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ消費税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該製造たばこに係る従量割の税率又は従価割の課税標準は、前項各号に規定するところによる。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
たばこ消費税法第十三条第一項	同法第十三条第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一條第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において準用する関税法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七條（日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七條（日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）

4 指定日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その数量（たばこ消費税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分により、第二種及び第三種の製造たばこについては一グラムを一本に、第四種の製造たばこは、かみ用の製造たばこ及びかき用の製造たばこについては二グラムを一本に換算した数量とし、二以上の場所での製造たばこを所持する場合には、その合計数量とする。）が二万本以上あるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分（同項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この条において同じ。）に応じ、千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる従量割の税率によりたばこ消費税を課する。

製造たばこの区分	従量割の税率
一 喫煙用の製造たばこ	
(1) 第一種	千本につき四百五十円
(2) 第二種	一キログラムにつき四百五十円
(3) 第三種	一キログラムにつき四百五十円
(4) 第四種	一キログラムにつき二百二十五円
二 かみ用の製造たばこ	一キログラムにつき二百二十五円
三 かき用の製造たばこ	一キログラムにつき二百二十五円

5 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第九条第六項に規定する小売販売業者にあつては、同法第二十二條第一項に規定する営業所）

以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号

租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

二二八

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ消費税額及び当該たばこ消費税額の合計額

三 その他参考となるべき事項

6 第四項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則第五

条第三項に規定する道府県たばこ消費税に係る申告書又は同法附則第九条第三項に規定する市町村たばこ消費税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

7 第五項の規定による申告書を提出した者は、昭和六十一年十月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ消費税額の合計額に相当するたばこ消費税を、国に納付しなければならない。

8 前項の規定は、同項に規定する第五項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ消費税につき国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち、同法第三十五条第二項第二号の規定による

納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

9 第四項の規定によりたばこ消費税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、たばこ消費税法第十一条第二項に規定する特定販売業者が自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合において、当該特定販売業者が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第四項の規定によりたばこ消費税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした税関長の確認を受けたときは、当該たばこ消費税額に相当する金額は、同法第十五条の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、若しくは納付されるべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ消費税額に相当する金額に係る還付に併せて、当該特定販売業者に還付する。

10 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ消費税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第四項の規定によるたばこ消費税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ消費税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ消費税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の製造たばこ

の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ消費税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ消費税額から控除し、又はその者に還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第四項の規定によるたばこ消費税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第四項の規定によるたばこ消費税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

11 たばこ消費税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第五項の規定による申告書を提出しなければならぬ者について準用する。

12 第五項の規定による申告書の提出を怠つた者は、二十万円以下の罰金に処する。

13 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

14 指定日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ消費税に係る指定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二條 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第六号。以下「昭和五十九年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法第十条の二第三項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第十三号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第二項」を「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号。以下「昭和六十一年改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正後の租税特別措置法第十条の二第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）による改正後の租税特別措置法（以下「昭和六十一年新法」という。）第十条の二の規定の適用については、同条第

昭和六十一年三月二十八日 参議院会議録第八号

租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは、「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第六号。以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十九年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第四項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号。以下「昭和六十一年改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項若しくは第四項の規定によりその年の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

附則第十条第一項中「昭和五十九年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の四」を「昭和六十一年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の四」に、「並びに租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の二」を「第六十八条の二並びに昭和六十一年改正法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」に、「昭和五十九年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の五第二項若しくは昭和五十六年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五

十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第三項」を「昭和六十一年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の五第二項若しくは昭和六十一年改正法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用がある場合における昭和六十一年新法第四十二条の四から第四十二条の六まで、第五十二条の二又は第五十二条の三の規定の適用については、昭和六十一年新法第四十二条の四第一項中「並びに第六十八条の二」とあるのは、「第六十八條の二並びに昭和五十九年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十九年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第三項（次条及び第四十二条の六において「昭和五十九年旧法第四十二条の四第三項」という。）と、昭和六十一年新法第四十二条の五第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは、「第六十八條の二及び二並びに昭和五十九年旧法第四十二条の四第三項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十九年旧法第四十二条の四第三項若しくは昭和六十一年改正法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から

控除される金額がある場合には、これらの金額」と、昭和六十一年新法第四十二条の六第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに昭和五十九年旧法第四十二条の四第三項」と、昭和六十一年新法第四十二条の二第二項中「又は第五十一条」とあるのは「第五十一条又は昭和五十九年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十九年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第一項（以下この条及び次条において「昭和五十九年旧法第四十二条の四第一項」という。）と、昭和六十一年新法第五十二条の二第二項及び第三項並びに第五十二条の三第一項中「又は第五十一条」とあるのは「第五十一条又は昭和五十九年旧法第四十二条の四第一項」とする。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（次項において「改正後の昭和五十九年改正法」という。）附則第三条の規定は、昭和六十一年分以後の所得税について適用し、昭和六十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十九年改正法附則第十条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十四条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）

第七条 租税条約の我が国以外の締約国の法令に基づき、相手国の居住者又は居住者又は内国法人（それぞれ所得税法第二条第一項第三号又は第六号に規定する居住者又は内国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等）同法の施行地に主たる事務所を有するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）との間で行われた取引の対価の額と異なる金額を当該取引の対価の額として当該相手国の居住者に係る租税（当該租税条約の適用がある租税に限る。）の課税標準又は欠損金額が計算される場合において、当該課税標準又は欠損金額の計算の基礎となる当該取引の対価の額につき、大蔵大臣が当該我が国以外の締約国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づき合意をしたときは、当該居住者又は内国法人の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、税務署長は、当該取引がその合意した金額で行われたとした場合に計算される当該居住者又は内国法人の各年分又は各事業年度の所得の金額（解散（合併）による解散を除く。）による清算所得の金額

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号

租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

を含む。を基礎として、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をすることができ。

2 前項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額のうち相手国の居住者に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

(たばこ事業法の一部改正)

第二十五条 たばこ事業法の一部を次のように改正する。

附則第七条に次の一項を加える。

2 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に、会社が、その製造に係る製造たばこで現に販売していない品目の製造たばこを卸売販売業者又は小売販売業者に販売しようとする場合には、当該製造たばこを卸売販売業者に販売しようとするときは、第九条第一項中「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第七十二号)」に規定するたばこ消費税に相当する金額」とあるのは「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第七十二号)及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六章第一節の二に規定するたばこ消費税に相当する金額」と、当該製造たばこを小売販売業者に販売しようとするときは、同条第六項中「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第七十二号)」に規定するたばこ

消費税」とあるのは「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第七十二号)及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六章第一節の二に規定するたばこ消費税」と、及び同法」とあるのは「並びに同法」と、それぞれ読み替えて、同条第一項及び第六項の規定を適用する。

審査報告書

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十七日

大蔵委員長 山本 富雄

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税及び貿易に関する一般協定との整合を図るため、皮革及び革靴につき関税割当制度を新設し、及びこれに伴い我が国とアメリカ合衆国等との間の合意に基づき電子式分析機器、クラフト紙等の関税率の撤廃又は引下げ等を行うとともに、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、ぶどう酒等の関税率の引下げ、魚の粉、マンガン鉱等の関税割当制度の廃止等を行うほか、昭和六十一年三月三十一日に適用期限の到来する関税の減免税還付制度及びとうもろこし等の暫定関税率の適用期限を延長する等、所要の改正を行おうとするものであ

つて、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う昭和六十一年度一般会計の関税減収見込額は、約二百三十億円、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー特別会計の原重油関税減収見込額は、約二億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、関税率の引下げに当たっては、国内産業への影響を十分考慮し、特に農林水産業、中小企業の体質を併せ考えつつ、輸入の促進を図り、もつて国民生活の安定に寄与するよう努めること。

二、皮革及び革靴が、輸入数量制限制度から関税割当制度へ移行することに伴い、これら産業の困難な実情を考慮し、今後とも技術向上による経営基盤の強化等その体質の改善に努めるとともに、関税割当制度の適正な運用に努めること。

三、世界経済における我が国の立場を踏まえ、国

際的協調特に関発途上国への協力、新しい多角的貿易交渉への積極的取り組み等を通じ、自由貿易体制の維持・強化を図り、もつて世界経済の発展に貢献し得るよう努めること。

四、伸長する輸出入貿易に伴う税関業務の増大に加え、覚せい剤、銃砲等の社会悪物品の水際での阻止・取締りが社会的要請となつていくことにかんがみ、業務処理体制等の一層の見直しを行うことにより、税関業務の効率的、重点的運用に努めること。また、税関職員の特種な職務を考慮して要員の確保と処遇の改善に努めること。

右決議する。
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十一年三月二十五日
衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
別表の付表第三号を次のように改める。

三 ゴルフクラブ用のバッグ

三五%

第四二・〇
二号の二

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条 第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第六条の二及び第六条の三中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

第六条の四中「昭和六十一年三月三十一日まで」を「昭和六十二年三月三十一日まで」に、「行うべきものとされている」を「行つた」に改める。

第七条の見出し中「アソモニア製造用原油の減税及び」を削り、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「原油又は関税定率法別表第二七・〇九号に掲げる石油及び歴青油又は同法別表」に、「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項を同条第二項とする。

第七条の二第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前条第五項」を「前条第二項」に改める。

第七条の三の見出し中「石油化学製品製造用揮発油等」を「石油化学製品製造用原油の減税及び石油化学製品製造用揮発油等」に改め、同条第二項中「第七条第五項」を「第七条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「又は同表」を「同表」に改め、「軽油」の下に「又は同号の一のA若しくはBに掲げる重油」を加え、「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

関税定率法別表第二七・〇九号に掲げる石油及び歴青油(第三項において「原油」という。)で、昭和六十一年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内において税関長の指定する期間内に、税関長の承認を受けた製造工場でエチレンその他の政令で定める石油化学製品の製造の原料として使用され、かつ、その製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その原料として使用される数量に一キロリットルにつき五百三十円の割合を乗じて算出した金額に相当する関税を軽減する。

2 関税定率法第十三条第三項から第五項まで及び第八項(製造用原料品の減免税の手續等)の規定は、前項の規定により関税を軽減する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「これと同種の他の原料品」とあるのは、「これと同種の他の原料品又はその製品の原料となるべき他の物品」と読み替えるものとする。

3 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、当該各号に掲げる原油の数量について第一項の規定により軽減した関税を、直ちに徴収する。ただし、同項の原油又は製品が災害その他のやむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて減却された場合は、この限りでない。

一 第一項に規定する期間内に同項に規定する製造を終えなかつたとき(第十条の規定により関

昭和六十一年三月二十八日 参議院会議録第八号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

税を徴収するときを除くものとし、前項において準用する関税定率法第十三条第五項の規定による届出をしなかつたときを含む。)。当該製造を終えず、又は届出をしなかつた原油

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で行つた製造を行つたとき、又は前項において準用する関税定率法第十三条第四項の規定に違反して当該製造を行つたとき。当該製造に供した原油

第七条の四第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。第七条の五第三項中「第七条第三項ただし書」を「第七条の三第三項ただし書」に改め、同項第二号中「行ない」を「行い」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第九条から第十条の二までの規定中「第七条第一項」を「第七条の三第一項」に改める。第十一条第一項中「第七条第一項」を「第七条の三第一項」に、「第七条第四項」を「第七条第一項」に、「第七条の三第一項」を「第七条の三第四項」に改める。

第十二条第一項中「第七条第四項」を「第七条第一項」に、「第七条の三第一項」を「第七条の三第四項」に改める。

附則第五項ただし書及び表を削る。

別表第一(A)第一・〇七号中「五%」を「無税」に、「三〇円」を「二五円」に改める。

別表第一(A)第二・〇五号を次のように改める。

二・〇五 ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及びぶどう

搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの

一 シャンパンその他のスパークリングワイン

二 その他のもののうち

容量が一五リットル以下の容器に入れたもの

シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒

その他のもの

一 リットルにつき二八

六円

三・〇四%

一リットルにつき二

四円の高

税率より高

いとき又は

一リットル

につき三

二円八〇銭

の従量税率

より低税率

を適用する

ときは、そ

れを当該

量税率)

別表第一(A)第二三・〇一及第二六・〇一を削る。

二 不飽和炭化水素

無税

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

二 不飽和炭化水素		無税
(一) プタジエン		
三 芳香族炭化水素		
(一) キシレンのうち		に改め、同号の次に次の三号を加える。
パラキシレン		一・六%
二九・〇二 炭化水素のハロゲン化誘導体		
三 オクタクロルテトラヒドロメタノインダン(ヘクロルデ		
ン)、(ヘタクロルテトラヒドロメタノインダン(ヘタ		
クロル)及び(ヘキサクロル(ヘキサヒドロ)エンド・エキ		
ソジメタノナフタリン(アルドリッ)のうち		
オクタクロルテトラヒドロメタノインダン(ヘクロルデ		
ン)		無税
四 その他のものうち		
塩化ビニル、トリクロルエチレン、テトラクロルエチ		
レン、二塩化エチレン及び四塩化炭素以外のもの		四・六%
二九・〇三 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化		
誘導体		
二 その他のもの		四・六%
非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化		
誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
一 飽和一価アルコール及びその誘導体		
(一) プロピルアルコール		四・六%
(二) 多価アルコール及びその誘導体		
(一) プロピレングリコール		八・四%
(二) その他のものうち		
アルコール		四・六%
別表第一(A) 第二九・〇五号の次に次の五号を加える。		
二九・〇六 フェノール及びフェニールアルコール		
一 単核一価フェノール		
(一) 石炭酸		四・六%
(二) クレゾール及びキシレノールのうち		
(一) クレゾール		一・六%
(二) その他のもの		四・六%
三 多価フェノール		四・六%
二九・〇七 フェノール又はフェニールアルコールのハロゲン化誘導体、ス		
ルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二 その他のもの		四・六%
二九・〇八 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェニール、エーテ		
ルアルコールフェニール、アルコールペルオキシド及びエーテ		
ルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化		
誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
三 その他のもの		四・六%

二九・〇九		(一) エチレングリコールモノアルキルエーテル	五・六%
(二) その他のもの			四・六%
二九・一一		二 その他のものうち	
ヘキサクロルエポキシオクタヒドロ・エンド・エキ			
ソジメタノナフタリン(デルドリッ)及びプロピレ			
ンオキシド以外のもの			五・六%
アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、			
アルデヒドフェニールその他の単一又は混成の酸素官能のアル			
デヒド並びにアルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒ			
ド			四・六%
三 その他のもの			
別表第一(A) 第二九・一三号の次に次の七号を加える。			
二九・一四 モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸			
化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘			
導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			三%
一 酢酸			
七 その他のものうち			
メタクリル酸並びにその塩及びエステル並びにリノ			
ール酸、リノレン酸、パルミチン酸、ミリスチン酸、ラ			
ウリン酸及びカプリン酸並びにステアリン酸、オレ			
ン酸、リノール酸、リノレン酸、パルミチン酸、ミ			
スチン酸、ラウリン酸又はカプリン酸の誘導体並びに			
エチレングリコールモノアルキルエーテルアセテ			
ト、酢酸の塩及び安息香酸以外のもの			
酢酸エステル			五・六%
二九・一五 その他のもの			六・四%
ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸			
化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘			
導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
五 その他のものうち			
無水マレイン酸、フタル酸ジオクチル及びテレフタル			
酸エステル以外のもの			四・六%
二九・二二 アミン官能化合物			
五 その他のものうち			
ゴム加硫促進剤又はゴム老化防止用のもの			五・三%
フェニルアミノプロパン及びその塩			六・四%
その他のもの(ナフトール染料顔色剤として使用する			
ものを除く)			四・六%
二九・二三 単一又は混成の酸素官能のアミノ化合物			
一 アミノアルコール			四・六%

昭和六十一年三月二十八日 参議院会議録第八号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

二九・二五	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	六・四%
二九・二七	五 その他のもものうち 麻薬 その他のもの（ナフトール染料下漬け剤として使用するものを除く。）	六・四%
二九・三〇	ニトリル官能化合物 一 アクリロニトリル 三 その他のもののうち 麻薬及びフェニルアセトニトリル以外のもの	六・四%
二九・三一	その他の窒素官能基を有する化合物	四・六%
別表第一（A）第二九・三二号中	四 その他のものうち エチルキサンテン酸塩、イソプロピルキサンテン酸塩及びアミルキサンテン酸塩	四・六%
四 その他のもの	無税 に改め、同号の次に次の一号を加える。	無税
二九・三四	（1）エチルキサンテン酸塩、イソプロピルキサンテン酸塩及びアミルキサンテン酸塩 （2）その他のもの その他のオルガノインオルガニック化合物のうち 有機砒素化合物以外のもの	四・六%
別表第一（A）第二九・三五号に次のように加える。	一一 その他のものうち 一・四—ジアザピシクロ〔二・二・二〕オクタン及びラクタム以外のもの O—O—ジエチル—O—（三・五・六—トリクロル—二—ビリジル）ホスホロチオエート（クロロビリホス） その他のもの	四・六%
別表第一（A）第三二・〇四号の次に次の四号を加える。	三 その他のものうち 有機合成染料（顔料色素を含む。） 白色染料及び天然あい 顔料色素 その他の着色料及び無機のルミノホア	四・六%
三二・〇五	五 その他のもの	五・三%
三二・〇七	（1）調製白色顔料（乾燥状態において酸化チタンの含有量が全重量の八〇%以上のものに限定。） （2）その他のもの	四・八%
三二・〇八	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろろ、うわぐすり、液状ラスタ、その他これらに類する物品（窯業用のものに限る。）及びうわぐすり用のスリップ並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	三・九%

三・一・〇九 二 その他のもののうち ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフ レック状のもの以外のもののうち 金液及び白金液以外のもの	三・二%
ワニス、水性塗料、革の仕上用の調製水性顔料及びペイント並 びに亜麻仁油、ホワイトスピリット、テレピン油、ワニスそ 他のペイント用の媒質に練り込んだ顔料、スタンブ用のはく及 び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料並びにこの 類の注4に規定する溶液 四 合成樹脂を含有する塗料（一から三までに掲げるものを 除く。） （一）合成樹脂塗料のうち 水性エマルジョンペイント、合成樹脂ワニス及び絶 縁ペイント以外のもの 一〇 その他のもののうち 人造プラスチックの溶液	四・八% 四・六%
別表第一（A）第三三・〇一号中 政令で定める試験方法によ る総メントールの含有量が 全重量の六五%を超えるも の 天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当該香気性物 質の一以上をもととした混合物（アルコール溶液を含むものと し、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用い るものに限る。） 二 その他のもののうち 食品の原料として用いるもの以外のもの 調製香料及び化粧品類並びに精油のアキエアステイスチレート 及びアキエアソリニーション（医薬用に適するものを含む。） 一 香水、オーデコロンその他これらに類するもの 五 その他のもの （一）その他のもののうち 香及び線香並びにつめ化粧用又はひげそり用の製品 以外のもののうち 液状又はペリスタ状のもの（化粧水、ヘアトニッ ク及びシャンプーを除く。）	無税 に改め、同号の次に次の四号を加える。 無税 五・三% 五・三% 五・八%

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

三四・〇二	その他の形状のもの（シャンプーを除く。） 有機界面活性剤並びに調製界面活性剤及び調製洗剤（調製したものにあっては、せつけんを含有するかどうかを問わない。）	六・二%
三四・〇三	一 有機界面活性剤及び調製界面活性剤 調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリング又は加脂処理に用いる調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く。）のうち 調製潤滑剤（グリースを除く。）のうち 石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%以下のもの	六・二%
別表第一（A）第三五・〇五号の次に次の四号を加える。	感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は布製のものを除く。） 一 エックス線用のもののうち 直接撮影用フィルム 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの	四・八%
三七・〇一	二 その他のもの （一） カラープレート及びカラーフィルムのうち カラーフィルム（反転現像方式のものに限る。） 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの	三・九%
三七・〇二	（二） その他のもの （1） 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの （2） その他のもの 感光性のロール状フィルム（露光してないものに限るものとし、パーフォーレーションを有するかどうかを問わない。） 一 映画用フィルム （一） カラーフィルム B その他のもののうち フィルムの幅が三五ミリメートルのもの（ポジタイプフィルムに限る。） 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの （二） その他のもののうち エックス線用のもの以外のもの	三・七%
三七・〇三	感光性の紙、板紙及び布（露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。） 一 カラー印刷紙 （1） 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの （2） 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの	三・九%
三七・〇七	映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか、又はサウンドトラックのみであるかどうかを問わない。） 二 その他のもの （一） フィルムの幅が三〇ミリメートルを超え、四〇ミリメートル以下のもの A サウンドトラックフィルム B その他のもの	三・七%
別表第一（A）第三八・一四号の次に次のように加える。	二 その他のもののうち 潤滑油用のもの	四・六%
別表第一（A）第三八・一九号中	五 触媒 （一） その他のもののうち 自動車の排気ガス浄化用のもの	無税
別表第一（A）第三八・一九号中	フィルム幅が二五・四ミリメートルに満たないもの 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの その他のもの	三・九%
別表第一（A）第三八・一九号中	二 その他のもの （一） カラーフィルムのうち 一般用のもの 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの （二） その他のもの 一般用のもの（フィルム幅が三五ミリメートルのもの（フィルム幅が三五ミリメートルのものに限る。）以外のもの） 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの	三・七%
別表第一（A）第三八・一九号中	（二） その他のもの （一） カラーフィルムのうち 一般用のもの（フィルム幅が三五ミリメートルのもの（フィルム幅が三五ミリメートルのものに限る。）以外のもの） 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの	三・九%
別表第一（A）第三八・一九号中	（二） その他のもの （一） カラーフィルムのうち 一般用のもの（フィルム幅が三五ミリメートルのもの（フィルム幅が三五ミリメートルのものに限る。）以外のもの） 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの	三・七%

五 触媒

(一) その他のもの

(2) 自動車の排気ガス浄化用のもの

(3) その他のもの

(4) その他のもの

耐火性材料、ソーダ石灰、脂
肪酸混合物の誘導体、電気用
炭素、炭素の材料（黒鉛）に金
属、塊、棒、その他これらに
類する形状にしたものの限
る。並びに金属炭化物の固溶
体及び混合物以外のもののう
ち

けい素を電子工業用にド
ーピングし、デイスクリット、ウ
エハー状その他これらに類
する形状にしたもの
その他のもの（化学工業に
おいて生ずる残留物を除く）

無税

無税

三・八%

に改め、同号の次に次の二号を加える。

三九・〇一

フェノール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポリアリールエ
ステル、その他の不飽和ポリエステル、シリコンその他の縮合
物、重縮合物及び重付加物（これらを変性し又は重合したもの
及び線状分子構造のものを含む）

一 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解し
ているものを含む）

(一) その他のもの

シリコンのもの

ポリウレタン又はエポキシ樹脂のもの

その他のもの（フェノール樹脂のもの、アミノ樹脂
のもの、ポリエステルのもの及びポリアミドのもの
を除く）

二 塊、粉（モールドディングパウダーを含む）、粒、フレー
クその他これらに類する形状のもの

(二) ポリエステル樹脂のもの

その他のもの

イオン交換樹脂のもの以外のもの

エポキシ樹脂のもの

ポリアミドのもの

その他のもの（アミノ樹脂のもの及びポリウレタ
ンのものを除く）

四 接着剤を塗布した接着性の物品のうち

ポリエスエルのもの

五・八%

四・六%

四・五%

四・六%

四・六%

四・六%

四・六%

五・六%

四・一%

三・九%

三九・〇二

六 その他のもの

(一) その他のもの

アミノ樹脂のもの、ポリアミドのもの、ポリウレタ
ンのもの及びエポキシ樹脂のもの以外のもの

ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、
ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、酢酸ビニル、ポリクロ
ル、その他のポリビニル誘導体、ポリメタクリル誘導体、
ポリメタクリル誘導体、クマロンインデン樹脂その他の
重合物及び共重合物

一 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解し
ているものを含む）

(二) その他のもの

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共
重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニ
ルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

二 塊、粉（モールドディングパウダーを含む）、粒、フレー
クその他これらに類する形状のもの

(三) その他のもの

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共
重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニ
ルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

(四) その他のもの

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共
重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニ
ルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

(五) その他のもの

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共
重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニ
ルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

(六) その他のもの

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共
重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニ
ルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

(七) その他のもの

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共
重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニ
ルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

(八) その他のもの

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共
重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニ
ルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

(九) その他のもの

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共
重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニ
ルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

(十) その他のもの

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共
重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニ
ルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

(十一) その他のもの

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共
重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニ
ルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

(十二) その他のもの

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共
重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニ
ルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

(十三) その他のもの

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共
重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニ
ルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

(十四) その他のもの

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共
重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニ
ルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

(十五) その他のもの

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共
重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニ
ルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

(十六) その他のもの

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共
重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニ
ルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

五・二%

四・一%

八・四%

四・六%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

四・一%

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

一三六

別表第一 (A) 第三九・〇三号に次のように加える。		五・八%
その他のもののうち ポリビニルブチラルのもの その他のもののうち 再生セルロース、ニトロセルロース及びアセチルセルロース以外のもののうち 可塑化してないもの		四・六%
別表第二 (A) 第三九・〇六号中		八%
二 その他のもののうち でん粉誘導体		八%
二 その他のもののうち でん粉誘導体		八%
別表第二 (A) 第三九・〇七号中		無税
二 その他のもののうち (1) でん粉誘導体 (2) その他のもの		八%
二 その他のもののうち に改める。		五・一%
第三九・〇三号の二の四に該當するハムケーシングその他これに類するもの(管状のものに限る)の製品		無税
別表第二 (A) 第三九・〇七号中		無税
二 その他のもののうち (1) 衛生用品、化粧用品、装飾品、装身具、事務用品(学用品を含む)、衣類、衣類附属品及び電気照明器具並びにローライブラインド、ベネシアンブラインドその他これらに類する製品及びこれらの部分品以外のもの (2) その他のもののうち 第三九・〇三号の二の四に該當するハムケーシングその他これに類するもの(管状のものに限る)の製品		五・八%
四〇・〇八 ゴムの板、シート、ストリップ、棒及び型材(加硫したものに限るものとし、エポナイトのものを除く) 一 エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーのもの(紡織用繊維の織物類を単に補強のために結合したものを含む) 四〇・〇九 ゴム管(加硫したものに限るものとし、エポナイトのものを除く)		四・六%
別表第二 (A) 第四〇・一一号の次に次の一号を加える。		四・六%
四〇・一四 その他のゴム製品(加硫したものに限るものとし、エポナイト製のものを除く) 二 その他のもの		三・四%
別表第二 (A) 第四一・〇二号を次のように改める。		三・四%

四一・〇二

牛革（水牛革を含む。）及び馬属の動物の革（第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。）

二 その他のもの

(1) 染色し、着色し又は模様付けしたもの

昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 三〇〇〇平方メートルを基準とし、前

年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（三〇〇〇平方メートルを下らない数量とする。）以内のもの

(2) その他のもの

(1) その他のもの

(1) クロムなめしのもの（半なめしのものに限る。）

(2) その他のもの

昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

(i) 七四、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(ii) その他のもの

別表第一（A）第四一・〇二号の次に次の二号を加える。

四一・〇三

羊革（第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。）

二 その他のもの

(1) 染色し、着色し又は模様付けしたもの

昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) この号の二の(1)に掲げる羊革及び第四一・〇四号の二の(1)に掲げるやぎ革について、四三

一、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（第四一・〇四号において「共通の限度数量」という。）以内のもの

(2) その他のもの

(1) その他のもの

(1) やぎ革（第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。）

二 その他のもの

(1) 染色し、着色し又は模様付けしたもの

昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 共通の限度数量以内のもの

(2) その他のもの

(1) その他のもの

無税

二〇％
六〇％

一五％
六〇％

二〇％
六〇％
無税

二〇％
六〇％
無税

四一・〇四

別表第一 (A) 第四四・二三号を次のように改める。

四四・二三 建築用木工品及び木製建具（プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。）

- (1) 建具及び床柱
その他のもの
無税
三・九%

別表第一 (A) 第四七・〇一号の次に次の三号を加える。

四八・〇二

紙及び板紙（セルロースウェディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）

- (2) その他のもの

(イ) 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。）

A 新聞用紙（碎木パルプを含有するもののうち、一平方メートルの重量が五八グラム以下で、幅が八〇センチメートルを超えるロール状のものに限る。）

(ロ) 包装用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。）のうち

クラフト紙及びクラフトライナー

昭和六二年三月三十一日までに輸入されるもの

昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三十一日まで輸入されるもの

昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日まで輸入されるもの

板紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限る。）のうち

白板紙、クラフト板紙及びクラフトライナー

昭和六二年三月三十一日までに輸入されるもの

昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三十一日まで輸入されるもの

昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日まで輸入されるもの

(ロ) その他のもの

A 一平方メートルの重量が一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）

B その他のもの

段ボール、波形紙、ちりめん紙並びにしわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限る。）

一段ボール及び波形紙

紙及び板紙（ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの（第四九類に該当する印刷物を除く。）に限る。）

一 けい線、線又は方眼線を引いたもの

四八・〇五

四八・〇七

四八・〇九

四八・一一

四八・一三

四八・一五

四八・一七

四八・一九

四八・二一

四八・二三

四八・二五

四八・二七

四八・二九

四八・三一

四八・三三

四八・三五

四八・三七

四八・三九

四八・四一

四八・四三

四八・四五

四八・四七

四八・四九

四八・五一

四八・五三

四八・五五

四八・五七

四八・五九

四八・六一

四八・六三

四八・六五

四八・六七

四八・六九

四八・七一

四八・七三

四八・七五

四八・七七

四八・七九

四八・八一

四八・八三

四八・八五

四八・八七

四八・八九

四八・九一

四八・九三

四八・九五

四八・九七

四八・九九

四八・一〇一

四八・一〇三

四八・一〇五

四八・一〇七

四八・一〇九

四八・一一一

四八・一一三

四八・一一五

四八・一一七

四八・一一九

四八・一二一

四八・一二三

四八・一二五

四八・一二七

四八・一二九

四八・一三一

四八・一三三

四八・一三五

四八・一三七

四八・一三九

四八・一四一

四八・一四三

四八・一四五

四八・一四七

四八・一四九

四八・一五一

四八・一五三

四八・一五五

四八・一五七

四八・一五九

四八・一六一

四八・一六三

四八・一六五

四八・一六七

四八・一六九

四八・一七一

四八・一七三

四八・一七五

四八・一七七

四八・一七九

四八・一八一

四八・一八三

四八・一八五

四八・一八七

四八・一八九

四八・一九一

四八・一九三

四八・一九五

四八・一九七

四八・一九九

四八・二〇一

四八・二〇三

四八・二〇五

四八・二〇七

四八・二〇九

四八・二一一

四八・二一三

四八・二一五

四八・二一七

四八・二一九

四八・二二一

四八・二二三

四八・二二五

四八・二二七

四八・二二九

四八・二三一

四八・二三三

四八・二三五

四八・二三七

四八・二三九

四八・二四一

四八・二四三

四八・二四五

四八・二四七

四八・二四九

四八・二五一

四八・二五三

四八・二五五

四八・二五七

四八・二五九

四八・二六一

四八・二六三

四八・二六五

四八・二六七

四八・二六九

四八・二七一

四八・二七三

四八・二七五

四八・二七七

四八・二七九

四八・二八一

四八・二八三

四八・二八五

四八・二八七

四八・二八九

四八・二九一

四八・二九三

四八・二九五

四八・二九七

四八・二九九

四八・三〇一

四八・三〇三

四八・三〇五

四八・三〇七

四八・三〇九

四八・三一

四八・三三

四八・三五

四八・三七

四八・三九

四八・四一

四八・四三

四八・四五

四八・四七

四八・四九

四八・五一

四八・五三

四八・五五

四八・五七

四八・五九

四八・六一

四八・六三

四八・六五

四八・六七

四八・六九

四八・七一

四八・七三

四八・七五

四八・七七

四八・七九

四八・八一

四八・八三

四八・八五

四八・八七

四八・八九

四八・九一

四八・九三

四八・九五

四八・九七

四八・九九

四八・一〇一

四八・一〇三

四八・一〇五

四八・一〇七

四八・一〇九

四八・一一一

四八・一一三

四八・一一五

四八・一一七

四八・一一九

四八・一二一

四八・一二三

四八・一二五

四八・一二七

四八・一二九

四八・一三一

四八・一三三

四八・一三五

四八・一三七

四八・一三九

四八・一四一

四八・一四三

四八・一四五

四八・一四七

四八・一四九

四八・一五一

四八・一五三

四八・一五五

四八・一五七

四八・一五九

四八・一六一

四八・一六三

四八・一六五

四八・一六七

四八・一六九

四八・一七一

四八・一七三

四八・一七五

四八・一七七

四八・一七九

四八・一八一

四八・一八三

四八・一八五

四八・一八七

四八・一八九

四八・一九一

四八・一九三

四八・一九五

四八・一九七

四八・一九九

四八・二〇一

四八・二〇三

四八・二〇五

四八・二〇七

四八・二〇九

四八・二一一

四八・二一三

四八・二一五

四八・二一七

四八・二一九

四八・二二一

四八・二二三

四八・二二五

四八・二二七

四八・二二九

四八・二三一

四八・二三三

四八・二三五

(1) 共通の限度数量以内のもの (2) その他のもの	三〇% 六〇% (その率が一足につき四、八〇%以内の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一〇%	別表第二 (A) 第六八・一四号の次に次の一号を加える。 六八・一六 石その他の鉱物性材料の製品(泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く)のうち 炭素又は黒鉛の製品	二・四% 一・七%	別表第二 (A) 第六九・〇九号に次のように加える。 第六九・〇九号の次に次の二号を加える。 第六九・一〇九号の次に次の二号を加える。 第七〇・〇三 ガラスの球、棒及び管(加工してないものに限るものとし、光学ガラスのものを除く。) 一 石英ガラスのもの 二 その他のもの	三・二% 無税	第七〇・〇七 板ガラス(色合せのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む、鑄込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造したもの)で、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、曲げたもの又は縁加工、彫刻その他の加工をしたものに限るものとし、表面を磨いてあるかどうかを問わない。並びに絶縁用複層ガラス及びステンドガラスその他これに類するガラス	一・九%	別表第二 (A) 第七〇・一九号の次に次の二号を加える。 第七〇・二〇 ガラス繊維(ガラスウールを含む。)、ガラス繊維の糸及び織物並びにこれらの製品 二 その他のもののうち ガラス繊維のスライバー、ロービング及び糸以外のもの	四・六% 一・七%	別表第二 (A) 第七一・〇三号中 「二 その他のもののうち 合成のダイヤモンドのもの」 機械用又は工業用に供するために形作つたもの その他のもの (1) 水晶のもの及び合成のダイヤモンドのもの (2) その他のもの	無税 を
--	--	---	----------------------	--	--------------------	--	-------------	---	----------------------	---	-----------------

別表第二 (A) 第七一・一六号中	二 其他のもの	五・六%	一二・五%
一 貴金屬をめぐつしたもの			
二 其他のもの		一二・五%	
別表第二 (A) 第七三・三五号の次に次の一号を加える。			
七三・三八	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品 （鉄鋼製のものに限り）並びに鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗 い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品		
二 其他のもののうち			
家庭用品及びその部分品		三・九%	
別表第二 (A) 第八二・〇六号の次に次の一号を加える。			
八二・二一	かみそり及びその刃（刃の半製品で帯状のものを含む。）	一・九%	
一 安全かみそり（刃入りのセットを含む。）			
二 安全かみそりの刃（帯状のものを除く。）		一枚につき 五〇銭	
別表第二 (A) 第八四・〇六号中	自動車用のもの	無税	
別表第二 (A) 第八四・〇八号中	（一） 航空機用のもの以外のもの（自動車用以外のピストン及びピストンリングを除く。）	無税	
（二） 其他のもの	（一） 其他のものうち ガスタービン及びハイドロ ジェットエンジンの部分品	無税	
（二） 其他のもの	（二） 其他のものうち かじ取り倍力装置用油圧ポン プ（ペーバン式又はギヤ式の もので、バス以外の乗用自動車 用のものに限り。）	無税	
別表第二 (A) 第八四・一〇号中	（一） 燃料又は潤滑油の給油用のポンプ（給油所において使用する型式のもので、計量器付きのもの及び計量器が取り付けられるように設計されているものに限り。）以外のものうち	無税	
（二） 其他のもの	（二） 往復ポンプ（油圧ポンプを除く）、回転ポンプ（油圧ポンプに限る。）及び渦巻ポンプ	無税	
別表第二 (A) 第八四・一一号を次のように改める。			
八四・一一	気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機（原動機付きのもの及びガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。）並びにファン、送風機その他これらに類する機械	無税	
一 ポンプ			

(ハ) 真空ポンプ 二 気体圧縮機のうち 往復式以外のもの重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの（ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を除く。） 三 ファン、送風機その他これらに類する機械のうち ディーゼル機関用排気タービン過給機（自動車用のものを除く。）以外のもの 四 一から三までに掲げる機器の部分品のうち ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機のもの以外 無税 無税 無税 無税	別表第一（A）第八四・一二号中 二 その他のものうち 定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの 無税 に改める。	別表第一（A）第八四・一五号に次のように加える。 二 冷凍機構を有する機械のうち 冷凍機（重量が一〇〇キログラム以下のものに限る。） アイスクリームフリーザー及び製氷機以外のもの。 無税	別表第一（A）第八四・一七 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法で材料を処理する機器（理化学用のものを除く。）家庭用に供するものを除くものとし、電気加熱式のものかどうかを問わない。）並びに電気加熱式でない瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器のうち 瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器以外のもの 無税	別表第一（A）第八四・一八号中 二 その他のものうち 自動車用のもの 無税 に改め、同号の次に次の二号を加え 無税
八四・一九 清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に用いるものに限る。） 二 その他のものうち 瓶詰機及び家庭用の皿洗機以外のもの 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（手で操作するものであるかどうかを問わないものとし、液体用又は粉末用のものに限る。）及び消火器（消火剤を充てんしてあるかどうかを問わない。）並びにスプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する機器のうち 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（ニューマチックマシンを除く。） 無税	別表第一（A）第八四・二三号中 三 その他のものうち 部分品 無税	別表第一（A）第八四・三二号の次に次の一号を加える。 八四・三三 紙又は板紙の切断機及びその他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械のうち 部分品以外のもの 無税	別表第一（A）第八四・五三 自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデータ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読取機（他の号に該当するものを除く。） 二 その他のものうち 電子式簿記会計機 無税	別表第一（A）第八四・五三 電子式デジタル自動データ処理機械（アナログ演算要素を有するものを除く。）及びこれを構成する機器（電源用機器及びアナログ信号によるデータの受け入れ又は送り出す機器を除く。）並びに磁気テープコンバーター、磁気テーププリンター及びこれらを構成する機器並びに第八四・五二号の一に掲げる計算機械を構成する補助機械 無税

二 その他のもの

別表第一(A) 第八四・五三号の次に次の一号を加える。

八四・五四 その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分
類機、貨幣計数包装机、鉛筆削り機、穴あけ機及びトビ機)の
うち

ワイドプロセッサ及び謄写機以外のもの

無税

別表第一(A)

第八四・五五号を次のように改める。

八四・五五 第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八
四・五四号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及
び付属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を
除く)のうち

無税

別表第一(A)

第八四・五八号の次に次の二号を加える。

八四・五九 機械類(独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他
の号に該当するものを除く)

七 その他の機械類及びその部分品のうち

(一) 機械類のうち

ドロマイト投射機、自動コイル巻機、密閉式連続
マーガリン製造機、ペレット飼料製造機、ニューマ
チックマシン、船舶用のかき取り機及び重合タンク
並びにたばこ工業用の機械、油脂工業用の木材用、金属用
又は金属炭化物用の機械並びに公共事業、建築そ
の他これらに類する用途に使用する機械類並びにゴ
ム工業用又はプラスチック工業用の機械類以外のもの

(二) 機械類の部分品

八四・六一 コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び温度制御式
弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する
物品に用いるものに限る)のうち

無税

車両用の弁以外のもの

別表第一(A) 第八四・六三号中

自動車用の伝動軸、クランク、
ベアリングハウジング、プ
ンペアリング、はずみ車、プ
リ及びプリーク、はずみ車、プ
リ及びプリーク(原動機によ
り駆動される軸が一分間につ
き一〇〇回以上回転するこ
とができるものに限る)並びに
これらの部分品

無税

自動車用以外のクランク軸、は
ずみ車、プリーク及びプリー
ク並びにこれら部分品
並びに船舶用の減速機(原動機
により駆動される軸が一分間
につき一〇〇回以上回転す
ることができないものを除く)及
び逆転機以外のもの

無税

に改める。

を

別表第一(A) 第八五・〇四号に次のように加える。

その他のもの(部分品を除く。)

四・六%

別表第一(A)

第八五・〇九号の次に次の一号を加える。

八五・一一 電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器(工業用又は理
学用のものに限り、並びに電気式又はレーザー式の溶接機器、
ろう付け機器、はんだ付け機器及び切断用機器)一 電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの
部分品

無税

別表第一(A)

第八五・一五号を次のように改める。

八五・一五 無線電信又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジ
オ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器(録音機
又は音声再生機を自蔵するものを含む)並びにテレビジ
ョンカ
メラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器

一 ラジオ受信機(シャシを含む。)

二 テレビジョン受像機(シャシを含む。)

三 レーダーのうち

航空機用のもの(機上で用いるものであるか、又は地
上用のものであるかどうかを問わない)及び船舶用の
ものの以外のもの

四 その他の機器のうち

航空機用のもの(機上で用いるものであるか、又は地
上用のものであるかどうかを問わない)

五 その他のもののうち

テレビジョンカメラ、航行用無線機器及び無線遠隔制
御機器以外のもの

五 一から四までに掲げる機器の部分品

無税

別表第一(A)

第八五・一五号の次に次の一号を加える。

八五・一七 電気式のベル、サイレン、表示盤、盗難警報器、火災警報器そ
の他の信号機器(第八五・〇九号又は第八五・一六号に該当す
るものを除く)

無税

別表第一(A)

第八五・一八号を次のように改める。

八五・一八 固定式又は可変式の蓄電器

無税

別表第一(A)

第八五・一八号の次に次の二号を加える。

八五・一九 スイッチ、継電器、ヒューズ、遮断器、サージ抑制器、ブラ
グ、ランプホルダー、接続箱その他電気回路の開閉用、保護
用又は接続用の機器、固定式又は可変式の抵抗器(ポテンシ
オメータを含むものとし、電熱用抵抗体を除く)並びに印刷回
路、配電盤及び制御盤

二 その他のもののうち

抵抗器(部分品を除く。)

その他のもの(電磁開閉器及びマイクロスイッチを除
く)

二・九%

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

八五・二〇	フィルム電球及び放電灯（赤外線電球及び紫外線電球を含む。）並びにアーク灯	三・四%
別表第一（A）第八五・二二号中	赤外線電球以外のもの	無税
受信管以外のもの	無税	に、
並びにデータその品	光電池及び部分品	無税
品	を	無税
号の次に次の一号を加える。	光電池及びその部分品イオード、トランジスタ他これらに類する半導体及び集積回路の部分品	無税
八五・二二	電気機器（独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）のうち	無税
別表第一（A）第八七・〇一号に次のように加える。	粒子加速器及びその部分品以外のもの	無税
別表第一（A）第九〇・〇七号中	二 その他のもの	無税
別表第一（A）第九〇・〇七号中	（一）製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のものうち	無税
（二）医療用のもの	二・三%	に改め、同号の次に次の二号を加える。
（三）その他のもの	無税	に改め、同号の次に次の二号を加える。
九〇・〇九	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	無税
二 その他のもの	無税	に改め、同号の次に次の二号を加える。
九〇・一〇	写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器（この類の他の号に該当するものを除く。）	無税
（一）現像、焼付けその他の処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品のうち	二 現像、焼付けその他の処理に用いる機器	無税
（二）その他のもの	無税	に改め、同号の次に次の二号を加える。
別表第一（A）第九〇・一二号中	感光式複写機又は感熱式複写機の部分品及び附属品並びに複写機（密着式の感光複写機を除く。）	無税
別表第一（A）第九〇・一二号中	光学機器並びにその部分品及び附属品	無税
（一）圧力計並びに液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度自動調整機器	無税	に改め、同号の次に次の五号を加える。

九〇・一四	土地測量機器（写真測量用のものを含む。）	無税
九〇・一七	行用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、羅針盤及び測距機のうち	無税
九〇・一八	気象観測機器、水理計測機器及び地球物理学用機器（理化学用のものに限り、並びにこれらの部分品及び附属品）のうち	無税
九〇・一九	医療用又は獣医用の機器（電気式のものを含む。）のうち	無税
九〇・二〇	医療用のもの	無税
九〇・二一	電気機器並びにその部分品及び附属品（単に電動機で動作するものを除く。）のうち	四・六%
九〇・二二	外科用のもの及び歯科用のもの以外のもの	四・六%
九〇・二三	超音波診断装置	四・六%
九〇・二四	外科用のもの	無税
九〇・二五	針、鉗子、ナイフ、手のこぎり、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品以外のもの	無税
九〇・二六	歯科用のもの	三・九%
九〇・二七	その他のもの	無税
九〇・二八	機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的適性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器のうち	無税
九〇・二九	人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器のうち	無税
九〇・三〇	整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他人工の人体の部分、補綴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて用いるものに限り、及びそれとその他の骨折治療具のうち）	無税
九〇・三一	補綴器並びにその部分品及び附属品並びに義歯以外のもの	無税
九〇・三二	エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器（写真用又は医療用のものを含む。）並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線検査用又はエックス線線処置用の機、いすその他これらに類する物品	四・六%
九〇・三三	放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品	四・六%
九〇・三四	二 その他のもの	無税
九〇・三五	医療用のもの	無税
九〇・三六	エックス線コンピュータ断層撮影装置	三・四%
九〇・三七	その他のもの	無税
九〇・三八	圧力計	無税
九〇・三九	圧力計並びに液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度自動調整機器	無税

別表第一 (A) 第九〇・二八号を次のように改める。

九〇・二八

電気式機器 (測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに
限る。)

- 一 この類の注5 (a)に定めるもののうち
- 二 電圧計、電流計及び周波数測定器以外のもの
- 三 この類の注5 (b)に定めるもの
- 四 この類の注5 (c)に定めるもの

温度、液面又は流量の自動調整機器及び電子式の電圧
自動調整機器 (自動車用のものを除く) 以外のもの

無税 無税 無税 無税

別表第一 (A) 第九二・一一号の次に次の四号を加える。

九二・一一

蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類する記録した物
品、レコード製造用の原盤並びに調製したレコードブランク、
機械式録音用フィルム及び録音用その他これに類する記録用の
テープ、線、ストリップその他の物品

- 一 蓄音機用レコード
- 二 フォノシートその他これに類するもの
- 三 その他のもの
- 四 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が
二〇センチメートル以下のもの

一九%

B 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が
二〇センチメートルを超えるもの

一枚につき
一五円六〇
銭

C 回転数が一分間につき四〇回を超え、五〇回以下の
もの

一枚につき
六円四〇銭
一枚につき
八円四〇銭

D 回転数が一分間につき五〇回を超えるもの

一・七%

二 蓄音機用レコード製造用の原盤 (録音盤を含む。)

三 その他のもの

四 記録したものの
その他のもの

五 テーブルゲーム用具その他の室内用又は遊戯場の遊戯用具
(ビリヤードテーブル、ピンテーブル及び卓球用具を含む。)

六 その他のもののうち

九七・〇六

運動用具及び戸外遊戯用具 (第九七・〇四号に該当するものを
除く。)

無税

九八・〇三

- 一 戸外遊戯用具並びにその部分品及び附属品
- 二 スキー並びにその部分品及び附属品
- 三 その他のもののうち

ゴルフ用具並びにその部分品及び附属品、テニスラ
ケット (ガット) を張つてあるかどうかを問わない。並
びに金属製バット

無税 二・四%

別表第一 (B) 第二六・〇一号を削る。

二二・〇五

ぶどう酒 (生鮮のぶどうから製造したものに限る。及びぶどう
搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの)

二 その他のもののうち
容量が一五〇リットルを超える容器に入れたもの

一リットル
につき六四
円

別表第一 (B) 第二六・〇一号を削る。

別表第一 (B) 第二九・〇一号中

(一) キシレンのうち
パラキシレン以外のもの

(二) キシレン

に改める。

一・六% を

別表第一 (B) 第二九・〇二号中

三 オクタクロルテトラヒドロメタノ
インダン (クロルデン)、ヘプタク
ロルテトラヒドロメタノインデン
(ヘプタクロル) 及びヘキサクロ
ルヘキサヒドロエーンド・エキ
ソジメタノナフタリン (アルド
リン) のうち

四 その他のもの

四・六%
四・六%

オクタクロルテトラヒドロメタ
ノインダン (クロルデン) 以外
のもの

に改める。

四 その他のもののうち

塩化ビニル、トリクロルエチレ
ン、テトラクロルエチレン、二
塩化エチレン及び四塩化炭素

四・六%
四・六%

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

別表第一 (B) 第二九・〇三号中 二 その他のもの 四・六% を	別表第一 (B) 第二九・〇四号中 (一) プロピルアルコール 八・四% を削り、 (二) その他のもの 四・六% を	別表第一 (B) 第二九・〇六号中 (一) 石炭酸 四・六% (二) クレゾール及びキシレノールのうち 一・六% に改め、 (三) 多価フェノール 四・六% を	別表第一 (B) 第二九・〇七号中 二 その他のもの 四・六% を	別表第一 (B) 第二九・〇八号中 (一) エチレングリコールモノアルキルエーテル 五・六% (二) その他のもの 四・六% を	別表第一 (B) 第二九・〇九号中 (一) その他のもの 四・六% (二) ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンジ・エキソジメタノナフタリン(デルドリシ) 五・六% を	別表第一 (B) 第二九・一一号中 三 その他のもの 四・六% を	別表第一 (B) 第二九・一四号中 一 酢酸 三% を
七 その他のもの (1) メタクリル酸及びその塩及びエステル並びにその塩及びエステル 四・六% を	七 その他のもの (1) エステル並びにその塩及びエステル並びにその塩及びエステル 四・六% を	七 その他のもの (1) エステル並びにその塩及びエステル並びにその塩及びエステル 四・六% を	七 その他のもの (1) エステル並びにその塩及びエステル並びにその塩及びエステル 四・六% を	別表第一 (B) 第二九・一五号中 (1) テレフタル酸ジメチル 六・四% (2) その他のもの 四・六% を	別表第一 (B) 第二九・二二号中 (1) ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの 五・三% (2) フェニルアミノプロパン及びその塩 六・四% (3) その他のもの 四・六% を	五 その他のもの (1) ゴム加硫促進用のもの及びゴム老化防止用のもの並びにフェニルアミノプロパン及びその塩 四・六% に改める。	五 その他のもの (1) ゴム加硫促進用のもの及びゴム老化防止用のもの並びにフェニルアミノプロパン及びその塩 四・六% に改める。

別表第一 (B) 第二九・二三号中
「一 アミノアルコール」を
削る。

別表第一 (B) 第二九・二五号中
「五 その他のもの」
(1) 麻薬
(2) その他のもの
六・四％
四・六％
を

「五 その他のもの」
麻薬以外のもの(ナフトール染料下漬け剤として使用するものに限る。)
四・六％
に改める。

別表第一 (B) 第二九・二七号中
「一 アクリロニトリル」を
削る。
「三 その他のもの」
(1) 麻薬及びフェニルアセトアセトニトリル
(2) その他のもの
六・六％
四・六％
を
「三 その他のもの」
麻薬及びフェニルニトリル

アセトアセ
六・六％
に改める。

別表第一 (B) 第二九・三〇号を削る。
別表第一 (B) 第二九・三一号中
「四 その他のもの」
エチルキサンチン、ゲン酸塩、イソプロピルキサンチン、ゲン酸塩及びアミルキサンチン、ゲン酸塩以外のもの
四・六％
を

別表第一 (B) 第二九・三四号を次のように改める。
「二九・三四」
その他のオルガノインオルガニック化合物
有機砒素化合物
四・六％
「一 その他のもの」
一・四・ジアザビシクロ「二・二・二」オクタン
イブシロンーカプロラクタム
その他のもの
五・六％
四・六％
に改める。

別表第一 (B) 第二九・三五号中
「一 その他のもの」
一・四・ジアザビシクロ「二・二・二」オクタン
イブシロンーカプロラクタム
その他のもの
五・六％
四・六％
に改める。

別表第一 (B) 第二九・三五号中
「一 その他のもの」
一・四・ジアザビシクロ「二・二・二」オクタン
イブシロンーカプロラクタム
その他のもの
五・六％
四・六％
に改める。

別表第一 (B) 第三二・〇五号中「けい光白色染料」を「蛍光白色染料」に、
「三 その他のもの」
五・三％
を
「三 その他のもの」
顔料色素以外のもの
五・三％
に

別表第一 (B) 第三二・〇七号中
「五 その他のもの」
(1) 調製白色顔料(乾燥状態において酸化チタンの含有量が全重量の八〇％以上のものに限定する。)
(2) その他のもの
四・八％
三・九％
を

別表第一 (B) 第三二・〇八号中
「二 その他のもの」
(1) ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレック状のもの
(2) その他のもの
三・二％
三・二％
を

別表第一 (B) 第三二・〇九号中
「(一) 合成樹脂塗料のうち」
水性エマルジョンペイント、合成樹脂ワニス及び絶縁ペイント
四・八％
「(一) 合成樹脂塗料」
「一〇 その他のもの」
歴青質塗料
その他のもの
四・八％
を

別表第一 (B) 第三三・〇一号中
「一〇 その他のもの」
歴青質塗料
その他のもの(人造プラスチックの溶液を除く。)
四・六％
に改め

別表第一 (A) 第三三・〇一号中
「一〇 その他のもの」
歴青質塗料
その他のもの(人造プラスチックの溶液を除く。)
四・六％
に改め

別表第一 (A) 第三三・〇 一号の(一)に規定する政 令で定める試験方法による 総メントルの含有量が全 重量の六五%以下のもの		九・六%	に改める。
別表第二 (B) 第三三・〇四号中	二 その他のもの	五・三%	を
二 その他のものうち 食品の原料として用いるもの	五・三% に改める。 香水、オーデコロンその他これら に類するもの	五・三%	を
別表第二 (B) 第三三・〇六号中	一 香水、オーデコロンその他これら に類するもの	五・三%	を
削り、 (1) 香及び線香並びにつめ化粧用 又はひげそり用の製品 (2) その他のもの	六・六% 五・八% 六・二%	五・三%	を
(i) 液状又はペースト状のもの (ii) その他のもの	五・八% 六・二%	五・三%	を
びにつめ化粧用 用の製品 のうち ペースト状のも ヘアトニック及 プーに限る。 状のもの (シャ ー)	六・六% 五・八% 六・二%	五・三%	を
削る。 別表第一 (B) 第三四・〇二号中	一 有機界面活性剤及び調製界面活性 剤	六・二%	を
別表第一 (B) 第三四・〇三号を次のように改める。 三四・〇三	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリング又は 加脂処理に用いる調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の 七〇%以上のものを除く。)のうち グリース その他の調製潤滑剤(石油又は歴青油の含有量が水分を除い た全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、切削油(温 度一五度における比重が〇・八四九四を超えるものに限る) を除く。 その他のもの(石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重 量の五〇%以下の調製潤滑剤を除く。)	三・九% 四・六% 四・八%	
別表第二 (B) 第三七・〇一 三三・〇一	感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム(露光してない ものに限るものとし、紙製、板紙製又は布製のものを除く。)	三・七%	

別表第一 (B) 第三七・〇三号中	一 カラー印刷紙	三・九%
	(1) 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの	
	(2) 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの	三・七%

別表第一 (B) 第三七・〇七号中

削る。	(1) フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもので、四〇ミリメートル以下のもの	一メートルにつき七円
	A サウンドトラックフィルム	一メートルにつき七円
	(1) フィルムの幅が三五ミリメートルのもの	二〇銭
	(2) その他のもの	一メートルにつき七円
	B その他のもの	二〇銭

別表第一 (B) 第三八・一四号中	二 その他のもの	四・六%
削る。	二 その他のもののうち	
	潤滑油用のもの以外のもの	四・六% に改める。
別表第一 (B) 第三八・一九号中	(1) 自動車の排気ガス浄化用のもの以外のもの	三・二%

削る。	(1) 電気用炭素ブラシの素材(黒鉛)に金属、炭素その他の材料を加え、塊、板、棒その他のこれらに類する形状にしたものに限り、並びに金属炭化物の固溶体及び混合物	三・二%
	(2) 耐火性材料、ソーダ石灰及び脂	四・六%
	(3) 脂肪酸混合物の誘導体	三・八%
	その他のもの	三・八%

削る。	ちの素材(黒鉛)の他材料を加え、塊、板、棒その他のこれらに類する形状にしたものに限り、並びに金属炭化物の固溶体及び混合物	三・二%
	の固溶体及び混合物	四・六%
	の固溶体及び混合物	三・八%
	生ずる残留物	三・八%

別表第一 (B) 第三九・〇一

フェノール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポリアリルエス、テルその他の不飽和ポリエステル、シリコンその他の樹脂、重縮合物及び重合付加物(これらを変性し又は重合したもの)及び線状分子構造のものを含む。

一 液状又はペースト状のもの(乳化し、分散し又は溶解しているものを含む)

(1) ビグメントレジンカラー用のエキステンダー

(2) その他のもの

(3) フェノール樹脂、アミノ樹脂、ポリエステル又はポリアミドのもの

(4) 塊、粉(モールドイングパウダーを含む)、粒、フレークその他のこれらに類する形状のもの

(5) フェノール樹脂のもの

(6) シリコンのもの

(7) その他のもの

(8) アミノ樹脂、ポリウレタン又はイオン交換樹脂のもの

(9) その他のもの

(10) 接着剤を塗布した接着性の物品のうち

(11) ポリエステルのもの以外のもの

(12) 第五九類の注に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、染み込ませ、被覆し又は積層したもの

(13) その他のもの

(14) フェノール樹脂のもの

(15) ポリエステル樹脂のもの

(16) シリコンのもの

(17) その他のもの

(18) アミノ樹脂、ポリアミド、ポリウレタン又はエポキシ樹脂のもの

(19) ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、酢酸ビニル、ポリクロル酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリメタクリル酸誘導体、グマロンインデン樹脂その他の重合体及び共重合体

一 液状又はペースト状のもの(乳化し、分散し又は溶解しているものを含む)

(20) ビグメントレジンカラー用のエキステンダー

(21) ポリビネンのもの

(22) その他のもの

四・六%
四・六%

五・八%

五・八%

五・八%

五・八%

四・八%

三・九%

三・九%

五・八%

四・六%

四・六%

四・六%

四・六%

四・六%

四・六%

四・六%

四・六%

四・六%

四・六%

四・六%

四・六%

四・六%

四・六％ 六・二％	(一) ポリ塩化ビニル、塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物、アクリル樹脂又はポリ酢酸ビニルのもの ポリブテンのもの 塊、粉（モールディングパウダーを含む）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの (二) ポリエチレンのもの	(三) ポリスチレンのもの (1) イオン交換樹脂のもの (2) 発泡性ポリスチレンのもの (3) その他のもの	(四) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもののうち 塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物のもの以外のもの (五) アクリル樹脂のもの イオン交換樹脂のもの その他のもののうち メチルメタクリル樹脂のもの (六) ポリプロピレンのもの	(七) ポリビネンのもの その他のもの イオン交換樹脂のもの その他のもののうち ポリビニルアルコール又はポリビニルブチラール	三 くす (一) ポリエチレンのもの (二) アクリル樹脂のもの その他のもの	四 接着剤を塗布した接着性の物品のうち ポリ塩化ビニルのもの（床用の板、タイル及びストリップに限る）、塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物のもの（天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布したもの並びにそれ以外のもの）、床用の板、タイル及びストリップに限る、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン若しくはその共重合物、アクリル樹脂又はポリ酢酸ビニルのもの その他のもの（床用の板、タイル及びストリップ以外のもの）（ポリ塩化ビニルのものに限る）を除く 第五九類の注一に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、染み込ませ、被覆し又は積層したもの (一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの (1) 一次製品	四・六％ 六・二％ 一キログラムにつき二四四〇銭 六・二％ 四・六％ 一・二％ 四・六％ 四・六％ 四・六％ 四・一％ 一キログラムにつき二五四〇銭 四・六％ 六・二％ 四・六％ 四・六％ 四・六％ 五・八％ 五・八％ 五・八％ 三・九％ 三・四％ 四・六％
--------------	--	---	--	---	---	---	--

四・八％ 四・八％ 五・八％ 五・八％ 五・八％ 四・六％ 五・八％ 六・二％ 五・八％ 五・八％ 五・二％ 四・六％	(2) その他のもの (一) その他のもの その他のもの (二) ポリエチレンのもの ポリスチレンのもの (三) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの 塩化ビニル樹脂の組物材料（しんにとうを用いたものに限る） A その他のもの B 塩化ビニル樹脂のもの（床用の板、タイル及びストリップに限る）以外のもの 一次製品 その他のもの (四) アクリル樹脂のもの (1) メチルメタクリル樹脂のもの (2) その他のもの (五) その他のもの ポリプロピレン又はポリスチレン共重合物のもの その他のもの（ポリビニルブチラールのものを除く） ハムケーシングその他これに類するもの（管状のものに限る）以外のもの 再生セルロース、ニトロセルロース及びアセチルセルロース その他のもの（可塑化したものに限る） 二 その他のもの でん粉誘導体以外のもの 第三九・〇一又は第三九・〇二に掲げる物品の製品 第三九・〇一又は第三九・〇二に掲げる物品の製品 を に改める。	別表第一 (B) 第三九・〇七号中 第三九・〇一又は第三九・〇二に掲げる物品の製品のうち 衛生用品、化粧用品、装飾品、装身具、事務用品（学用品を含む）、衣類、衣類付属品及び電気照明器具並びにロープ、ライディングその他これらに類する製品及びこれらの部分品	別表第一 (B) 第三九・〇三号中 ハムケーシングその他これに類するもの（管状のものに限る）以外のもの 再生セルロース、ニトロセルロース及びアセチルセルロース その他のもの（可塑化したものに限る） 二 その他のもの でん粉誘導体以外のもの 第三九・〇一又は第三九・〇二に掲げる物品の製品 第三九・〇一又は第三九・〇二に掲げる物品の製品 を に改める。	別表第一 (B) 第三九・〇六号中 ハムケーシングその他これに類するもの（管状のものに限る）以外のもの 再生セルロース、ニトロセルロース及びアセチルセルロース その他のもの（可塑化したものに限る） 二 その他のもの でん粉誘導体以外のもの 第三九・〇一又は第三九・〇二に掲げる物品の製品 第三九・〇一又は第三九・〇二に掲げる物品の製品 を に改める。	別表第一 (B) 第三九・〇七号中 第三九・〇一又は第三九・〇二に掲げる物品の製品のうち 衛生用品、化粧用品、装飾品、装身具、事務用品（学用品を含む）、衣類、衣類付属品及び電気照明器具並びにロープ、ライディングその他これらに類する製品及びこれらの部分品	五・八％ 五・八％ 五・八％ 五・八％ 五・八％ 四・六％ 五・八％ 六・二％ 五・八％ 五・八％ 五・二％ 四・六％
--	--	--	---	---	--	--

別表第一 (B) 第四〇・〇八号中

一 エキスパンデッドラバー、フォ
ムラバー又はスポンジラバーの
もの(紡織用繊維の織物を単に補
強のために結合したものを含む。)

四・六%

を

削る。

別表第一 (B) 第四〇・〇九号を削る。

別表第一 (B) 第四〇・一四号中 「二 その他のもの

三・四%

を

削る。

別表第一 (B) 第四四・二三号を削る。

別表第一 (B) 第四八・〇一号を次のように改める。

四八・〇一

紙及び板紙(セルロースウォッディングを含むものとし、ロー
ル状又はシート状のものに限る。)

一 手すきのもの

三・四%

二 その他のもの

五・八%

(一) 薄葉紙(一平方メートルの重量が三〇グラム以下のも
のに限る。)

B その他のもの

四・六%

(二) 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(一平方メートルの
重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに
限る。)

B その他のもの

九・六%

(三) 包装用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超
え、三〇〇グラム以下のものに限る。のうちサルファイトパルプを含有する包装用紙及びセミケ
ミカルパルプ製の段ボール用中しん原紙その他のもの(クラフト紙及びクラフトライナーを
除く。)(四) 板紙(一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超える
ものに限る。のうち白板紙、クラフト板紙及びクラフトライナー以外の
もの

六・四%

別表第一 (B) 第四八・〇五号中 「一段ボール及び波形紙

削る。

別表第一 (B) 第四八・〇七号及び第五〇・〇四号を削る。

別表第一 (B) 第五一・〇一号中 「(一) その他のもの

削る。

八%

を

を

(一) その他のもの

ナイロン繊維、ポリアクリロ
ニトリル繊維、ポリエステル
繊維、ポリプロピレン繊維、ビ
ニロン繊維又はアセテート繊
維の重量が全重量の五〇%を
超えるナイロン繊維のものを
(テクスチャード加工糸を除
くものとし、よつてないもの
又はより数が一メートルにつ
き五〇以下のものに限り、以
外のもの)

八%

に改める。

別表第一 (B) 第五六・〇一号中 「一

合成繊維又はアセテート繊維の重
量が全重量の五〇%を超えるもの
のうち合成繊維又はアセテート繊維の重
量が全重量の五〇%を超えるもの

八%

別表第一 (B) 第五八・〇二号中 「二

ナイロン繊維、ポリアクリロ
ニトリル繊維、ポリエステル
繊維、ポリプロピレン繊維、ビ
ニロン繊維又はアセテート繊
維の重量が全重量の五〇%を
超えるナイ
ロン繊維のものを除く。)

八%

に改める。

別表第一 (B) 第五九・〇一號中 「二

その他のもの

三・四%

に改める。

綿製のもの

その他のもの(ケレムラグ、シュ
マックラグ、カラマニラグ、その
他これらに類するもの以外のもの
(人造繊維製のものを除く。)

九・六%

別表第一 (B) 第五九・〇二號中 「二

その他のもの

ウオッディング及びその製品以
外のもの

三・四%

別表第一 (B) 第五九・〇三號中 「二

その他のもの(芳香族ポリアミ
ド繊維製のものを(電気絶縁用の
ものに限り、)を除く。)

六・四%

削る。

別表第一 (B) 第五九・一七号中 「三

その他のもの

綿製のもの

その他のもの

五・八%

に改める。

四・二%

を

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

三 その他のもののうち 綿製のもの 五・八% に改める。	別表第一 (B) 第六八・一六号を次のように改める。 六八・一六 石その他の鉱物性材料の製品(泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く)のうち 炭素又は黒鉛の製品以外のもの 四・八% に改める。	別表第一 (B) 第六九・〇九号中 触媒の製造に使用される触媒担体以外のもの 三・四% に改める。	別表第一 (B) 第七〇・〇三号及び第七〇・〇七号を削る。 三・四% に改める。	別表第一 (B) 第七〇・二〇号中 二 その他のもの 四・六% に改める。	別表第一 (B) 第七〇・二二号、第七一・〇三号及び第七一・一六号を削る。 二 その他のもの 三・九% に改める。	別表第一 (B) 第七三・三八号中 二 その他のもの 三・九% に改める。	別表第一 (B) 第八二・二一号中 二 安全かみそり(刃入りのセットを含む) 安全かみそりの刃(帯状のものを除く) 三・八% 円一枚につき を	別表第一 (B) 第八四・〇六号中 二 安全かみそり(刃入りのセットを含む) 安全かみそりの刃(帯状のものを除く) 三・八% 円一枚につき を	別表第一 (B) 第八四・〇八号中 二 安全かみそり(刃入りのセットを含む) 安全かみそりの刃(帯状のものを除く) 三・八% 円一枚につき を	別表第一 (B) 第八四・一〇号中 二 安全かみそり(刃入りのセットを含む) 安全かみそりの刃(帯状のものを除く) 三・八% 円一枚につき を	別表第一 (B) 第八四・一〇号中 二 安全かみそり(刃入りのセットを含む) 安全かみそりの刃(帯状のものを除く) 三・八% 円一枚につき を	別表第一 (B) 第八四・一〇号中 二 安全かみそり(刃入りのセットを含む) 安全かみそりの刃(帯状のものを除く) 三・八% 円一枚につき を	別表第一 (B) 第八四・一〇号中 二 安全かみそり(刃入りのセットを含む) 安全かみそりの刃(帯状のものを除く) 三・八% 円一枚につき を	別表第一 (B) 第八四・一〇号中 二 安全かみそり(刃入りのセットを含む) 安全かみそりの刃(帯状のものを除く) 三・八% 円一枚につき を	別表第一 (B) 第八四・一〇号中 二 安全かみそり(刃入りのセットを含む) 安全かみそりの刃(帯状のものを除く) 三・八% 円一枚につき を
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。	別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。	別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。	別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。	別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。	別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。	別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。	別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。	別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。	別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。	別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。	別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。	別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。	別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。	別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。	別表第一 (B) 第八四・一一号を次のように改める。 八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びファン、送風機その他これらに類する機械) 二・九% に改める。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

III • 11%

一 現像、焼付けその他の処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品のうち 二 その他のもののうち 三・二% に改める。 三・二% 「 別表第一 (B) 第九〇・一三号中 「レーザー並びにその部分品及び附属品 四・六%」 を	「レーザー (理化学用のものに限る。) 並びにその部分品及び附属品 別表第一 (B) 第九〇・一四号を次のように改める。 四・六%」 に改める。 九〇・一四 土地測量機器 (写真測量用のものを含む。)、水路測量機器、航行用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、羅針盤及び測距儀のうち 三・四% 三・八%	別表第一 (B) 第九〇・一七号から第九〇・一九号までを次のように改める。 九〇・一七 医療用又は獣医用の機器 (電気式のものを含む。) 医療用のもの 電気機器並びにその部分品及び附属品 (単に電動機で動作するものを除く。) のうち 外科用のもの 歯科用のもの その他のもの (超音波診断装置を除く。) その他のもののうち 外科用の針、鉗子、ナイフ、手のこぎり、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品 獣医用のもの 機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的適性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他のこれらに類する治療用機器以外のもの 人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他のこれらに類する治療用機器以外のもの 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他のこれらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他の他人の人体の部分、補聴器その他の器官の欠損又は不全を補う機器 (着脱し、携帯し又は人体内に埋めて用いるものに限る。)、及びそれと本その他の骨折治療具のうち 補聴器並びにその部分品及び附属品並びに義歯 三・二%	別表第一 (B) 第九〇・二〇号中 二 その他のもののうち 医療用のもの エックス線コンピュータ断層撮影装置以外のもの 四・六%」 に改める。 別表第一 (B) 第九〇・二四号中 「圧力計以外のもの 三・九%」 に改める。 別表第一 (B) 第九〇・二八号を次のように改める。 九〇・二八 電気式機器 (測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。) 一 この類の注 (a) に定めるもののうち 電圧計、電流計及び周波数測定器 四 この類の注 (d) に定めるもののうち 温度、液面又は流量の自動調整機器及び電子式の電圧自動調整機器 (自動車用のものを除く。) 三・九% 別表第一 (B) 第九二・一二号を削る。 別表第一 (B) 第九七・〇四号中 三 その他のもの (1) ボウリングボール (2) その他のもの 四・六%」 に改める。 別表第一 (B) 第九七・〇六号を次のように改める。 九七・〇六 運動用具及び戸外遊戯用具 (第九七・〇四号に該当するものを除く。) 三 その他のもの ゴルフ用具並びにその部分品及び附属品、テニスラケット (ガットを張つてあるかどうかを問わない。)、並びに金属製バット以外のもの (一) 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつた金、銀、貴石、半貴石、真珠、珊瑚、象牙又はべつこを用いたもの 六% 別表第一 (B) 第九八・〇三号中 削る。 別表第一 (B) 第九八・〇三号中 キャンパスシューズ 二・六% を
---	---	--	---

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外一件

「キャンバスシューズ(甲の一)部に革を用いたものでスポーツ用以外のものを除く。」に改める。

別表第一の第三号を削り、同表第四号中「並びに同号の三に掲げる物品のうち表示放電管、受信機、受像機の陰極線管用の電子銃」を削り、同号を同表第三号とし、同表第五号を同表第四号とする。

別表第二第二・〇五号中「二六〇円」を「二八〇円」に、「三〇円」を「二四円」に改める。
別表第四第五・〇九号を次のように改める。

五五・〇九 その他の綿織物

- 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻又はラミーのもののうちろうけつ染めしたもの(手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。以下この号において同じ)以外のもの
- 二 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもののうちろうけつ染めしたものの以外のもの
- 三 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇%を超えるもの(二に掲げるものを除く)のうちろうけつ染めしたものの以外のもの
- 四 その他のもののうちろうけつ染めしたものの以外のもの

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔山本富雄君登壇、拍手〕

○山本富雄君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過

及び結果を御報告申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財

政事情に顧み、住宅取得者の負担の軽減、民間活力の活用等を通じ内需の拡大等に資するため所要の措置を講ずるとともに、租税特別措置の整理合理化を図るほか、いわゆる移転価格税制を導入し、欠損金の繰り越しの特例を設け、さらに、たばこ消費税率の税率を臨時措置として引き上げる等所要の税制上の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、抜本的税制改革の基本方針と租税特別措置のあり方、所得税減税の必要性と住宅取得促進税制の経済効果、欠損金の繰越控除制度の一部停止による中小企業への影響、たばこ消費税率引き上げに至る経緯と本措置による今後のたばこ産業の動向等について質疑が行われました。

また、参考人からの意見をも聴取いたしました。が、それらの詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して竹田四郎理事、公明党・国民会議を代表して鈴木一弘委員、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、本法律案にそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して矢野俊比古理事より、賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、税制の改革に当たっては、社会経済情勢の変化と将来の展望を踏まえつつ、国民の理解と信頼が得られるよう適正・公平な租税制度の確立に向けて鋭意努力すること等八項目にわたる附帯決議が付されております。

次に、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、皮革・革靴産業の実情と関税割当て制度移行後の環境変化への対応策、税関業務の実態と要員の確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、関税率の引き下げに当たっては、国内産業への影響を十分考慮しつつ、国民生活の安定に寄与するよう努めること等四項目にわたる附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいま委員長報告がありました。議案のうち、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。村沢牧君。

〔村沢牧君登壇、拍手〕

○村沢牧君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、反対の討論を行います。

今日、我が国経済が当面する課題は、対外貿易摩擦激化を回避し、内需拡大によって円高デフレの払拭、外需依存型経済から内需主導型経済へと

転換を図ることです。しかしながら政府は、もはや空念仏にしかすぎない「六十五年度特例公債売却」に頭迷に固執し、財政が果たすべき機能を放棄するのみならず、内需拡大に必要不可欠な所得税減税を見送るとともに、六十一年度予算では相も変わらず防衛費を突出させ、福祉政策を後退させ、さらには地方へ負担を転嫁させるというびくろ策を弄しているのです。

また、税収確保という政策意図を先行させる余り、民間調査機関の予測を上回る高い経済成長率を見込んだ結果、新年度が始まっていない現時点で、早くも兆円単位にならんとする税収不足が確定視されるという状況に追い込まれているのです。政府が掲げる財政の対応力の回復が可能と考えているのでありましょうか。全く疑問と言わざるを得ません。

さて、中曽根総理は、シャープ勧告以来の税制の抜本改革を表明し、そのねらいは増税のためではなく、現行税制のひずみの是正、国民の重税感、不公平感を緩和するものであることを再三再四述べてきました。しかし、本年夏までには減税案を、そして秋にはその財源をというやり方は、減税実施の約束は選挙目当ての単なる人気取り政策でしかなく、秋にはそのツケを増税によって求めてくることはや否定し得ないところであり、全く国民を愚弄するものであり、激しい怒りを覚えるものであります。加えて、所得税の最低税率を引き上げ、課税最低限を引き下げることにより低所得者層に負担を強いる意図さえそこには見られるのであって、全くもって許しがたいことであります。

さて、本法案の内容は、税制の抜本改革につながるような改正は何ら見受けられず、相も変わらず増収を目的とした財源あさりであり、不公平税制の是正についても見るべきものはありません。

まず、赤字法人に対する繰越欠損金控除を一年停止するという措置は、政府がいかに抗弁していても租税政策の観点からは全くの邪道であり、赤字法人の一部にある脱税対策に名をかりた増税策以外何物でもありません。特にこの特例によって最も影響を受けるのは中小企業であり、多くの中小企業が政府の政策的円高によって経営難を強いられ、倒産しているものと、それに追い打ちをかけるような本制度の改正は絶対に許すことができないのであります。

他方、六十一年度租税特別措置による減収額は大企業を中心に一兆五千六百二十億円の減し、前年度よりも三百七十億円もふえており、例えば貸倒引当金一つをとってみても、貸倒実績率の三倍近い法定繰入率がなお認められておるのが実情であって、このような不公平を放置したまま、次々と見境もなく増税策をとり続ける政府に対し猛省を促すものであります。

さらに指摘をしなければならないのは、抜き打ちの増税であるたばこ消費税の引き上げであります。政府税調ですら検討の対象にされていなかったたばこ消費税の引き上げを、政府が突如としてやみ討ち的に決定したことは、その手続、方法が不当であるのみならず、たばこ産業株式会社はもとより、葉たばこ耕作者、たばこ産業に従事する労働者にも重大な影響を及ぼすのであります。このように、増税財源かき集めの手法のみを追求し、

民営化したばかりの日本たばこ産業の将来や、外国たばこの進出の本格化など多角的な事業全体に対する検討を行わず、余りにも安易な増税手段をとったことに対して到底賛成いたしがたいものであります。また、この措置が一年限りの臨時異例のものであるとしながらも、六十二年にはもとの価格に戻すという保証もなく、六十二年以降は税制抜本改正にあわせて処理をするというのでありますから、これまた国民への欺瞞による増税であることは言うまでもありません。

他方、六十一年度減税の目玉と言われる住宅取得促進税制は総額三百九十億円にとどまり、我が国が現在抱えている内需拡大という課題を解決し得る規模のものとはなっておりません。ウサギ小屋と言われる我が国の住宅水準を改善し、住宅建設を促進させるためには、小手先の住宅減税だけで解決するのではなく、抜本的な地価対策とあわせて我が国が要求する税額控除の増額と同時に、住宅購買意欲をもたらし所得政策をとることこそ必要であります。

さらに、中曽根内閣が鳴り物入りで宣伝してきた民間活力の導入であります。民間活力という言葉がむしるひとり歩きをすることにより、上昇しつつある地価高騰に拍車をかけているのが現実であり、このことが都市の再開発にマイナスの影響を与え、内需拡大の足を引っ張っている現状さえ見られるのであります。各省庁は、民活ブームに乗じて、十分な吟味もせず、先を争うようにプロジェクトの推進を打ち出しておりますが、いたずらに大企業、大資本だけを喜ばせ、国民生活向上に役立たないような政策をとるべきではありません。

特に、民活の最大プロジェクトとされている東京湾横断道路建設は多くの問題点を含んでおりますが、税制の優遇措置によって民間事業を促進するのではなく、やるとするならば公共投資による誘導効果を期待すべきであります。その場合においても、生活環境の影響度やその経済効果を十分考慮した慎重な対応が絶対的条件であり、民活の名のもとに拙速、ずさんに事を運ぶことは決して許されるべきものではありません。むしろ急がなければならないはずであります。

以上、るる指摘をしてきたように、今次税制改正は、解決すべき重要な諸問題を先送りし、限定的措置によるその場しのぎの姿勢に終始したため、何ら国民の期待にこたえる内容となっておりません。税に対する国民の不満が高まっているときに、今求められているのは、不公平税制を是正し、国民の税負担の軽減を図ることです。そのためには、我が国が要求する二兆三千億円の減税を実施し、国民の期待にこたえるべきであり、このことを強く求めて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本議案は可決されました。

○議長(木村睦男君) この際、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件についてお諮りいたします。

議長は、本件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしましたとおり参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案とすることの決定がございました。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「千二百六十八人」を「千二百六十七人」に改める。

附 則

この規程は、昭和六十一年四月一日から施行する。

○議長(木村睦男君) 本規程案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本規程案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時四十五分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君
副議長 阿具根 登君

中野 鉄造君	刈田 貞子君	大川 清幸君	鶴岡 洋君	服部 信吾君	中野 明君	柳澤 鍊造君	大城 眞順君	堀出 啓典君	和田 教美君	堀山威一郎君	田代富士男君	高桑 栄松君	秦野 章君	二宮 文造君	藤井 恒男君	田中 正巳君	中山 千夏君	青木 茂君	山田耕三郎君	青島 幸男君	浦田 勝君	岡野 裕君	宮島 澁君
矢原 秀男君	坂山 映子君	馬場 富君	太田 淳夫君	井上 計君	飯田 忠雄君	山田 勇君	宮澤 弘君	黒柳 明君	栗林 卓司君	福岡日出麿君	多田 省吾君	中西 珠子君	夏目 忠雄君	伏見 康治君	関 嘉彦君	徳永 正利君	木本平八郎君	下村 泰君	喜屋武眞榮君	石井 一二君	大浜 方榮君	海江田鶴造君	森山 眞弓君

小島 静馬君	松浦 功君	内藤 健君	森下 泰君	佐々木 満君	高平 公友君	坂野 重信君	大鷹 淑子君	上條 勝久君	熊谷太三郎君	岩動 道行君	服部 安司君	中村 太郎君	大坪健一郎君	梶原 清君	石井 道子君	藤田 栄君	吉川 芳男君	倉田 寛之君	志村 哲良君	佐藤栄佐久君	田沢 智治君	川原新次郎君	大木 浩君	降矢 敬義君	岩崎 純三君	金丸 三郎君	下条進一郎君	斎藤 十朗君	亀井 久興君	安孫子藤吉君	藤田 正明君
村上 正邦君	仲川 幸男君	藤井 孝男君	沢田 一精君	北 修二君	山東 昭子君	斎藤栄三郎君	堀内 俊夫君	遠藤 要君	源田 実君	石本 茂君	平井 卓志君	土屋 義彦君	松尾 官平君	前島英三郎君	添田増太郎君	吉村 眞事君	吉川 博君	工藤万砂美君	曾根田都夫君	大河原太一郎君	関口 恵造君	岡部 三郎君	江島 淳君	真鍋 賢二君	遠藤 政夫君	亀長 友義君	成相 善十君	伊江 朝雄君	井上 吉夫君	坂元 親男君	山内 一郎君

西村 尚治君	初村清一郎君	長田 裕二君	中山 太郎君	福田 宏一君	野末 陳平君	水谷 力君	田 英夫君	林 健太郎君	星 長治君	井上 孝君	岩上 二郎君	井上 裕君	高杉 勉忠君	山本 富雄君	増岡 康治君	藤井 裕久君	志村 愛子君	河本嘉久蔵君	崎崎 均君	小山 一平君	鈴木 省吾君	安田 隆明君	久保 亘君	梶原 敬義君	菅野 久光君	下田 京子君	久保田真苗君	近藤 忠孝君	佐藤 三吾君	松前 達郎君	安恒 良一君
加藤 武徳君	松垣徳太郎君	世耕 政隆君	増田 盛君	杉山 令肇君	矢野俊比古君	松岡満寿男君	出口 廣光君	藤野 賢二君	岩本 政光君	前田 勲男君	谷川 寛三君	田代由紀男君	林 寛子君	堀江 正夫君	最上 進君	青木 新次君	原 文兵衛君	堀本 又三君	小林 国司君	浜本 万三君	林 道君	上田 稔君	安永 英雄君	稻村 稔夫君	吉川 春子君	糸久八重子君	鈴木 和美君	佐藤 昭夫君	大森 昭君	内藤 功君	大木 正吾君

議長の報告事項
去る二十日議長は、スタンコ・トドロフ・ブルガリア人民共和國人民議会議長より、次の書簡を接受した。

ブルガリア人民共和國人民議会議を代表して、ま

丸谷 金保君	志苦 裕君
橋本 敦君	野田 哲君
粕谷 照美君	片山 甚市君
赤桐 操君	立木 洋君
山中 郁子君	穂山 篤君
寺田 熊雄君	和田 静夫君
松本 英一君	中村 哲君
小笠原貞子君	市川 正一君
竹田 四郎君	村沢 牧君
上野 雄文君	八百板 正君
小野 明君	瀬谷 英行君
小柳 勇君	秋山 長造君
上田耕一郎君	宮本 顯治君
内閣総理大臣	中曾根康弘君
法務大臣	鈴木 省吾君
外務大臣	安倍晋太郎君
大蔵大臣	竹下 登君
農林水産大臣	羽田 孜君
運輸大臣	三塚 博君
郵政大臣	佐藤 文生君
建設大臣	江藤 隆美君
自治大臣	小沢 一郎君
国務大臣 (経済企画庁長官)	平泉 渉君

た私自身、安井謙氏の御逝去に心から哀悼の意を表します。安井氏はその活動を通じて世界平和及び人類の進歩並びに、日本・ブルガリア兩國の友好関係の発展に寄与されました。安井氏の御逝去により、ブルガリアは誠実な友を失ったこととなります。安井謙氏の御逝去を、我々も深く悲しんでいるということを御遺族にお伝下さい。

去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

鈴木 省吾君

桑名 義治君

地方行政委員

出口 廣光君

法務委員

藤井 孝男君

大蔵委員

林 道君

通信委員

太田 淳夫君

辞任

亀井 久興君

志村 愛子君

辞任

伊江 朝雄君

真鍋 賢二君

予算委員

補欠

金丸 三郎君

岩本 政光君

矢野俊比古君 小林 国司君
中野 明君 高桑 栄松君
刈田 貞子君 飯田 忠雄君
下田 京子君 吉川 春子君
田 英夫君 宇都宮徳馬君
青島 幸男君 嘉屋武真榮君

決算委員

辞任

坂元 親男君

議院運営委員

辞任

高桑 栄松君

懲罰委員

小林 国司君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第八号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

F4ファントムの試改修結果とその運用に関する質問主意書(秦豊君提出)

次期対地支援戦闘機(FSX)の導入に関する質問主意書(秦豊君提出)

畜産物の価格安定等に関する質問主意書(藤原房雄君提出)

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員山内一郎君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

記

中央選挙管理委員会

同予備委員

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

F4ファントムの試改修結果とその運用に関する質問主意書(秦豊君提出)

次期対地支援戦闘機(FSX)の導入に関する質問主意書(秦豊君提出)

畜産物の価格安定等に関する質問主意書(藤原房雄君提出)

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員山内一郎君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

記

中央選挙管理委員会

同予備委員

吉岡 恵一君

堀家 嘉郎君

沖崎 利夫君

中尾 辰義君

中沢伊登子君

佐久間 彊君

大谷 操君

瀬尾 忠博君

昭和六十一年二月二十八日 参議院會議録第八号 議長の報告事項

松尾 信人君
岡本 丈君

同日本院は、人事官に石坂誠一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、原子力委員会委員に門田正三君及び藤波恒雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、原子力安全委員会委員に大山彰君及び御園生圭輔君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査委員会に本明寛君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に川出千速君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日議長は、地方制度調査会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

熊谷太三郎君
後藤 正夫君
高平 公友君
佐藤 三吾君
中野 明君

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、国会は中央選挙管理委員及び同予備委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理委員会

吉岡 恵一君

同 予備委員

堀家 嘉郎君
沖崎 利夫君
中尾 辰義君
中沢伊登子君

佐久間 彌君
大谷 操君
瀬尾 忠博君
松尾 信人君
岡本 丈君

去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

龜井 久興君

補欠

出口 廣光君

法務委員

辞任

大坪健一郎君

補欠

古村 眞事君

国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

林 道君

国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

大蔵委員

辞任

倉田 寛之君

補欠

藤井 裕久君

商工委員

辞任

浜本 萬三君

補欠

運輸委員

辞任

藤井 裕久君

補欠

倉田 寛之君

通信委員

辞任

鈴木 省吾君

補欠

松岡清寿男君

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

建設委員

辞任

松本 英一君

補欠

浜本 萬三君

予算委員

辞任

小林 国司君

補欠

坂元 親男君

小柳 勇君

高桑 栄松君

吉川 春子君

中西 珠子君

橋本 敦君

決算委員

辞任

橋本 敦君

補欠

吉川 春子君

議院運営委員

辞任

吉村 眞事君

補欠

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(小柳勇君外三名発議)(参第一号)

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(衆第六号)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆第七号)

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第七九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件(閣法第一号)

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件(閣法第二号)

同日議長から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

同日議長から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

同日議長から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

同日議長から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

同日議長から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

同日議長から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

同日議長から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号) 大蔵委員会に付託
土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

農林水産委員会に付託
踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)
運輸委員会に付託
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)

通信委員会に付託
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案(閣法第七八号)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第六号)
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第七号)

同日委員長から次の報告書が提出された。
郵便法等の一部を改正する法律案(閣法第五一号) 審査報告書

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第三七号) 審査報告書

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出OTHレーダーの運用に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、四月二日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出自衛隊の見直し問題等に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、四月二日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出自衛隊の見直し問題等に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、四月二日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員下田京子君提出桜島噴火に伴う火山災害対策に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、四月五日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員小笠原貞子君提出日米及び日ソの漁業交渉に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、四月五日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、地方財政法第三十條の二の規定に基づき地方財政の状況の報告を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記
異動前の氏名 異動後の氏名 異動の年月日
官職名 官職名
人事官 加藤 六美君(任期満了) 昭六・三三

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百四回国会政府委員に任命することを承認した。

人事官 石坂 誠一君
同日内閣総理大臣から議長宛、人事官石坂誠一君(同日議長承認)を第百四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員

の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 志村 愛子君 補欠 亀井 久興君

板垣 正君 後藤 正夫君

太田 淳夫君 高木健太郎君

内藤 功君 神谷信之助君

地方行政委員

辞任 岩本 政光君 補欠 上條 勝久君

神谷信之助君 内藤 功君

法務委員

辞任 谷川 寛三君 補欠 林 道君

吉村 真事君 大坪健一郎君

中村 鋭一君 坂山 映子君

外務委員

辞任 後藤 正夫君 補欠 板垣 正君

関 嘉彦君 小西 博行君

文教委員

辞任 高木健太郎君 補欠 太田 淳夫君

小西 博行君 関 嘉彦君

商工委員

辞任 上條 勝久君 補欠 岩本 政光君

松本 英一君 浜本 万三君

井上 計君 伊藤 郁男君

運輸委員

辞任 伊藤 郁男君 補欠 井上 計君

通信委員

辞任 亀井 久興君 補欠 志村 愛子君

松岡満寿男君 鈴木 省吾君

坂山 映子君 中村 鋭一君

建設委員

辞任 坂本 万三君 補欠 松本 英一君

予算委員

辞任 坂元 親男君 補欠 石井 一二君

橋本 敦君 山中 郁子君

決算委員

辞任 吉川 春子君 補欠 橋本 敦君

議院運営委員

辞任 石井 一二君 補欠 土屋 義彦君

斎藤 十朗君 吉村 真事君

藤田 正明君 松岡満寿男君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号) 内閣委員会に付託

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号) 大蔵委員会に付託

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二二号) 社会労働委員会に付託

航空機工業振興法の一部を改正する法律案(閣法第二九号) 商工委員会に付託

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号 議長の報告事項

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

F4ファントムの試改修結果とその運用に関する質問主意書(桑君提出)

次期対地支援戦闘機(FSX)の導入に関する質問主意書(桑君提出)

畜産物の価格安定等に関する質問主意書(藤原房雄君提出)

昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

亀井 久興君

補欠

鈴木 省吾君

神谷信之助君

内藤 功君

地方行政委員

辞任

上田 稔君

補欠

石井 道子君

古賀重四郎君
(国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの)

岡部 三郎君
(国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

岩上 二郎君

倉田 寛之君

出口 廣光君

伊江 朝雄君

内藤 功君

橋本 敦君

三治 重信君

山田 勇君

法務委員

辞任

林 道君
(国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの)

補欠

倉田 寛之君
(国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

外務委員

辞任

板垣 正君
(国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの)

補欠

坂元 親男君
(国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

久保田真田君

八百板 正君

小西 博行君

関 嘉彦君

大蔵委員

辞任

伊江 朝雄君

補欠

出口 廣光君

桑名 義治君

服部 信吾君

文教委員

辞任

関 嘉彦君

補欠

小西 博行君

社会労働委員

辞任

石井 道子君

補欠

上田 稔君

高杉 勉忠君

山田 譲君

藤井 恒男君

田淵 哲也君

農林水産委員

辞任

八百板 正君

補欠

久保田真田君

山田 譲君

高杉 勉忠君

田淵 哲也君

藤井 恒男君

商工委員

辞任

伊藤 郁男君

補欠

井上 計君

運輸委員

辞任

倉田 寛之君

補欠

岩上 二郎君

井上 計君

伊藤 郁男君

通信委員

辞任

鈴木 省吾君

補欠

亀井 久興君

服部 信吾君

桑名 義治君

建設委員

辞任

福田 宏一君
(国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの)

補欠

小林 国司君
(国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

山田 勇君

三治 重信君

予算委員

辞任

倉田 寛之君

補欠

藤田 正明君

披山 映子君

山田 勇君

宇都宮徳馬君

田 英夫君

懲罰委員

辞任

小林 国司君

補欠

井上 孝君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会

理事 三治 重信君 (三治重信君の補欠)

外務委員会

理事 桑 豊君 (披山映子君の補欠)

同日内閣から次の議案が提出された。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(小柳勇君外三名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)審査報告書

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)審査報告書

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件(閣法第一号)審査報告書

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件(閣法第二号)審査報告書

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)審査報告書

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(衆第六号)審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆第七号)審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

軽種馬生産農家への農業改良資金の貸付け等に関する質問主意書(小笠原貞子君提出)

昭和六十一年三月二十八日 参議院會議録第八号

二六二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三 四二(大代)
〒 105

定価
三〇円部